

第18節の3 特定技能

第1 概要

1 「特定技能」の創設の趣旨

在留資格「特定技能」は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設けられたものである。

(注) 詳細は、第8「応用・資料編」の1「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する資料」を参照。

2 該当範囲

法別表第1の2の表の「特定技能」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

法別表第1の2の表（「特定技能」）

- 1号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 2号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第1号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあつては、第2号から第8号まで、又は第11号から第14号までに掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関、法務省、警察庁、外務省及び

厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。)で定める水準を満たす技能とする。

- 1号 介護分野
- 2号 ビルクリーニング分野
- 3号 工業製品製造業分野
- 4号 建設分野
- 5号 造船・船用工業分野
- 6号 自動車整備分野
- 7号 航空分野
- 8号 宿泊分野
- 9号 自動車運送業分野
- 10号 鉄道分野
- 11号 農業分野
- 12号 漁業分野
- 13号 飲食料品製造業分野
- 14号 外食業分野
- 15号 林業分野
- 16号 木材産業分野

(1) 要件の内容

- ア 特定技能外国人の契約の相手方である本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）が、特定技能外国人に行わせる業務内容が、人手不足が深刻な分野において、生産性の向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる分野として法務省令で定めるもの（以下「特定産業分野」という。）に該当し、特定技能外国人が技能を有するものとして、その内容を確認された所定の業務に該当するものであることを求めるもの。
- イ なお、特定産業分野及び従事する業務区分は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」のとおりである。
- ウ 特定技能所属機関は、特定技能外国人との間で特定技能雇用契約を締結する必要があるところ、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」（令和7年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）においては、「特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」という。）の雇用形態について

は、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とする。」と規定し、分野の特性に応じ、派遣形態を一部認める以外は、特定技能所属機関が直接雇用する制度としていることから、原則として、特定技能所属機関が特定技能外国人を直接指揮命令するものであることを求めるもの。

(2) 審査のポイント及び立証資料

ア 特定技能所属機関に特定技能外国人の受入れ実績がない場合には、登記事項証明書の目的欄等に関する記載から、当該機関の事業内容が特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領の「①分野」に対応する「②特定技能外国人が従事する業務」に明らかに該当しないものでないことを確認した上、特段の疑義があれば分野所管省庁に相談するよう指導する。

イ 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しつつ、特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

ウ 雇用条件書（参考様式第1-6号）における雇用形態を確認し、直接雇用としている場合には、必要に応じて、特定技能所属機関が、特定技能外国人を直接指揮命令する体制となっていることを確認する。

この点、雇用条件書（参考様式第1-6号）における雇用形態を直接雇用としているものの、他の機関の事業所内に設置されていることがうかがわれる事業所を就業の場所と記載している場合については、特定技能所属機関が特定技能外国人を直接指揮命令せず、他の機関が指揮命令する、いわゆる「偽装請負」を行っていることが疑われることから、特定技能所属機関が就業の場所に記載された他の機関で業務を行う理由がわかる資料として、特定技能所属機関と請負業者の両名の間で締結された請負契約書や委託契約書等の契約書類を提出させた上で、具体的な指揮命令系統や請負業者が特定技能外国人の指揮命令を行わない体制が整備されていることなど、実態として労働者派遣を行うものではないことを確認する。

エ なお、雇用条件書（参考様式第1-6号）における雇用形態を派遣雇用としている場合には、後記第2の2（1）オ、同3（1）クを参照。

(3) その他留意事項

ア 特定技能外国人が、複数の特定産業分野における技能水準及び日本語能力水準を満たした上で、特定技能所属機関において、対応する複数の特定産業分野の業務を行わせるための各基準に適合するときは、法務大臣が当該複数の特定産業分野の業務を指定することで、特定技能外国人は当該複数の特定産業分野の業務に従事する活動を行

うことが可能である。

- イ 複数の特定産業分野の業務を行わせる場合には、在留諸申請における各申請書の所属機関等作成用1の「2 特定技能雇用契約（2）従事すべき業務の内容」欄のうち、主に従事することとなる特定産業分野の業務について記載欄の最上段に「主たる分野」と記載した上で当該特定産業分野名を記載し、それ以外の特定産業分野の活動を2段目以降に「従たる分野」と記載した上で当該特定産業分野名を記載するよう案内する。
- ウ 基本方針においては、「特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」という。）の雇用形態については、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とする。」と規定し、分野の特性に応じ、派遣形態を一部認める以外は、特定技能所属機関が直接雇用する制度としており、複数の機関が一人の特定技能外国人に係る特定技能所属機関となることは想定していない。ただし、特定産業分野に係る業務を行っている場合等であって、特定産業分野に属する技能の向上のために親子会社の間等相互に密接に関係する特定技能所属機関の間において一定期間在籍型出向を行うことが必要不可欠であり、かつ、特定技能外国人の雇用の安定や特定技能外国人への支援に与える影響等に係る懸念を払拭するために必要な措置を講じたと認められるときに限り、例外的に複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約（分野別の特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）において定める特定産業分野の同一の業務区分に属する業務に従事するものに限る。）が許容されるが、その旨を分野別運用方針に明記されたもののみが対象となる。なお、不適正な運用実態を把握した場合、速やかに必要な調査等を行い、出入国又は労働に関する不正行為等が確認されたときは、特定技能所属機関等について厳正に処分等を行う。

- エ 分野の該当性については、基本的に、分野ごとに設置される協議会への加入に当たって判断されることとなっていることから、協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する（工業製品製造業分野及び建設分野については各大臣の登録を受けた法人に加入していることを確認する。）。

第2 「特定技能1号」

1 特定技能1号外国人の基準（上陸基準省令）

上陸基準省令

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第7条第1項第2号の基準は、法第6条第2項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

1号 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ 18歳以上であること。

ロ 健康状態が良好であること。

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域（出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）第1条に定める地域をいう。以下同じ。）の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

ヘ 特定技能（法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあつては、当該在留資格をもって在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く。）が通算して5年（当該在留資格をもって5年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあつては、6年）に達していないこと。

2号 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活に

において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

3号 申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあつては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

4号 申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあつては、当該手続を経ていること。

5号 食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期的に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

6号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(1) 年齢基準

上陸基準省令第1号（特定技能1号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ 18歳以上であること。

ア 要件の内容

我が国の労働法制上、法定時間外労働や休日労働等の規制なく就労が可能となる

のは18歳以上であることから、本制度において受け入れる外国人の年齢も同様に18歳以上とするもの。

イ 用語の定義

「18歳以上」とは、本邦入国時において18歳以上であることを要するものであり、本国において成人であるか否かを問わない。

ウ 審査のポイント

(ア) 申請書（申請人等作成用）の「生年月日」欄の記載から、申請人が18歳以上であることを確認する。

(イ) 在留資格認定証明書交付申請の時点で18歳未満であっても、申請書（申請人等作成用）の「入国予定年月日」欄の記載から、上陸許可申請時において、18歳以上に達していると思込まれるときは、基準適合性があるものとして在留資格認定証明書を交付して差し支えない。

(2) 健康状態が良好であること

上陸基準省令第1号（特定技能1号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。

ロ 健康状態が良好であること

ア 要件の内容

特定技能外国人が、在留資格「特定技能」に係る活動を安定的かつ継続的に行うことが見込まれるだけの健康状態にあることなどを求めるもの。

イ 審査のポイント

(ア) 健康診断個人票（参考様式第1-3号）の記載から、申請人が在留資格「特定技能」に係る活動を支障なく行うことが可能であることを確認する。なお、健康診断個人票に申請人が本邦において安定的かつ継続的に就労活動を行うことについて健康上の支障はない旨の記載があれば、明らかな疑義がある場合を除き、基準に適合しているものとして取り扱って差し支えない。

(イ) 健康診断個人票（参考様式第1-3号）とは異なる様式で提出があつた場合には、

健康診断個人票（参考様式第1-3号）に掲げる項目が網羅されていることを確認し、項目に漏れがあれば追加で当該項目について受診した上で健康診断書を提出するよう求める。

(ウ) 在留資格認定証明書交付申請においては、申請日の3か月前から申請日までに、医師の診断を受けていることを確認する。

(エ) 「技能実習」等からの在留資格変更許可申請においては、申請日の1年前から申請日までに、労働安全衛生法に基づき定期健康診断を受診しているとして当該診断結果が提出されている場合には、健康診断個人票（参考様式第1-3号）と同一の項目の受診内容であることが確認でき、かつ、医師の所見欄に特段の異常がある旨の記載が認められなければ、改めて健康診断を受診させなくても差し支えない。なお、受診者の申告書（参考様式第1-3号（別紙））の提出は求める。

ウ 立証資料

健康診断個人票（参考様式第1-3号）

受診者の申告書（参考様式第1-3号（別紙））

(3) 技能水準

上陸基準省令第1号（特定技能1号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ア 要件の内容

相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験等により証明されていることを求めるもの（試験ルート）。

また、申請人が技能実習2号を良好に修了しており、従事しようとする業務と技能実習2号の職種・作業が関連すると認められるものについては試験が免除されることとされている（技能実習ルート）。なお、従事しようとする業務と技能実習2号の職種・作業との関連性については、分野別運用方針、「特定技能の在留資格に係る制

度の運用に関する方針」に係る運用要領（以下「分野別運用要領」という。）及び特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

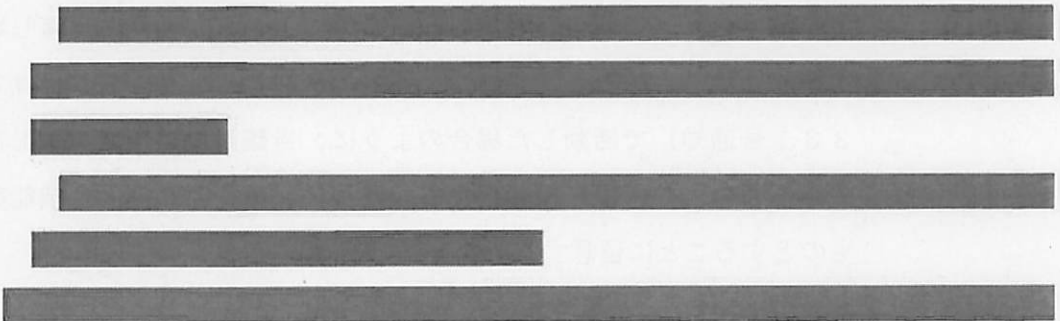
イ 用語の解説

(ア)「相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していること」とは、基本方針において、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できるだけの水準をいうものとされている。また、具体的な技能水準については、分野別運用方針に定められている。

(イ)「試験その他の評価方法」とは、分野別運用方針において定める試験等をいう。分野別運用方針においては、各分野の特性に応じて、技能試験によらない方法で技能水準があると評価される場合があり、この方法を採用している分野等の詳細については、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

(ウ)「技能実習2号を良好に修了している」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、技能実習2号の技能実習計画における目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること、又は、技能検定3級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいう。

- a 技能実習の終了日（出国日）が、開始日（上陸許可日）から起算して2年10か月経過後であれば、その期間内に、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）による出国期間のほか、実習実施者の都合など技能実習生の責めに帰すべき事由によらない事由により実習を行うことができなかった期間があったとしても、当該事情を考慮し、実際に技能実習を行っていなかった期間についても、技能実習を行った期間として2年10か月に含めて差し支えない。



[Redacted text block]

- b 技能実習2号を修了した者には、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）技能実習法施行前の技能実習生及び研修・技能実習制度下の「特定活動」の技能実習生も含まれる。
- c なお、自己の責めに帰すべき事由によらず、在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることができない事情が認められるとして「特定活動」（令和2年10月9日付け入管庁管第3942号通知）で活動した場合や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等の事情により技能実習計画に定めた技能検定又は技能実習評価試験の受検ができず次の段階の技能実習を行うことができないため、従前の実習実施者において引き続き業務に従事しながら当該検定等の受検を目的として、「特定活動」（令和2年3月19日付け入管庁管第1331号通知）で活動した場合のように、当該活動が技能実習と実質的に同一であるものとして取り扱われたものについては、当該期間は技能実習を行ったものとすることに留意する。

ウ 審査のポイント

申請書（申請人等作成用V）の記載から、技能水準の証明が試験によるもの、その他の評価方法によるもの、技能実習2号を良好に修了したことによるもののいずれに当たるかを確認し、試験によるもの及びその他の評価方法によるものについては、次の（ア）に従い、技能実習2号を良好に修了したことによるものについては次の（イ）に従い技能水準の証明がされていることを確認する。

（ア）試験ルート

技能試験の合格証明書又は合格を証明する資料の記載から、申請人に従事させようとする特定産業分野（業務区分）と当該試験が対応していることを分野別運用方針、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照して確認する。

なお、試験ルートのうち、技能検定3級の合格によって技能水準を証明する場合、実技試験及び学科試験のいずれの試験にも合格することが必要となることに留意する（後記（イ）の技能実習ルートでは、第2号技能実習計画における到達目標が、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格としていることから、当該試験の実技試験への合格のみを確認する取扱いとなっている。）。

（イ）技能実習ルート

申請人が、過去に技能実習生であった場合には、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格の有無に応じて、以下のとおり取り扱うものとする。

ただし、申請人が特定技能雇用契約を締結する特定技能所属機関が、当該申請人を技能実習生として雇用していた実習実施者と同一であって、過去1年以内に技能実習法上の「改善命令」や現技能実習施行制度において外国人技能実習機構が行う「改善勧告」（改善措置を行っているかは問わない。）を受けていない場合は、当該特定技能所属機関が適正な評価を行うことができるものとみなして、以下のa及びbによることなく、申請人が技能実習を2年10か月以上修了していることのみをもって、技能実習2号を良好に修了したものと取り扱う。

a 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した者

（a）申請書（申請人等作成用）の記載及び電算記録から、申請人が技能実習を2年10か月以上修了していることを確認する。

（b）技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した

ことを証明する資料の記載及び特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領から、技能実習2号の職種・作業が申請書（所属機関作成用）の特定産業分野（業務区分）と関連性を有するものとして対応していることを確認する。

- (c) なお、複数の職種・作業を組み合わせた技能実習に従事した者が、従たる職種・作業に係る技能実習について、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した場合には、当該従たる職種・作業に係る技能実習を2年10か月以上修了していなかった場合（例：技能実習2号から複数の職種・作業を組み合わせた技能実習を行った場合）でも、主たる職種・作業の技能実習で2年10か月以上修了していることが確認できれば、本要件に適合するものとして差し支えない。

b 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験を受験したが合格していない者（旧制度の技能実習生を含む。）

技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験を受験したがこれに合格していない者については、次の(a)から(f)に従い、技能実習2号を良好に修了しているか否かを確認する。

- (a) 申請書（申請人等作成用）の記載及び電算記録から、申請人が技能実習を2年10か月以上修了していることを確認する。
- (b) 申請人が技能実習2号を行っていた実習実施者（旧制度の実習実施機関を含む。以下同じ。）が作成した技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）の記載から、技能検定又は技能実習評価試験を受検した結果、不合格となったものの、技能実習実施中の出勤状況や技能の修得状況、生活態度等を総合的に考慮し、技能実習2号を良好に修了したことを確認する。

なお、技能検定又は技能実習評価試験を受検していない旧制度の技能実習生についても、上記に準じて技能実習2号を良好に修了したことを確認する。

ただし、技能実習法施行前の旧制度の技能実習生でないにもかかわらず、技能検定又は技能実習評価試験が未受検であった場合は、未受検である理由の説明を求めた上で、当該理由が合理的なものであることを確認することとなる（合理的な理由がある場合であっても、技能水準に疑義が持たれる場合は、以下の(d)のとおり対応する。）。

- (c) 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）における「技能実習

実施状況」の記載において、明らかに技能等の修得等が良好でないと認められる場合を除いて、良好に技能実習を修了したと取り扱って差し支えない。 [REDACTED]

なお、実習監理を行っていた監理団体が解散をしている場合など、監理団体が評価調書（参考様式第1-2号）に必要な記載を行うことができない場合には、実習実施者において必要な記載がされていることをもって、技能実習2号を良好に修了したことの有無を確認することとして差し支えない。

(d) 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）により基準に適合しているものと評価した場合であっても、 [REDACTED]

(e) なお、複数の職種・作業を組み合わせた技能実習に従事した者が、従たる職種・作業に係る技能実習について、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）の提出があったとしても、技能実習2号を良好に修了したものとして評価しない。

(f) [REDACTED]

なお、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）が発行した「技能実習修了証書」は、出勤や欠勤の状況が明らかでないほか、技能実習の実施状況について評価するものではないことから、評価調書（参考様式第1-2号）の代替として、技能実習2号を良好に修了したことの証明とはならないことに留意する。

エ 立証資料

(ア) 試験等により技能水準を証明する場合

- ・ 技能試験の合格証明書の写し又は合格を証明する資料
- ・ 分野別運用方針で定めるその他の評価方法を満たすことを証明する資料

(イ) 技能実習2号を良好に修了したことによる技能水準を証明する資料

- i 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格した場合
 - ・ 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格したことを証明する資料
- ii 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合
 - ・ 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）

(4) 日本語能力水準

上陸基準省令第1号（特定技能1号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ア 要件の内容

申請人が、ある程度の日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準を有しているこ

とが試験等により証明されていることを求めるもの。

なお、申請人が技能実習2号を良好に修了している場合は、原則として、修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しない（N4レベルの試験免除）。ただし、介護分野において証明を求めることとしている介護日本語評価試験の合格については、当該試験が介護業務に従事する上で支障のない程度の水準の日本語能力を有していることを確認するものであることから、介護職種・介護作業の技能実習2号を良好に修了した者を除き、試験免除されないことに留意する（詳細は特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。）。また、自動車運送業分野（タクシー運転者、バス運転者に限る。）及び鉄道分野（運輸係員に限る。）については、N3レベルの日本語能力が必要となるため、技能実習2号を良好に修了している場合にも試験その他の評価方法による証明を要することに留意する。

イ 用語の定義

(ア)「本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力」とは、分野別運用方針、分野別運用要領及び試験方針に記載された日本語能力をいい、当該日本語能力水準を有していることの判断は、分野所管行政機関が定める試験等により確認する。

(イ)「試験その他の評価方法」とは、分野別運用方針において定める試験等をいう。

なお、詳細は前記(3)イ(イ)aを参照する。

ウ 審査のポイント

申請書（申請人等作成用V）の記載から、申請人が試験による証明又はその他の評価方法により日本語能力水準を証明しようとする場合は後記(ア)に従い、技能実習2号を良好に修了したことにより日本語能力水準を証明しようとする場合は後記(イ)に従って確認する。

(ア) 試験ルート

日本語試験の合格証明書又は合格したことを証明する資料の記載から、合格した試験が、申請人が従事しようとする業務が属する分野別運用方針に定められた試験と一致することについて、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照して確認する。

なお、XXXXXXXXXXの結果の真偽照会に係る全般的な取扱いについては、

第12編第2章第1節第11のとおりであるが、

(イ) 技能実習ルート

前記(3)ウ(イ)を参照する。

ただし、前記アのとおり、技能実習2号を良好に修了している場合は、原則として、修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しないことに留意する。

エ 立証資料

(ア) 試験等により日本語能力水準を証明する場合

- ・ 日本語試験の合格証明書の写し又は合格を証明する資料
- ・ 分野別運用方針で定めるその他の評価方法を満たすことを証明する資料

(イ) 技能実習2号を良好に修了したことにより日本語能力水準を証明する場合

- i 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格した場合
- ・ 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したこ

とを証明する資料

- ii 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合

- ・ 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）

(5) 出入国管理上の支障がないこと

上陸基準省令第1号（特定技能1号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。

ホ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域（出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）第1条に定める地域をいう。以下同じ。）の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第1条に定める地域の権限ある機関を定める件（平成31年法務省告示第85号）

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1号ホ及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第1号ニの法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）第1条に定める地域の権限ある機関は、イラン・イスラム共和国を除いた国の政府又は同条に定める地域の権限ある機関とする。

ア 要件の内容

自国民引取り義務を履行しない等、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域からの受入れを認めないもの。

イ 用語の解説

退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域とは、告示で定める次の国・地

域をいう。

- ・ イラン・イスラム共和国

ウ 審査のポイント

上記イの国籍を有する者から、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請があった場合には、適合しないこととなる。

(6) 在留期間が通算して5年に達していないこと

上陸基準省令第1号（特定技能1号）

申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。

- へ 特定技能（法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあつては、当該在留資格をもって在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかつた期間を除く。）が通算して5年（当該在留資格をもって5年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあつては、6年）に達していないこと。

ア 要件の内容

在留資格「特定技能1号」で在留できる期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかつた期間を除く。）を通算して5年間（当該在留資格をもって5年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあつては、6年間）とするもの。

イ 用語の定義

- (ア) 「通算」とは、特定産業分野を問わず、在留資格「特定技能1号」で実際に本邦に在留した期間をいう。また、過去に在留資格「特定技能1号」で在留していた経歴を有する場合は、過去の在留期間も含まれることから、在留が連続した期間に限られず、単純出国した場合にも、通算在留期間が5年に達するまでは、再度新規入国して在留することもできる。

- (イ) 失業中等、実際に稼働していない期間がある場合であっても、「特定技能1号」

で本邦に在留している期間として通算在留期間に計上する。

(ウ) 再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む。）による出国期間についても、「特定技能1号」で本邦に在留している期間として通算在留期間に計上する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための上陸を拒否する措置など、本人の意思にかかわらず、再入国できなかった期間がある場合については、その事情を考慮して通算在留期間に含めない。

(エ) 「特定技能1号」を有する者がした在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請（転職を行うためのものに限る。）に係る特例期間についても、「特定技能1号」で本邦に在留している期間として通算在留期間に計上する。

(オ) 妊娠・出産により業務に従事することができなかった期間とは、労働基準法に基づく産前産後休業期間であり、産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間の期間をいう。当該期間については、その事情を考慮して通算在留期間に含めない。

(カ) 育児により業務に従事することができなかった期間とは、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児休業であり、子が1歳に達するまで（育児・介護休業法に基づき、保育所などに入所できない場合に限り、1歳6か月まで（再延長で2歳まで））の期間をいう。当該期間については、その事情を考慮して通算在留期間に含めない。

(キ) 「その他やむを得ない事情」とは、病気や怪我（労災を含む。）による休業期間などのことであり、特定技能制度の適正な運用を図る観点から、休業期間が原則1年以下（労災の場合はその事情に鑑み、休業期間が3年以下）である場合に限り、当該期間を通算在留期間に含めない。なお、休業期間は、連続した1か月を超える期間である必要があり、例えば、体調不良等を理由として数日間自宅で療養する場合や、継続的な通院により業務が行えない場合は通算在留期間に計上する。

(ク) 「特定技能2号」で従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることを評価する試験（以下「特定技能2号評価試験等」という。）に不合格となった1号特定技能外国人のうち、一定の要件を満たすものについては、当分の間「5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合」に該当するとして、通算在留期間を6年とする。

ウ 審査のポイント

(ア) 申請書（申請人等作成用V）の記載及び電算記録から、「特定技能1号」での通算在留期間が5年に満たないことを確認する。

(イ) 通算在留期間については、新規入国から単純出国までの在留期間ごとに算出する在留期間を合算する。なお、合算後、1か月に満たない日数については、30日をもって1か月とし、その余の日数は切り捨てる。ただし、通算在留期間が30日に満たない場合は、当該在留期間は1か月とする。

（参考）通算在留期間算出の例

- ① 1回目の在留期間が2年6か月15日
- ② 2回目の在留期間が25日
- ③ 合算期間は、2年6か月40日（①+②）
- ④ 通算在留期間は、2年7か月

(ウ) 在留中に通算在留期間が5年に達する場合は、他の在留資格への変更が認められた場合や妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができない期間を除き、在留期間の更新を認めない（雇用契約期間が残存している場合であっても、通算在留期間が5年（当該在留資格をもって5年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあつては、6年）を超える在留は認めない。）。

(エ) 平成31年4月の特定技能制度施行以後に同年2月26日付け法務省管第1298号通知等に基づき、「特定技能1号」への移行準備を目的として「特定活動（告示外）（以下「特定活動（特定技能1号移行準備（就労可）」という。）への在留資格変更許可を受けて在留していた者については、当該「特定活動（特定技能1号移行準備（就労可）」で在留していた期間も「特定技能1号」で在留したものとみなして通算在留期間に含めることとなることに留意する。

(オ) 再入国出国期間に関する申立書（参考様式第1-28号）が提出されている場合には申立書及び立証資料から、申立てにある出国期間が事実であることを電算記録で確認する。

(カ) 妊娠・出産・育児、病気や怪我（労災を含む。）により業務に従事することができない又はできなかった者については、通算在留期間が5年に達する概ね3か月前に在留諸申請を受け付け、休業期間に関する申立書（参考様式1-30号）及び立証資料を提出させ通算在留期間に含まない期間を確認する。

なお、在留資格「特定活動（特定技能1号移行準備（就労可）」で在留中の者についても「特定技能1号」と同様に、妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情

により業務に従事できない期間がある場合は、通算在留期間に含めないことに留意する。

- a 休業期間に関する申立書及び立証資料の内容と法第19条の18第1項第4号（受入れ困難に係る届出書）に係る届出の内容で休業期間が一致していることを確認する。
- b 休業期間が一致していない場合は、説明書を求めるなどして休業期間が一致していない理由を確認し慎重に判断する。

※ 産前産後休業に引き続いて育児休業に入った場合については、通算在留期間が5年に達する概ね3か月前に両者を合わせて在留諸申請を受け付ける。

(キ) 病気や怪我により業務に従事することができなかつたとして、休業期間に関する申立書の提出がなされた場合であっても、受入れ機関と1号特定技能外国人が共謀し、実際には就労していた期間を休業期間として申告するなどの当該制度の誤用、濫用を防ぐため、立証資料から実態として休業している期間であるかを確認する。

(ク) 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人については、通算在留期間が5年に達する概ね3か月前に、在留期間更新許可申請を受け付け、通算在留期間を超える在留に関する申立書（参考様式1-31号）及び立証資料を提出させ、一定の要件を満たし当該在留資格をもって5年を超えて在留することに相当の理由があるか確認する。

(ケ) 一定の要件を満たすとは、立証資料から以下を全て満たすことにより確認する。

- a 各分野別運用方針に定める「特定技能2号」への移行に必要な全ての試験について、合格基準点の8割以上の得点を取得していることが立証資料から明らかであること

※ 各分野の特定技能2号評価試験のほか、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業の各分野においては各技能検定1級、工業製品製造業分野においては、ビジネスキャリア検定3級、漁業及び外食業の各分野については日本語能力試験（N3相当以上）を含む。なお、自動車整備士技能検定2級及び航空従事者技能証明は対象外であることに留意する。

※ 不合格となった試験の受験日は本件取扱いの施行（令和7年9月30日）前後を問わないが、立証資料から当該要件を満たしていることが明らかである場合に限る。

- b 通算在留期間の5年を経過した後の在留期間中に、

- ・合格基準点の8割以上の得点を取得した特定技能2号評価試験等の合格に向けて精励し、かつ、同試験を受験すること
- ・特定技能2号評価試験等に合格した場合、速やかに「特定技能2号」の在留資格変更許可申請を行うこと
- ・特定技能2号評価試験等に合格できなかった場合、(他の在留資格へ変更可能な場合を除く。)速やかに帰国すること

を誓約していること

c 特定技能所属機関が次のいずれも満たしていること

- ・当該1号特定技能外国人を引き続き雇用する意思があること
- ・特定技能2号評価試験等の合格に向けた指導・研修・支援等を行う体制を有すること

(コ) 妊娠・出産・育児、病気や怪我(労災を含む。)により業務に従事することができない又はできなかった期間については、通算在留期間5年に達するまでに休業により業務に従事することができなかった期間を合算する方法により算出する。なお、合算後、1か月に満たない日数については、30日をもって1か月とし、その余の日数は切り捨てる。ただし、休業期間の通算が30日に満たない場合は、通算在留期間から除く期間とは認めない。

(参考) 通算在留期間5年から除く期間の算出の例

- ① 産前休業期間1か月14日
- ② 育児休業期間11か月20日
- ③ 合算期間は、12か月34日(①+②)
- ④ 通算在留期間5年から除く期間は、1年1か月

(サ) 在留期間の決定については後記第5在留期間2(4)を参照する。

エ 立証資料

(ア) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための上陸を拒否する措置などのやむを得ない事情により再入国することができなかった再入国出国期間

- ・再入国出国期間に関する申立書(参考様式第1-28号)

・やむを得ない事情により再入国できなかったことを疎明する資料

(イ) 妊娠・出産(産前産後休業)・育児(育児休業)

- ・休業期間に関する申立書(参考様式1-30号)

- ・母子健康手帳の写し
- ・産前産後休業を取得したことを疎明する資料・育児休業を取得したことを疎明する資料
- ・休業期間中のタイムカードの写し又は出勤簿の写し

(ウ) 病気・怪我（労災を含む。）

- ・休業期間に関する申立書（参考様式1-30号）
- ・医師の診断書、病院から発行された治療・入院等の事実を証明する資料（治療期間や入院期間が記載されているもの）
- ・労災保険の支給決定通知書の写し（労災の場合に限る。）
- ・休業期間中のタイムカードの写し又は出勤簿の写し
- ・休業期間中の給与明細書の写し
- ・休業期間中の給与が振り込まれる口座の通帳（直近の預金額を記帳しているもの）の写し
- ・休業期間中の給与振込口座指定・同意書の写し

(エ) 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人

- ・通算在留期間を超える在留に関する申立書（参考様式1-31号）
- ・各分野別運用方針に定める特定技能2号への移行に必要な全ての試験結果通知書（試験実施機関から発行された総得点及び合格基準点が記載されたもの）の写し

(7) 保証金・違約金契約の禁止

上陸基準省令（特定技能1号）
 2号 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

ア 要件の内容

申請人又はその親族等密接な関係を有する者が、保証金の徴収を受け又は違約金契約の締結をさせられている場合は、特定技能の適正な活動を阻害するおそれがあることから、これらの契約が締結されておらず、また、今後も締結されないことが見込

まれることを求めるもの。

イ 用語の定義

- (ア)「保証金」や「違約金」とは、名目のいかんを問わず、実質的に財産の管理に当たる行為の全てを含む。
- (イ)「申請人と社会生活において密接な関係を有する者」に該当するか否かについては、その者が金銭的な負担を負うことが、申請人が労働を強制される契機となったり、足止め策として自由に転職できないなどの要因となり得るか否かで決まることとなる。
- (ウ)「金銭その他の財産」とは、金銭だけでなく、有価証券、土地、家屋、物品等の金銭的な価値のあるものをいう。
- (エ)「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、当局や労働基準監督官署への法令違反に係る相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当する。

ウ 審査のポイント

- (ア) 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、申請人が保証金の徴収等をされていないことを確認する。
- (イ) 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の記載から、申請人が保証金の徴収等をされていないこと及び事前ガイダンスを実施していることを確認する。自国等の機関に支払った費用の名目を確認しただけでは、その詳細が不明の場合には、具体的にどのような理由で費用を徴収されているのかを確認する。特に、支払った費用の名目が、雇用のあっせんである旨記載されている場合には、雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の項目1及び2の記載内容と整合していることを確認する。
- (ウ) 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）の記載から、事前ガイダンスにおいて「保証金の徴収、契約の不履行について違約金契約等を締結することは禁止されていること」が情報提供項目として含まれていることを確認する。

エ その他留意事項

保証金の徴収及び違約金契約の締結については、徴収する主体を特定せず、幅広

く規制の対象としている。また、特定技能外国人の申告又は関係行政機関からの通報等を端緒として後に発覚した場合には、この基準を満たしていないものとして、入国・在留審査要領第9編の2第4章第6節により調査・指導を行う。

オ 立証資料

- ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）
- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

(8) 費用負担に係る合意

<p>上陸基準省令（特定技能1号）</p> <p>3号 申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあつては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。</p> <p>5号 食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期的に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。</p>

ア 要件の内容

申請人が入国前及び在留中に負担する費用について、その意に反して徴収されるなど不当な費用徴収を防止するため、申請人が負担する費用の額及び内訳を十分に理解して合意していることを求めるもの。

イ 用語の定義

- (ア) 上陸基準省令第3号の「費用」とは、申請人が本邦に入国するに際して、その準備のために支払ったものをいい、費用を支払った相手方を問わない。
- (イ) 上陸基準省令第5号の「費用」とは、申請人が入国後に特定技能所属機関等に定期的に支払うこととなるものをいう。

ウ 審査のポイント

(ア) 共通事項

申請書（申請人等作成用V）の記載から、特定技能活動の準備に関し支払った費用及び定期的に負担する費用の額及び内訳を十分に理解して合意していることを確認する。

- (イ) 本邦外で活動の準備に関して外国の機関に支払っている費用

雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の記載から、申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は入国若しくは在留資格「特定技能」に係る活動の準備に関し、外国の機関に対し、支払う費用の額及び内訳について合意した上で、当該費用を支払っており、その額及び内訳が、社会通念上不当なものであると解される場合には、申請人が真に合意をしていることについて慎重に審査を行う。

(ウ) 本邦在留中に定期的に負担する費用

雇用条件書の別紙1「賃金の支払」（参考様式第1-6号）及び1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）から、食費、居住費その他名目のいかなを問わず申請人が定期的に負担する費用の額及び内訳についての記載があることを確認する。

(a) 居住費

i 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄3アdの記載と雇用条件書（参考様式第1-6号）の「別紙1賃金の支払4. 賃金支払時に控除する項目」欄の居住費の額が同一であることを確認する。

ii 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄3アdの記載が「自己所有物件」の場合は、実際に建設・改装等に要した費用（土地の購入代・土地の造成費用等に関する費用は除く。）、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額であることの説明がされていることを確認する。

iii 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄3アdの記載が「借上物件」の場合は、借上げに要する賃料（管理費・共益費、借上物件に対する損害保険・火災保険等を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等は含まれない。以下同じ。）を、入居する特定技能外国人の人数で除した額であることの説明がされていることを確認する。

iv

[Redacted text block]

(b) 水道光熱費

- i 雇用条件書の別紙1「賃金の支払」(参考様式第1-6号)の記載から、水道光熱費の徴収の有無を確認し、記載のある場合には、記載された額が、明らかに高額であるなど不合理でないかを確認する。なお、特定技能所属機関の家族や他の特定技能外国人と同居している場合などで、個々の利用状況を区分けできない場合でも、差し支えない。また、適正な額であることについて疑義がある場合には、追加で説明を求める。

(c) その他特定技能外国人が定期的に負担する費用

- i 雇用条件書の別紙1「賃金の支払」(参考様式第1-6号)の記載から、その他特定技能外国人が定期的に負担する費用の徴収の有無を確認し、記載

のある場合には、記載された額が、明らかに高額であるなど不合理でないかを確認する。なお、適正な額であることについて疑義がある場合には、追加で説明を求める。

- (エ) 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）の記載から、事前ガイダンスにおいて、支援に要する費用を申請人に負担させないことを情報提供項目としていることを確認する。

エ その他留意事項

- (ア) 宿泊施設の具体的な内容が「自己所有物件」である場合において、周辺の家賃相場等を勘案し、借り上げた場合の賃料の額を基礎額として、特定技能外国人から徴収する居住費を算出することは、原則としてこの観点からの説明のみでは認められないものである。これは、一般的に家賃の市場価格は賃貸することで得られる利益も含まれているものであることから、特定技能外国人から徴収する居住費を算出する際の基礎額とすることが望ましくないと考えられるためである。このような説明を申請者が行ってきた場合には、あくまで判断の一要素として勘案するにとどめ、実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等からの説明を求めるものとする。

- (イ) 宿泊施設として「自己所有物件」を選択している場合で耐用年数を踏まえた説明がされているものについては、必ずしも、国税庁が定める減価償却資産の耐用年数に従わなければならないものではなく、特定技能所属機関の説明を踏まえて、総合的観点から判断する。

- (ウ) この点、提供する宿泊施設の建物に係る耐用年数を経過していた場合、当該建物に係る費用を徴収することは認められないこととなるが、宿泊施設の改装費や、宿泊施設に付随する家電、家具、食器などの備品のほか、火災保険、損害保険等を特定技能所属機関が定期的に徴収する場合については、当該費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであり、かつ、特定技能外国人が当該利益の提供を受けることを十分に理解していることを前提として、当該費用の請求が実費の範囲内であり、備品の耐用年数や入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額である限りにおいて、徴収することを認めて差し支えない。
- また、これらの徴収する費用については、設置する備品が従物か付加一体物であるか、購入したものか借り上げた（レンタルした）ものか、又は自己所有物件か借上物件かのいずれかによって、当該基準の適合性を区別する必要はなく、特

定技能外国人と特定技能所属機関の間で合意している限りにおいて、居住費又はその他費用のいずれかの費用として、徴収することとして差し支えない。

なお、火災保険や損害保険等の利益が特定技能外国人に帰属するかの判断については、被保険者や保険金の請求権者が特定技能外国人本人であることなど、保険の内容等を踏まえ、当該保険費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであることを確認する。

(エ) 特定技能外国人が宿泊施設を退去するに際して必要となる室内の原状回復費用については、本基準の対象となる特定技能外国人が「定期に負担する費用」には該当しないことから、関係者から相談があった場合には、当事者間で解決を図るよう指導する。

オ 立証資料

- ・ 雇用条件書別紙1「賃金の支払」（参考様式第1-6号）の写し
- ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）
- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

(9) 本国で「特定技能」の活動に関して必要な手続を行っていること

上陸基準省令（特定技能1号）

4号 申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては、当該手続を経ていること。

ア 要件の内容

申請人が特定技能外国人として本邦で就労を行うに際して、本国において、海外に渡航して労働を行う場合に当該本国で許可等が必要である場合に、当該許可等に係る手続を遵守していることを求めるもの。

イ 用語の定義

「申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続」とは、申請人の本国において、海外に渡航して労働を行う場合に当該本国で許可等が必要である場合の当該許可等に係る手続をいう。

ウ 審査のポイント

(ア) 申請書の記載から、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続を履行していることについて誓約していることを確認する。

(イ) 前記イに定める国については、国籍国政府から発行される書類をもって、「遵守

すべき手続」が履行されていることを確認する。

エ その他留意事項

(ア) 本制度では、悪質な仲介事業者の排除を目的として、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしているところ、二国間取決めにおいて、カンボジア、タイ及びベトナムは遵守すべき手続に係る書類が定められているため、(イ) のとおり対応する。また、入管WANに掲示している関係情報を参照する。

(イ) 申請人の国籍がカンボジア、タイ及びベトナムの場合、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請時に以下の書類が必要になるところ、当該書類が提出された場合にあつては、本基準に適合しているものと判断する（令和7年9月現在。）。

a カンボジア

(a) 在留資格認定証明書交付申請時

登録証明書（令和元年8月1日付け入管庁管第674号通知参照）

(b) 在留資格変更許可申請時

登録証明書（令和元年8月1日付け入管庁管第674号通知参照）

※ 申請人の現有の在留資格にかかわらず、すべからく提出を要するものであり、既に「特定技能」の在留資格をもって在留する者が転職のために申請に及んだ場合も提出が必要。

b タイ

(a) 在留資格認定証明書交付申請時

なし

(b) 在留資格変更許可申請時

駐日タイ王国大使館労働担当官事務所の認証を受けた雇用契約書の写し（令和2年4月20日付け入管庁管第1763号通知参照）

※ 協力覚書に基づき、認証済雇用契約書の写しの提出が求められているのは技能実習2号を修了している者からの在留資格変更許可申請のみに限られているところ、技能実習2号を修了した者からの在留資格変更許可申請であれば、現有の在留資格にかかわらず、認証済雇用契約書の写しの提出が必要であるが、既に「特定技能1号」の在留資格を得た者が他の特定技能所属機関に移行（転職）する場合や特定産業分野を変更するとして在留資

格変更許可申請に及んだ場合においては、認証済雇用契約書の写しの提出を求めない。

c ベトナム

(a) 在留資格認定証明書交付申請時

ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局（DOLAB）作成の推薦者表（令和6年6月27日付け入管庁管第1991号通知参照）

(b) 在留資格変更許可申請時（申請人の現有の在留資格が「技能実習」又は「留学」の場合に限る）

駐日ベトナム大使館労働管理部作成の推薦者表（令和6年6月27日付け入管庁管第1991号通知参照）

※ 現有の在留資格が「留学」の者については、2年未満の課程を修了若しくは修了見込みであることを証明する書類（卒業証明書等）又は在学証明書若しくは退学証明書の提出を求める（上陸基準省令第4号の「遵守すべき手続」がないことを確認する。）。なお、2年以上の課程の修了又は修了見込みである旨の証明書類が提出された場合には推薦者表の提出が必要であることを案内する。また、技能実習2号又は3号の修了者であって、他の在留資格に変更済みの者については、原則として推薦者表の提出は要さない。ただし、従前の申請において推薦者表の提出がないことをもって不交付又は不許可処分とした者については、引き続き推薦者表の提出を求めることとする。

(10) 分野の特性に応じた基準に適合すること

上陸基準省令（特定技能1号）
 6号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

ア 要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乘せ基準を設けることができるもの。なお、詳細については、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

イ 用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

ウ 審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら、特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

2 特定技能雇用契約に関する基準

(特定技能雇用契約等)

法第2条の5 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第4章第1節第2款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

1号 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項

2号 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項

第2項 前項の法務省令で定める基準には、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。

特定技能基準省令第1条

第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

1号 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

2号 外国人の所定労働時間が、特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。

3号 外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。

4号 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施

設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。

5号 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。

6号 外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第11項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては、当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。

7号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

第2項 法第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

1号 外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関が、当該旅費を負担するとともに、当該特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

2号 特定技能所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること。

3号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(1) 雇用関係に関する事項

ア 相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事させること

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

1号 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

(ア) 要件の内容

申請人が従事する業務における特定産業分野ごとの技能水準として、特定技能1号については、「相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能」、特定技能2号については、「熟練した技能」を要することを求めるもの。

(イ) 用語の定義

- a 「相当程度の知識若しくは経験を要する技能」とは、基本方針において、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいうこととされている（技能実習2号修了者と同等程度の技能水準）。
- b 「熟練した技能」とは、基本方針において、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいうこととされている（在留資格「技術・人文知識・国際業務」等の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等以上の技能水準）。

(ウ) 審査のポイント

申請書（所属機関等作成用V）、特定技能雇用契約書（参考様式第1-5号）及び雇用条件書（参考様式第1-6号）の記載から、申請人が行おうとする業務の分野及び業務区分が特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領に対応するものであることを確認する。

(エ) その他留意事項

- i 特定産業分野又は特定技能所属機関が変更となった場合は、指定書の指定内容に変更が生じることから、在留資格変更許可申請を行わなければならない。
- ii 特定産業分野及び特定技能所属機関に変更はないが、業務区分が変更となった場合は、変更後の業務区分における相当程度の知識若しくは経験を要する技能を有していること又は熟練した技能を有していることを確認する必要があることから、当該業務区分が変更された後の最初の在留期間更新許可申請時に、

当該業務区分に応じた技能を有していることを確認する。

なお、業務区分が変更された場合は、特定技能雇用契約の変更を伴うことから、特定技能雇用契約に係る届出（法第19条の18第1項第1号）を行わなければならない。

(オ) 立証資料

- ・ 特定技能雇用契約書（参考様式第1-5号）の写し
- ・ 雇用条件書（参考様式第1-6号）の写し

イ 同一の業務に従事する通常の労働者と所定労働時間が同等であること

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 2号 外国人の所定労働時間が、特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。

(ア) 要件の内容

特定技能外国人の雇用形態はフルタイム従業員であることを求めることから、所定労働時間が特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であることを求めるもの。

(イ) 用語の解説

- a 「所定労働時間」とは、雇用契約や就業規則で定められた労働時間（休憩時間は含まない。）をいう。
- b 「通常の労働者」とは、特定技能外国人が従事する業務と同種の業務に従事する特定技能外国人以外の労働者であって、最も適用者数が多い所定労働時間が適用されるものをいう。

(ウ) 審査のポイント

- a 特定技能外国人の雇用形態として求めるフルタイムとは、原則、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週労働時間が30時間以上であることをいうものとする。
- b 雇用条件書（参考様式第1-6号）の記載から、申請人の雇用条件がフルタイムでの雇用であることを確認する。

なお、特定技能所属機関が就業規則を作成している場合、労働時間が就業規則に基づいていることが必要である。

- c 雇用条件書（参考様式第1-6号）の記載から、申請人がフルタイムに該当しない場合、通常の労働者の所定労働時間やフルタイムにできないやむを得ない特別な事情について、理由書（任意様式）の提出を求めるなどし、当該説明に合理性があるか確認する。

（エ）その他留意事項

所定労働時間について、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを所定労働時間とし、1年単位の変形労働時間制を採用している場合は、特定技能外国人が十分理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを確認し、一定期間内で平均したものを所定労働時間とする。

（オ）立証資料

- ・雇用条件書（参考様式第1-6号）の写し
（以下、変形労働時間制で雇用する場合）
- ・特定技能外国人が十分理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し
- ・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し

ウ 同等の業務に従事する日本人の報酬の額と同等以上であること

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

3号 外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。

4号 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。

（ア）要件の内容

申請人の報酬額が同等の業務に従事する日本人労働者の報酬額と同等以上であること及び外国人であることを理由として待遇等に差別的な取扱いをしないことを求めるもの。

（イ）用語の定義

- a 「日本人」とは、申請人と同等の業務に従事する者であって、申請人と責任の程度や経験年数等が同等程度の者をいう。
- b 「報酬」の定義は、本編第2章第1節第2の項番2を参照すること。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないことを確認すること。
- b 次の方法により同等報酬であることを確認する。

(a) 賃金規程がある場合

特定技能所属機関が賃金規程（申請人（外国人）と役職や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われる額と同一であるとの考え方に沿って定められているものに限る。以下同じ。）を作成している場合は、賃金規程の写しの提出を求め、申請人を含む労働者が同賃金規程に基づいて報酬が決定されている場合は、同等報酬であるものとする。

(b) 賃金規程がない場合

i 比較対象となる日本人労働者がいる場合

(i) 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）の「1 申請人に対する報酬」と「2 比較対象となる日本人労働者がいる場合」の記載から、比較対象となる日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度等が、申請人と同等であることを確認する。

(ii) 雇用条件書（参考様式第1-6号）及び特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）の2欄の「③ 比較対象となる日本人労働者の報酬」の記載から、申請人の報酬額と比較対象となる日本人労働者の報酬額とを比較し、同等以上であることを確認する。当該日本人に対する報酬と同額であれば、それ以上審査することを要しない。

ii 比較対象となる日本人労働者がいない場合

(i) 申請人と近い業務等を担う業務に従事する日本人労働者がいる場合

① 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）の「1 申請人に対する報酬」と「3 比較対象となる日本人労働者がいない場合」の記載から、最も近い職務を担う日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度について、申請人との差が合理的に説明され

ていることを確認する。

- ② 雇用条件書（参考様式第1-6号）及び特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）の3欄の「③ 最も近い職務を担う日本人労働者の報酬」の記載から、申請人の報酬額と最も近い職務を担う業務に従事する日本人労働者の報酬額とを比較し、前記①において確認した差を考慮して、報酬額が妥当であることを確認する。

- (ii) 前記(i)に該当しない場合

申請人に対する報酬が、

- (c) 前記(b)によっても判断が困難な場合で、特定技能所属機関において技能実習生を雇用している場合には、当該特定技能所属機関に所属する技能実習生の報酬と比較する。

- (d) 同等報酬の審査に当たり、特定技能外国人は、技能実習2号修了者であればおおむね3年間、技能実習3号修了者であればおおむね5年間、日本に在留し技能実習を修了した者であることから、従事しようとする業務について、おおむね3年程度又は5年程度の経験者として取り扱うことが求められる。技能実習生として受け入れられていたことがある者を特定技能外国人として雇用する場合、技能実習2号修了時の報酬額を上回っていることはもとより、実際に3年程度又は5年程度の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬額とも比較し、適切に設定されることが求められる。なお、留学生等であった者や他の受入れ機関において受け入れられていた技能実習生が新たに雇用される場合には、雇用する特定技能所属機関の就業規則等に従って賃金が決定されることとなるから、全ての申請人について、おおむね3年程度又は5年程度の経験者として取り扱わなければならないものではないことに留意する。

- (e) 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）において、申請人の報酬額及び日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であるとして比較対象となる日本人労働者（最も近い職務を担う日本人労働者を含む。以下同じ。）の報酬額のいずれについても、申請人が従事する事業場が所在する都道

府県における最低賃金額と同一であるものについては、以下の方法により審査する。

i 比較対象となる日本人労働者に関する次の資料の提出を求めた上、特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）に記載されている比較対象となる日本人労働者に関する記載内容に誤りがないことを確認する。

(i) 比較対象となる日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度を明らかにする資料（申請人及び当該日本人労働者を記載した社内の組織図、履歴書等）

(ii) 比較対象となる日本人労働者の経験年数が分かる資料（健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し、雇用保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し等）

(iii) 比較対象となる日本人労働者の報酬の支給状況を明らかにする資料（賃金台帳の写し等）

ii 前記iの資料から、「特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）」に記載されている比較対象となる日本人労働者に関する記載内容について特段の疑義がない場合には、基準適合性があるものとして取り扱うこととする。

また、申請人の報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等のものとして決定されていないと認められる場合には、申請人の報酬を適切に決定するよう指導を行うこととし、その結果、適切に設定される場合には基準適合性が認められるものとして取り扱う。

なお、報酬が最低賃金と同額で決定されていることをもって基準適合性がないとして取り扱うものではないことに留意する。

c 差別的な取扱いの有無

申請書（所属機関等作成用V）の記載から、外国人であることを理由として待遇について差別的な取扱いをしていないことを確認する。

(エ) 立証資料

- ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）
- ・ 雇用条件書（参考様式第1-6号）の写し

- ・ 賃金規程の写し
- ・ 比較対象となる日本人労働者の報酬体系を明らかにする資料
- ・ 比較対象となる日本人労働者がいない場合は、最も役職や責任の程度に近い日本人労働者の報酬体系を明らかにする資料

エ 一時帰国休暇の取得

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

5号 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。

(ア) 要件の内容

特定技能所属機関に対し、申請人から一時帰国の申出があった場合は、事業の正常な運営を妨げる場合等業務上やむを得ない事情がある場合を除き、何らかの有給の休暇を取得することができるよう配慮を求めるもの。なお、例えば、既に労働基準法上の年次有給休暇を全て取得した者から、一時帰国を希望する申出があった場合にも、追加的な有給休暇の取得や無給休暇を取得することができるよう配慮が望まれる。

(イ) 用語の定義

「有給休暇」とは、労働基準法第39条に定める年次有給休暇を含め、有給休暇一般をいう。

(ウ) 審査のポイント

- 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、外国人が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を付与することとしていることを確認する。
- 雇用条件書（参考様式第1-6号）の「VI 休暇」欄の記載から、外国人が一時帰国を希望した場合には必要な有給休暇を取得させることとなっていることを確認する。
- 申請人が一時帰国のために休暇を取得したことを理由に、就労上の不利益な扱いをした場合は、本基準に適合しないものとして取り扱う。

(エ) その他留意事項

- a 特定技能外国人から、一時帰国休暇の取得が認められなかった旨の申告があった場合は、特定技能所属機関から事情を聴取し、必要に応じて指導及び助言を行う。
- b 事業の正常な運営を妨げる場合等業務上やむを得ない事情により、一時帰国休暇を取得させることが困難である場合は、代替日を提案するなどの代替措置を講じることを要する。

業務上やむを得ない事情とは、当該外国人が従事する業務が代替性を有さない業務であって、休暇取得希望日において当該外国人以外に担当可能な者がおらず、当該希望日以外に代替日を設けることが不可能であることについて合理的な理由があるものをいう。

(オ) 立証資料

雇用条件書（参考様式第1-6号）の写し

オ 派遣先が定まっていること

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

6号 外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第11項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあつては、当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。

(ア) 要件の内容

特定技能外国人を派遣労働者として雇用する場合は、雇用期間の全てにおいて、当該外国人の派遣先及び派遣期間が定められていることを求めるもの。なお、労働者派遣によることができるのは、分野別運用方針において、雇用形態として労働者派遣を採ることとしているもの（農業分野及び漁業分野）に限られる。

(イ) 用語の定義

「労働者派遣」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働派遣者の保

護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定されている「自己の雇用する労働者を当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない」ことをいう。

（ウ）審査のポイント

- a 特定技能雇用契約書（参考様式第1－5号）及び労働者派遣契約書の記載から、申請人と特定技能所属機関の間で特定技能雇用契約が締結されており、かつ、当該特定技能所属機関と派遣先の事業主の間で労働者派遣契約が締結されていることを確認する。
- b 派遣計画書（参考様式第1－12号）及び就業条件明示書（参考様式第1－13号）の記載から、派遣先（派遣先が複数ある場合は、その全てについて）の氏名又は名称及び住所並びに派遣の期間が定められていることを確認する。

（エ）その他留意事項

- a 派遣元である特定技能所属機関は、申請人に対し、労働者派遣法第34条に基づき、派遣期間等を明示する必要がある。

（参考1）労働者派遣法第34条第1項

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

（参考2）労働者派遣法第26条第1項

労働者派遣契約の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

- b 労働者派遣については、本基準に加えて、後記3（1）クの基準にも該当しなければならない。

（オ）立証資料

- ・ 特定技能雇用契約書（参考様式第1－5号）の写し
- ・ 派遣計画書（参考様式第1－12号）

- ・ 就業条件明示書（参考様式第1-13号）の写し
- ・ 労働者派遣契約書の写し

カ 分野の特性に応じた基準

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

7号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(ア) 要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乘せ基準を設けることができるもの。なお、詳細については、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

(イ) 用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

(ウ) 審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら、特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

(2) 適正な在留に資するために必要な事項

ア 帰国担保措置を講じていること

特定技能基準省令第1条第2項

法第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

1号 外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関が、当該旅費を負担するとともに、当該特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

(ア) 要件の内容

申請人が特定技能雇用契約の終了後に帰国するに当たり、申請人が帰国費用を

捻出できないときは、特定技能所属機関が帰国費用を負担することを含め帰国担保措置を講ずるよう求めるものであり、帰国することとなった原因を問わず、特定技能所属機関は費用負担を含め帰国担保措置を講じる必要がある。

なお、帰国費用は、原則として申請人本人が負担することとなっている。

(イ) 用語の定義

- a 「旅費を負担することができないとき」とは、申請人が自ら帰国費用を捻出できない場合をいい、帰国することとなった原因（行方不明となった場合を除く。）を問わない。
- b 「必要な措置」とは、帰国費用を負担することにとどまらず、帰国のための航空券の予約及び購入を行うなどの措置を含むものである。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、申請人が契約終了後の帰国に要する費用について負担することができないときは、当該費用を負担するとともに、出国が円滑にされるよう必要な措置を講じることとしていることを確認する。
- b 雇用条件書（参考様式第1-6号）の記載から、帰国担保措置に関する条項が含まれていることを確認する。

(エ) その他留意事項

特定技能外国人受入れに関する運用要領において、特定技能所属機関の倒産といった不測の事態に備えて、第三者（登録支援機関や関連企業等）と協定を結ぶなどして、帰国費用を確保することを推奨している。

なお、協定を結んでいないことのみをもって、本基準に適合しないこととはならないものの、帰国費用の負担が困難であることが疑われる場合は、理由書等の提出を求め、帰国担保措置の実効性を確保する。

(オ) 立証資料

雇用条件書（参考様式第1-6号）の写し

イ 特定技能外国人の健康状況その他の生活状況の把握のための措置

特定技能基準省令第1条第2項

法第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

2号 特定技能所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するた

めに必要な措置を講ずることとしていること。

(ア) 要件の内容

特定技能所属機関に対し、特定技能外国人の健康状況及び生活状況の把握を求め、もって当該外国人の安定的かつ継続的な在留を確保するもの。

(イ) 用語の定義

- a 「健康状況の把握のための措置」とは、労働安全衛生法に定める雇入れ時の健康診断や雇用期間中の定期健康診断を適切に実施すること、健康状況に問題がないかを定期的に特定技能外国人から聞き取りを行う等の措置を講ずることをいう。
- b 「その他の生活状況の把握のための措置」とは、緊急連絡網を構築したり、定期的な面談において、日常生活上の問題がないかを把握する等の措置を講ずることをいう。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることを確認する。
- b 雇用条件書（参考様式第1-6号）の記載から、雇入れ時の健康診断及び定期健康診断を実施することとしていることを確認する。
- c 特定技能外国人から、健康診断を受けることができなかった旨の申告があった場合や、病気・怪我を理由とする受入れ困難に係る届出書（参考様式第3-4号）の提出があった場合は、必要に応じて、特定技能所属機関に対し、当該外国人の定期健康診断書の写しの提出を求めるなどして、当該機関が健康状況の把握を適切に行っているかを確認する。

(エ) 立証資料

雇用条件書（参考様式第1-6号）の写し

ウ 分野の特性に応じた基準

特定技能基準省令第1条第2項

法第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

3号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める

基準に適合すること。

(ア) 要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乘せ基準を設けることができるもの。
 なお、詳細については、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

(イ) 用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

(ウ) 審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら、特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

3 特定技能所属機関に関する基準

法第2条の5第3項

特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 1号 前2項の規定に適合する特定技能雇用契約（第19条の19第2号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行
- 2号 第6項及び第7項の規定に適合する第6項に規定する1号特定技能外国人支援計画（第5項及び第4章第1節第2款において「適合1号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 1号 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。
- 2号 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。
 - イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者
 - ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者
 - ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該

有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。) された者

ニ 自発的に離職した者

3号 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。

4号 次のいずれにも該当しないこと。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(1) 労働基準法第117条(船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の規定により適用される場合を含む。)、第118条第1項(労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。)、第119条(同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。)及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定

(2) 船員法(昭和22年法律第100号)第129条(同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。)、第130条(同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条(同法第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定に係る部分に限る。)及び第131条(第1号(同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。)及び第3号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定(これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。)

(3) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条、第64条、第65条(第1号を除く。)及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定

(4) 船員職業安定法第111条から第115条までの規定

(5) 法第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第

- 74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定
- (6) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
- (7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第40条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
- (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- (9) 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- (10) 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
- (11) 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- (12) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- (13) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条から第65条までの規定
- (14) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- (15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第108条、第109条、第110条（同法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第6号から第11号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定
- (16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第7項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの

- 規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条及び第122条の規定
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ニ 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第1項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ホ 精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに

準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。フにおいて同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

- (1) 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
- (2) 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
- (3) 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
- (4) 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為
- (6) 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
- (7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
- (8) 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為
- (9) 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為
- (10) 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若

しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

(11) 法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為

ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ 法人であつて、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

5号 特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し、当該外国人に当該特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

6号 特定技能雇用契約を締結するに当たり、外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、当該特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、他の者に、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合、又は、他の者との間で、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては、そのことを認識して当該特定技能雇用契約を締結していないこと。

7号 他の者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

8号 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関にあっては、1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

9号 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のい

ずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

(1) 当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

(2) 地方公共団体又は(1)に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

(3) 地方公共団体の職員又は(1)に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は(1)に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

(4) 外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあっては、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第16条の5第1項に規定する特定機関であること。

ロ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。

10号 事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

11号 特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

12号 特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座又は貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

12号の2 特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。

13号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

第2項 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

1号 次のいずれかに該当すること。

イ 過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、適合1号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

ロ 役員又は職員であって過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

ハ イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認められたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

2号 特定技能雇用契約の当事者である外国人に係る1号特定技能外国人支援計画に基づく職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

3号 1号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し、当該1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

4号 支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、第1項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

5号 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、法第19条の2第1項の規定に反して適合1号特定技能外国人支援計画に基づい

た1号特定技能外国人支援を怠ったことがないこと。

6号 支援責任者又は支援担当者が特定技能雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

7号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(1) 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

特定技能所属機関は、特定技能雇用契約の相手方の基準として特定技能基準省令で定める基準に適合していることが求められる。こうした機関の適格性については、原則として、特定技能外国人の初回受入れ時は在留諸申請において確認し、受入れ開始後は「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（定期届出）において確認を行う（労働者派遣に係る基準等の一部の基準を除く。）。定期届出において確認した結果については、受入機関データベースシステム（ACCORD）に保管されることから、同システム内の情報を活用して審査を行う。

(注)

ア 労働、社会保険及び租税に関する法令の遵守

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

1号 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

(ア) 要件の内容

特定技能所属機関に対し、労働関係法令、社会保険関係法令及び租税関係法令を遵守していることを求めるもの。

(イ) 用語の定義

a 労働関係法令

(a) 「労働関係法令」とは、労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法、労働者派遣法、最低賃金法、雇用保険法及び労働者災害補償保険法等の労働に関する

法令一般をいう。

- (b)「労働関係法令を遵守している」とは、具体的には以下の場合をいう。
- i 雇用契約が労働基準法等に違反していないこと。
 - ii 雇用保険及び労災保険（以下「労働保険」という。）の適用事業所である場合は、当該保険の加入手続を適切に行い、保険料を適切に納付していることが求められる。
 なお、労災保険の適用事業所でない場合は、特定技能基準省令第2条第1項第10号の規定により、特定技能外国人を労働保険に代わる民間保険に加入させていることを求めることとしている。
 - iii 特定技能外国人と特定技能所属機関の雇用関係の成立のあっせんを行う者が存在する場合にあっては、職業安定法第30条、第33条及び第33条の3の規定に基づく無料職業紹介の届出若しくは許可又は有料職業紹介事業の許可を得ている者から求人者のあっせんを受けていること（特定技能外国人が船員職業安定法上の船員に該当する場合は、職業紹介事業者が同法第34条の規定に基づく無料の船員職業紹介事業の許可を得ていること）。

b 社会保険関係法令

- (a)「社会保険関係法令」とは、健康保険法、厚生年金保険法、国民健康保険法、国民年金法等の社会保険に関する法令一般をいう。
- (b)「社会保険関係法令を遵守している」とは、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所である場合には、当該保険の加入手続を行っていること、及び雇用する従業員の健康保険及び厚生年金保険の資格取得手続を行い、保険料を適切に納付（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託の適用を受けている場合を含む。）していることが求められる。

なお、特定技能所属機関が個人事業主である場合は、当該個人事業主自身が国民健康保険及び国民年金保険に加入し、所定の保険料を適切に納付（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託の適用を受けている場合を含む。）していることが求められる。

c 租税関係法令

- (a)「租税関係法令」とは、所得税法、法人税法、地方税法等の租税に関する法令一般をいう。
- (b)「租税関係法令を遵守している」とは、国税（所得税、法人税等）又は地方

税（住民税等）を適切な時期に納付していることをいい、特定技能外国人から特別徴収（注）制度に基づき徴収をした所得税や住民税を納入していない場合等は、租税関係法令を遵守しているとは認められない。

（注）特別徴収とは、税や社会保険料を本来の納税義務者である個人から直接徴収し納付させるものではなく、当該納税義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金等を代わって預かり（天引き）、その徴収すべき税金等を納入するもの。

（ウ）審査のポイント

申請書（所属機関等作成用V）の記載から、労働関係法令、社会保険関係法令及び租税関係法令を遵守していることを確認するとともに、立証資料に基づいて以下のaからcまでについて確認する。なお、保険料を納付したことを証明する領収証等による確認は、特定技能外国人を初めて受け入れる場合には必ず行うこととし、以後受入れが継続されている場合には、以下のaからcまでのいずれにも滞納がない限り原則として2年に1回行うこととする。

a 労働関係法令の遵守

（a）

特定技能所属機関が労働関係法令の規定に違反する行為を行っていないことを確認する。その結果、労働基準監督機関から、労働基準関係法令に違反するとして是正勧告を受けている場合には、労働基準監督機関に是正報告書を提出し、労働基準関係法令に違反している状況を是正していることを確認する。

（b）申請書（所属機関作成用V）の記載から、特定技能所属機関が労働保険の適用事業所である場合であって、特定技能外国人を初めて受け入れる場合にあっては労働保険料等納付証明書（未納なし証明）の記載から労働保険に加入していること及び保険料の未納がないことを確認する。

また、受入れを継続している場合（特定技能所属機関の適格性に関する書類等の省略を認める場合を除く。）にあっては直近2年分の領収証書の写し及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写しの記載から、労働保険に加入していること及び保険料の未納がないことを確認する。なお、労働保険事務組合に事務委託している事業場については、直近2年分の領収証書の写し及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し

- に替えて、事務組合が発行した直近2年分の労働保険領収書の写し及び労働保険料等納入通知書の写しの提出を求めることとする。おって、労働保険の適用状況に疑義がある場合は、労働保険適用事業所検索システム（厚労省ホームページから確認可能）を活用し、当該機関の労災保険の適用状況を確認する
- (c) 労働保険料等納付証明書（未納なし証明）等の記載から、保険料の滞納がないことを確認し、保険料の滞納がある場合には速やかに保険料を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね1か月後又は特例期間の満了日の1か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。
- (d) 指定した期間内に、保険料を納付したことを示す資料が提出された場合には、保険料の納付義務を履行しているものと評価する。
- (e) 法定の納付緩和措置（換価の猶予、納付の猶予等）の適用を受けていることが確認された場合、初回の受入で労働保険料の未納なし証明が提出されず、納付緩和措置の通知書の提出があった場合は、特定技能所属機関に対して当該納付緩和措置の通知書に記載されている以外に労働保険料の未納がないことを誓約させた上で、次回以降の申請で、全部の納付が完了した場合は未納なし証明の提出を求める。
- (f) 申請人に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請後最初の在留期間更新許可申請の際には、電算記録（雇用状況届出情報）から、申請人について外国人雇用状況届出がされていることにより、申請人が雇用保険に加入していることを確認する。なお、当該届出がされていない場合には届け出るよう指導した上で、届け出たことを示す資料及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主控）の写しの提出を求める。
- (g) 申請書（所属機関等作成用V）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の記載から、特定技能外国人と特定技能所属機関の雇用関係の成立のあつせんを行う者の氏名又は名称、所在地等を確認し、当該者が職業安定法の届出を行っていること、又は無料若しくは有料の職業紹介事業許可を得ていることの立証資料として、厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」（以下「人材サービス総合サイト」という。）における当該職業紹介事業者の許可に係るページの画面の写しが提出されていることを確認する。

なお、申請人が特定技能所属機関に過去に雇用されておらず、今回初めて雇用される場合には、あっせん者の存在が疑われることから、慎重に審査する。

(h) 上記 (g) の審査において、以下の事案を把握した場合には、特定技能所属機関に対し、申請人との雇用契約の締結に際して、具体的にいつ、どこで、どのような方法で申請人を知り、雇用に至ったのかについて、書面で説明を求める。

- i 申請書（所属機関等作成用V）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の項番1において、申請人と特定技能所属機関の雇用関係の成立のあっせんを行う者（以下「職業紹介事業者」という。）に係る記載があるものの、当該者が、人材サービス総合サイトに職業紹介事業者として記載がないもの
 - ii 申請書（所属機関等作成用V）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の項番1において、職業紹介事業者に係る記載がないものの、説明書の項番2において、取次機関（国外）の記載があり、当該者が、「人材サービス総合サイト」に職業紹介事業者として記載がないもの
 - iii 申請書（所属機関等作成用V）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の項番1若しくは2において、職業紹介事業者又は取次機関（国外）に係る記載がないものの、説明書の項番4において、申請人が自国等の機関に支払った費用の名目が雇用のあっせんである旨記載されているもの
 - iv 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）等提出書類の記載等から、職業紹介事業者が、申請人又は特定技能所属機関に対し、国内において職業安定法に基づかない手数料を徴収しているもの
 - v 申請書（所属機関等作成用V）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の項番1において、職業紹介事業者に係る記載があるものの、当該者が、「人材サービス総合サイト」に記載のある職業紹介事業者としての取扱地域又は取扱職種の範囲等を超えた職業紹介をしているもの
- ※ 特に、在留資格認定証明書交付申請の場合は、申請人が属する国又は地域が取扱地域に含まれていることを確認すること。
- vi 申請書（所属機関等作成用V）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の項番1若しくは2において、職業紹介事業者又は取次ぎ機

関（国外）に係る記載がなされているものの、当該者らが申請人に渡航費用等を貸し付け、又は特定技能所属機関がそれらの金銭を貸し付けた申請人に対して職業紹介を行っているもの

- vii 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）等提出書類の記載等から、上記iないしvi以外に職業安定法違反が疑われるもの
- (i) 上記(g)における特定技能所属機関の説明等から、職業安定法違反が判明した場合には、令和5年2月28日付け入管庁管第747号通知の別添2の様式により本庁在留管理課宛て連絡する。
- (j) 本庁在留管理課を経由して情報提供を受けた厚生労働省は、調査等の結果に係る情報を回報することとなるが、上記(h)の連絡の端緒となった在留諸申請については、厚生労働省による調査等の結果に係る回報を待つことなく、特定技能基準省令第2条第1項第1号に適合しないものとして、申請の許否の判断を行うこととして差し支えない。
- (k) 本庁在留管理課から厚生労働省に対し情報提供を行った事案について、厚生労働省から地方局に対し、事案の内容等に係る問合せがある場合にあっては、適切に対応する。
- (l) 当該あつせんを行う者が存在する場合であって、国外に取次機関が存在する場合には、本制度に係る二国間取決めに基づき、相手国政府が認定した送出国に該当することを出入国在留管理庁ホームページから確認し、該当しない場合には、当該取次機関が保証金徴収を行っていないことについて、慎重に審査を行う。

b 社会保険関係法令の遵守

(a) 健康保険及び厚生年金保険の適用事業所である場合

- i 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、特定技能所属機関が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることを確認する。
- ii 健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票の記載から、健康保険及び厚生年金保険に加入していること及び[]を確認する。

なお、健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから、納付状況の反映前

に同回答票を提出している場合には、社会保険料納入状況回答票に加え、該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出するよう指示する。

- iii 健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票（健康保険組合管掌の適用事業所であって、領収証書の写しの提出が困難である場合は、社会保険料納入状況照会回答票に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を求める。）の記載から [REDACTED] が判明した場合には速やかに保険料を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね1か月後又は特例期間の満了日の1か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。
- iv 速やかに保険料の納付ができない場合には日本年金機構の年金事務所に保険料の納付に係る相談を行わせた上、猶予制度（分割納付）の許可を受けた場合には、納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写しを提出するよう案内する。
- v 指定した期間内に、保険料を納付したことを示す資料、又は納付の猶予許可通知書の写し若しくは換価の猶予許可通知書が提出された場合には、保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

(b) 健康保険及び厚生年金保険の適用事業所でない場合

- i 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、特定技能所属機関が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所でないことを確認する。
- ii **国民健康保険**
 - ・ 特定技能所属機関の事業主本人のマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し、又は資格確認書の写しの記載から、国民健康保険に加入していることを確認する。
 - ・ 国民健康保険料（税）納付証明書の記載から、 [REDACTED] [REDACTED] を確認する。 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
 - ・ [REDACTED] 速やかに保険料を納付

するよう指導するとともに、当該指導からおおむね1か月後又は特例期間の満了日の1か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。

- ・ 速やかに保険料の納付ができない場合には市町村役場に保険料の納付に係る相談を行わせて上、納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）を受けた場合には、納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納付（税）証明書又は納税緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。
- ・ 指定した期間内に国民健康保険料（税）納付証明書、納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納付（税）証明書又は納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しが提出された場合には、保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

iii 国民年金保険

- ・ 特定技能所属機関（事業主）の被保険者記録照会回答票の記載から、特定技能所属機関（事業主）が国民年金保険に加入していること及び過去2年間に国民年金保険への加入期間を有していることを確認する。
- ・ 特定技能所属機関（事業主）の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）の記載から、[REDACTED]を確認する。
- ・ 国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）の記載から[REDACTED]
[REDACTED]速やかに保険料を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね1か月後又は特例期間の満了日の1か月前のいずれか早い日までを目安に保険料を納付したことを示す資料の提出を求める。
なお、国民年金については、納付（税）緩和措置は存在しないため、所定の期間を超えて納付しなければ、要件を満たしていないものとして取り扱う。

- ・ 指定した期間内に保険料を納付したことを示す資料が提出された場合には、保険料の納付義務を履行しているものと評価する。

c 租税関係法令の遵守

(a) 特定技能所属機関が法人の場合

- i 国税に係る税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書（その3）並びに地方税に係る税目を法人住民税とする納税証明書の記載から、当該税目に係る税の未納がないことを確認する。
- ii 各納税証明書の記載から各税目に未納があることが判明した場合には速やかに未納がある税を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね1か月後又は特例期間の満了日の1か月前のいずれか早い日までを目安に未納がある税を納税したことを示す資料の提出を求める。
- iii 速やかに税の納付ができない場合には管轄の税務署又は市町村に税の納付に係る相談を行わせた上、法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けた場合には、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書で備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。
- iv 指定した期間内に、未納があった税目に係る納税証明書、納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しが提出された場合には、納税義務を履行しているものと評価する。

(b) 特定技能所属機関が個人事業主の場合

- i 国税に係る税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書（その3）並びに地方税に係る税目を個人住民税とする納税証明書の記載から、当該税目に係る税の未納がないことを確認する。
- ii 各納税証明書の記載から各税目に未納があることが判明した場合には速やかに未納がある税を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね1か月後又は特例期間の満了日の1か月前のいずれか早い日までを目安

に未納がある税を納税したことを示す資料の提出を求める。

- iii 速やかに税の納付ができない場合には管轄の税務署又は市町村に税の納付に係る相談を行わせた上、法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けた場合には、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書で備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。
- iv 指定した期間内に、未納があった税目に係る納税証明書、納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る許可通知書の写しが提出された場合には、納税義務を履行しているものと評価する。
- v 後記第7の2（2）のとおり、特定技能外国人本人の納税義務の履行状況を確認するに際して、特定技能外国人が提出した個人住民税の納税証明書の記載から、特定技能所属機関が特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を納付していないことが判明した場合には、特定技能所属機関が、特定技能基準省令第2条第1項第1号の規定に基づき、労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないものとして取り扱うこととし、特定技能外国人本人が納税義務を履行していないものと評価しないこととする。

（エ）その他留意事項

a 適用事業所

（a）労働保険の適用事業所

原則として、労働者を1人でも使用していれば、法律上、当然に労働保険に加入することとなるが、次のいずれかに該当する場合は、暫定任意適用事業所とされ、労災保険が当然に適用されるものではない。

- i 労働者数5人未満の個人経営の農業であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの
- ii 労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が300人未満の個人経営の林業
- iii 労働者数5人未満の個人経営の畜産、養蚕又は水産（総トン数5トン未満

の漁船による事業等)の事業

(b) 健康保険及び厚生年金保険の適用事業所

健康保険及び厚生年金保険の加入が義務付けられている以下の事業所をいう。

- i 法人事業所で常時従業員（事業主のみの場合を含む。）を使用するもの
- ii 常時5人以上いる従業員が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所
 - ※ ただし、5人以上の個人事業所であっても、サービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）や農林漁業等はその限りでない。
- iii なお、適用事業所以外の事業所であっても、従業員の半数以上が適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることは可能である。

b 特別徴収

税や社会保険料を本来の納付義務者である個人から直接徴収し納付させるものではなく、当該納付義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金等を代わって預かり（天引き）、その徴収すべき税金等を納入させるものである。

- c 立証資料については、地方自治体等における各種証明書の発行時期を考慮し、発行可能な直近の証明書を求めるものとする。

(オ) 立証資料

a 労働関係法令の遵守

(a) 労働保険

- i 特定技能外国人を初めて受け入れる場合
 - ・ 労働保険料等納付証明書（未納なし証明）
 - ※ 労働保険料等納付証明書（未納なし証明）は、「特定技能」の施行に合わせて、厚生労働省において、「特定技能」に係る在留諸申請用に過去全期間において労働保険料等の未納がないことの証明書を発行することとしたもの。
- ii 特定技能外国人の受入れを継続している場合（特定技能所属機関の適格性に関する書類等の省略を認める場合を除く。）
 - ・ 直近2年分の領収書の写し又は口座振替結果通知ハガキの写し
 - ※ 口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府県労働局が発行す

る「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」の写しの提出を求める。

- ・ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し


※ 労働保険事務組合に事務委託している事業場については、直近2年分の領収書の写し及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）に替えて、事務組合が発行した直近2年分の労働保険領収書の写し及び労働保険料等納入通知書の写しの提出を求める。

(b) 雇用の経緯

- ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）
- ・ 厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」の画面を印刷したもの

b 社会保険関係法令の遵守

(a) 健康保険・厚生年金保険の適用事業所である場合

- ・ 健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月から24月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票
()
- ・ 納付猶予の記載がある社会保険料納入状況照会回答票又は納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写し（猶予制度の許可を受けている場合）

(b) 健康保険・厚生年金保険の適用事業所でない場合

- ・ 特定技能所属機関（事業主）の国民年金被保険者記録照会回答票（基礎年金番号にマスキングが施されたものに限る。）
- ・ 特定技能所属機関（事業主）の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月から24か月分）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）
(基礎年金番号にマスキングが施されたものに限る。)
- ※ 国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月から24か月分）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出は不要
- ・ 特定技能所属機関のマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し、又は資格確認書の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。)
- ・ 特定技能所属機関の国民健康保険料（税）納付証明書（初めて特定技能外国人を受け入れる場合には直近1年分、受入れを継続している場合には直近2年

- ・ 税目を個人住民税とする納税証明書（初めて特定技能外国人を受け入れる場合には直近1年分、受入れを継続している場合には直近2年分）
（未納があった場合）
- ・ 未納があった税目に係る納税証明書【備考欄に法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨記載がある場合のみ】又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

イ 非自発的離職者を発生させていないこと

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

2号 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。

イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者

ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者

ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者

ニ 自発的に離職した者

(ア) 要件の内容

現に雇用している国内労働者を非自発的に離職させ、その補填として特定技能外国人を受け入れることを排除するため、雇用契約締結の1年前及び当該契約締結後に申請人に従事させる業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないことを求めるもの。

(イ) 用語の定義

- a 「特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後」とは、特定技能雇用契約の締結の日の1年前のみならず、特定技能雇用契約の締結後も含むものである。

- b 「外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者」とは、特定技能所属機関にフルタイムで雇用されている日本人、中長期在留者及び特別永住者の従業員（パートタイムやアルバイトを含まない。）であって、特定技能外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた者をいう。
- c 「非自発的に離職させた」とは、以下のような事情に起因して離職させた場合が想定される。

ここでいう離職には、雇止め（期間の定めのある雇用契約を更新しないこと）及び特定技能所属機関による労働者派遣契約の解除に基づくものも含まれる。

- (a) 人員整理を行うための希望退職の募集又は退職勧奨を行った場合（天候不順や自然災害の発生、又は、新型コロナウイルス感染症等の感染症の影響により経営上の努力を尽くしても雇用を維持することが困難な場合は除く。）
- (b) 労働条件に係る重大な問題（賃金低下、賃金遅配、過度な時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断した場合
- (c) 就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）があった場合

(ウ) 審査のポイント

- a 初めて受け入れる場合
- (a) 申請書（所属機関等作成用V「特定技能」）の記載から、非自発的離職者を発生させていないことを確認する。
- (b) 特定技能所属機関の概要書（参考様式第1-11-1号）の「3 基準適合性に係る事項」の記載から、特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者の離職状況を確認し、非自発的離職者を発生させていないことを確認する。
- (c) 非自発的離職者はないものの、自発的離職者が多数に及んでいる場合など、非自発的離職者を発生させている疑いがある場合は、労働者名簿（労働基準法施行規則様式第19号）の写しのほか、必要に応じて、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した雇用保険被保険者離職証明書の控えの提出を求めるなどして、離職の理由を確認し、非自発的離職者を発生させていないことを確認する。
- (d) 非自発的離職者の発生人数についての多寡は問わず、1名でも発生させていれば、本基準に適合しないものとして取り扱う。
- b 受入れを継続している場合（特定技能所属機関の適格性に関する書類等の省略を認める場合を除く。）

特定技能所属機関の概要書（参考様式第1-11-1号）は、原則として定期届出において提出する書類となっており、基本的に基準の適合性の確認は定期届出において行うこととなっているところ、定期届出において特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の提出の省略が認められる場合には、

c 特定技能所属機関が過去1年以内に労働者に対し退職勧奨等を行っていたことが判明した場合の取扱い

(a) 特定技能所属機関に対し、労働者に対し退職勧奨等を行った理由を記載した書面及びそれを裏付ける資料の提出を求める。

(b) 上記(a)で提出された書面等の記載内容から、以下のような事情が認められ、労働者が退職勧奨等に応じている場合には、非自発的離職とみなさず、特定技能基準省令第2条第1項第2号に適合するものとする。

(c) 留意事項

上記c(b)の例示に当たらない場合であって、退職勧奨等による離職が非自発的離職に該当するか疑義があることその他この取扱いにより難しいときは、意見を付して本庁宛て上申する。

(エ) その他留意事項

a 「労働者名簿」とは、使用者が事業場ごとに作成し、3年間の保存が義務付けられているものである（労働基準法第107条、第109条）。

b 受入れ後に非自発的離職者を発生させた場合は、当該特定技能所属機関が雇

用する他の特定技能外国人も含め、在留期間更新許可が受けられないこととなるため、特定技能外国人の在留期間満了までに転職を行うことができるよう必要な支援を実施することが必要である旨指導・助言を行う。

(オ) 立証資料

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
（以下、離職者を発生させている疑いがある場合に求める資料）
- ・ 労働者名簿の写し
- ・ 雇用保険被保険者離職証明書（事業主控え）の写し

ウ 行方不明者の発生

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

3号 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。

(ア) 要件の内容

雇用する外国人について行方不明者が発生している場合は、特定技能所属機関の受入れ態勢に疑義が持たれることから、雇用契約締結の1年前及び当該契約締結後に行方不明者を発生させていないことを求めるもの。

(イ) 用語の定義

- a 「特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後」とは、特定技能雇用契約の締結の日の1年前のみならず、特定技能雇用契約の締結後も含むものである。
- b 「外国人」とは、特定技能所属機関として受け入れた特定技能外国人及び実習実施者として受け入れた技能実習生をいう。
- c 「責めに帰すべき事由」とは、特定技能所属機関が雇用条件どおりに賃金を適正に支払っていない場合や1号特定技能外国人支援計画を適正に実施していない場合など、法令違反や基準に適合しない行為が行われていた期間内に、特定技能外国人が行方不明となった場合をいう。そのような法令違反や基準に適合しない行為が行われていた場合には、人数に関係なく、特定技能外国人の行方不明者を1名でも発生させていれば、本基準に適合しないこととなる。

(ウ) 審査のポイント

a 初めて受け入れる場合

(a) 申請書（所属機関等作成用V）及び特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の「3 基準適合性に係る事項」の記載から、受け入れた技能実習生（特定技能所属機関が実習実施者を兼ねている場合に限る。）について、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないことを確認する。

(b) 技能実習生を受け入れたことがある場合には、
おって、技能実習生について行方不明事案が発生した場合には

b 受入れを継続している場合（特定技能所属機関の適格性に関する書類等の省略を認める場合を除く。）

(a) 受け入れた特定技能外国人及び技能実習生（特定技能所属機関が実習実施者を兼ねている場合に限る。）について、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないことを次のとおり確認する。なお、特定技能所属機関の概要書（参考様式第1-11-1号）は、原則として定期届出において提出する書類となっており、基本的に基準適合性の確認は定期届出において行うこととなっているところ、定期届出において特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の提出の省略が認められる場合には、次の

(b) おって、技能実習生について行方不明事案が発生した場合には

(c) おって、技能実習生について行方不明事案が発生した場合には

(エ) 立証資料

特定技能所属機関の概要書（参考様式第1-11-1号）

エ 欠格事由

(ア) 関係法令による刑罰を受けたことによる欠格事由

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

4号 次のいずれにも該当しないこと。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(1) 労働基準法第117条（船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定

(2) 船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。）、第130条（同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条（同法第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第131条（第1号（同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定（これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。）

(3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条、第64条、第

- 65条（第1号を除く。）及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定
- (4) 船員職業安定法第111条から第115条までの規定
 - (5) 法第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定
 - (6) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
 - (7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第40条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
 - (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - (9) 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
 - (10) 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
 - (11) 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - (12) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
 - (13) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条から第65条までの規定
 - (14) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
 - (15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第108条、第109条、第110条（同法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第6号から第11号まで

に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定

(16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第7項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第119条及び第122条の規定

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第50条(第2号に係る部分に限る。))及び第52条の規定を除く。)により、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ニ 健康保険法(大正11年法律第70号)第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法(昭和14年法律第73号)第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第51条前段若しくは第54条第1項(同法第51条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第102条、第103条の2若しくは第104条第1項(同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第46条前段若しくは第48条第1項(同法第46条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第83条若しくは第86条(同法第83条の規定に係る部分に限る。))の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

a 要件の内容

一定の刑罰法令に違反し、刑に処せられてから、所定の期間を経過していない者については、特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

b 審査のポイント

(a) 申請書(所属機関等作成用V)の記載から、欠格事由に該当しないことを

確認する。

- (b) [redacted]
 [redacted]
 [redacted] 特定技能所属機関が欠格事由
 に該当していないことを確認する。

- (c) [redacted]
 [redacted]
 [redacted]
 [redacted]

- (d) 特定技能雇用契約の相手方になろうとする者又はその役員が未成年者であり、当該未成年者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しないときは、その法定代理人について前記（b）と同様に確認する。

c その他留意事項

- (a) 4号イに関し、刑の執行を猶予された者は、執行猶予期間が経過すれば、4号イに該当しないことに留意する。
- (b) 特定技能雇用契約の相手方になろうとする者が検察庁から起訴され、裁判中のため刑が確定していない場合については、今後、刑が確定した場合に欠格事由に該当する可能性があるため、在留資格認定証明書交付申請については、刑が確定するまで欠格事由に係る判断を留保する。

d 立証資料

- ・ 住民票写し（特定技能所属機関が個人事業主の場合）
 - ・ 登記事項証明書及び役員の住民票写し（特定技能所属機関が法人の場合）
- ※ 役員の住民票写しについては、特定技能外国人受入れに関する業務執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票写しに代えて、特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式1-23号）の提出でも差し支えない。

(イ) 行為能力等の観点からの欠格事由

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

4号 次のいずれにも該当しないこと。

- ホ 精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの
- ヲ 法人であって、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

a 要件の内容

特定技能所属機関となる上で必要な能力等を欠くと典型的に認められる者については、特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

b 審査のポイント

(a) 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、欠格事由に該当しないことを確認する。

(b)

_____特定技能所属機関が欠格事由に該当していないことを確認する。

(ウ) 実習認定を取り消されたことによる欠格事由

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

4号 次のいずれにも該当しないこと。

ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者

チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が前記ロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。後記ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日

から起算して5年を経過しないもの

a 要件の内容

技能実習法の規定により実習認定を取り消された者及び実習認定を取り消された者が法人の場合には、当該法人の役員であった者については、所定の期間が経過するまで、特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

b 審査のポイント

(a) 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、欠格事由に該当しないことを確認する。

(b)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

特定技能所属機関が欠格事由に該当していないことを確認する。なお、特定技能所属機関が技能実習法における実習実施者であり、行政処分を受ける予定又は行政処分を受けている場合は、下記に従って審査する。

- ・ 特定技能所属機関に対し弁明の機会付与通知書が発出された場合

改善命令又は技能実習計画認定取消を受ける予定であるため、いずれの措置となるか確認を行う。

改善命令を受ける予定の場合は、改善命令を受けたことをもって、直ちに他の欠格事由に該当するものとはいえないことから、通常どおり審査を進めることとして差し支えない。

技能実習計画認定取消しを受ける予定の場合は、技能実習計画の認定を取り消されたことをもって、欠格事由に該当することとなるため、当面の間、在留資格認定証明書交付申請については審査を保留する。ただし、その他の在留諸申請については、特例期間内に技能実習計画の認定取消しがなされる見込みがある場合を除き、通常どおり審査を進めることとして差し支えない。

なお、技能実習計画の認定取消し予定日については、本庁特定技能審査係に個別に問い合わせる。

- ・ 特定技能所属機関が改善命令中である場合

技能実習法に基づき改善命令が行われているものであるが、改善命令を

受けたことをもって、直ちに欠格事由に該当するものとはいえないことから、通常どおり審査を進めることとして差し支えない。

(c) 法人の役員については、疑義がある場合にあっては、外国人技能実習機構に照会を行うことにより確認する。

(d) 特定技能雇用契約の相手方になろうとする者又はその役員が未成年者であり、当該未成年者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しないときは、その法定代理人について前記(b)及び(c)と同様に確認する。

c 立証資料

- ・ 住民票写し（個人事業主の場合）
- ・ 登記事項証明書及び役員の住民票写し（法人の場合）

※ 役員の住民票写しについては、特定技能外国人受入れに関する業務執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票写しに代えて、特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式1-23号）の提出でも差し支えない。

(エ) 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことによる欠格事由（第4号リ、ル及びヲ）

<p>特定技能基準省令第2条第1項</p> <p>法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>4号 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>リ 特定技能雇用契約の締結の前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>(1) 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為</p> <p>(2) 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為</p> <p>(3) 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為</p> <p>(4) 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為</p> <p>(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為</p> <p>(6) 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交</p>

付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為

(7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為

(8) 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為

(9) 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為

(10) 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

(11) 法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為

(特定技能外国人受入れに係る運用要領第5章第2節第1(7)に掲げるその他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為)

出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為	
イ	外国人に法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、またはこれを助ける行為
ロ	外国人の就労に関し労働基準法又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為
ハ	出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成29年法務省令第19号）による改正前の出入国管理及び難

	民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（以下「改正前の上陸基準省令」という。）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号の表に掲げる行為又は同号ロに掲げる活動の項の下欄第16号の表に掲げる行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）
ニ	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年11月28日法律第89号）第37条第1項の規定により監理許可を取り消された法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因となった行為
ホ	他の機関が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った当時、当該他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為
へ	1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為

a 要件の内容

特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者は、特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

特定技能所属機関における出入国又は労働に関する法令に関する不正又は著しく不当な行為（以下「不正行為」という。）として想定されるものは、特定技能基準省令第2条第4号りに列挙されているもののほか、特定技能外国人受入れに係る運用要領第5章第2節第1（7）に規定する行為である。

不正行為の類型としては、以下のとおりのもものが想定される。

(a) 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為

雇用している外国人に対して暴行、脅迫又は監禁を行っている場合をいう。

なお、当該行為によって刑事罰に処せられているか否かを問わない。

(b) 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

雇用する外国人の旅券や在留カードを、その意思に反して保管している場合をいう。例えば、逃走防止等の名目で旅券・在留カードを取り上げた場合が想定される。

(c) 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

雇用する外国人に対し、手当若しくは報酬の一部又は全部を支払わない場合をいう。この「手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為」とは、金額、期間、認識等を勘案して評価されるものであり、計算の誤り等により一部報酬等が支払われなかったことは含まれない。なお、食費・住居費等を賃金から控除している場合であっても、控除している金額が適正でない場合には、賃金不払に当たる可能性があることから、労働基準監督機関に通報する。

(d) 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

外出、外部との通信等を不当に制限している場合をいう。例えば、携帯電話を没収するなどして、外部との連絡を遮断するような行為が該当する。

(e) (a) から (d) までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為

雇用する外国人の人権を著しく侵害する行為（上記 (a) から (d) までの行為を除く。）を行っていた場合をいう。例えば、特定技能外国人から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり、人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や、特定技能外国人の意に反して預貯金通帳を取り上げていた場合等が想定される。

(f) 偽変造文書等の行使・提供

外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し不正に外国人に在留資格認定証明書の交付、上陸許可の証印若しくは在留資格変更許可等を受けさせる目的で偽変造文書等の行使又は提供をしていた場合をいう。

例えば、在留資格認定証明書交付申請において、欠格事由に該当する行為の有無に関して「無」と記載した申請書を提出したところ、じ後、当局の調査によって当該行為が行われていたことが発覚した場合などは該当することとなることから、各種の申請及び届出においては、事実関係の確認を十分に行う必要がある。

なお、出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は不当な行為

に関する事実を隠蔽する目的で、地方出入国在留管理局が実施する調査を拒んだり妨害した場合等には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（特定技能基準省令第2条第1項第4号リ柱書き）に該当する。

(g) 保証金の徴収等

特定技能外国人やその親族等から保証金を徴収している場合、特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定めている場合等や、これらの行為を行っている者又は行おうとしている者から紹介を受けて特定技能雇用契約を締結した場合をいう。

例えば、特定技能外国人の特定技能所属機関からの逃走を防止するために、特定技能外国人やその家族等から保証金を徴収したり、逃走した際の違約金を定めていたりする場合は該当する。また、当局や労働基準監督署等に対して不適格行為を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約、特定技能外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当する。

なお、これらの契約の締結の有無及び内容の如何に関わらず、実際に保証金を徴収するなど、不当に金銭その他の財産の移転を行う行為に及んだ場合には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（特定技能基準省令第2条第1項第4号リ柱書き）に該当する。

(h) 届出の不履行又は虚偽の届出

法令上規定する届出事由が生じていながら、地方出入国在留管理局への届出を怠っていた場合や虚偽の届出を行った場合をいう。

例えば、特定技能外国人が失踪したにもかかわらず、これを届け出ることなく、失踪した特定技能外国人が摘発されるなどして初めて、失踪していたことが地方出入国在留管理局で明らかになった場合や、活動状況の届出や支援の実施状況の届出を履行するよう再三指導を受けたにもかかわらず、これを履行しない場合等が該当する。

なお、法第71条の4第1号の規定により罰金の刑に処せられているか否かを問わない。

(i) 報告徴収に対する妨害等

法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合を指す。

なお、法第71条の4第2号の規定により罰金の刑に処せられているか否かを問わない。

(j) 改善命令違反

法第19条の21第1項に基づき、出入国在留管理庁長官から改善命令を受けたにもかかわらず、これに従わなかった場合をいう。

(k) 不法就労者の雇用

①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として、①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合をいう。

(l) 労働関係法令違反

外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があつた場合をいう（労働関係法令における用語の定義については、第2の3(1)ア(イ)を参照すること）。

なお、外国人の就労活動に関しとは、特定技能所属機関による当該違反行為の対象者が外国人である場合をいい、当該違反行為により特定技能雇用契約や1号特定技能外国人支援計画の適正な履行を確保できないと判断されるときに該当する。

(m) 技能実習制度における不正行為

技能実習制度における実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）として不正行為を行い、受入れ停止措置となつた場合をいう。

(n) 他の機関が不正行為を行つた当時に役員等として外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為

行為者の機関とは別の機関が不正行為を行つた当時、当該機関の経営者、

役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいう。例えば、行為者の機関の役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合はこれに該当する。

(o) 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援における不正行為

定期的な面談（オンライン会議システム等を活用する場合を含む。）や相談等において、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為や、基準不適合に該当し得る内容等について相談記録書や定期面談報告書を作成しない場合などがこれに該当する。

b 審査のポイント

(a) 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、欠格事由に該当しないことを確認する。

(b) [redacted]
[redacted]
[redacted] 特定技能所属機関が欠格事由に該当していないことを確認する。

(c) 申請書（申請人等作成用V）の記載から保証金徴収の有無を確認するとともに、雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の記載から、特定技能外国人が支払った費用の名目等についても確認をする。

(d) 法人の役員については、疑義がある場合にあっては、[redacted]
[redacted] 過去5年以内の処分の有無について確認する。

(e) 特定技能雇用契約の相手方になろうとする者又はその役員が未成年者であり、当該未成年者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しないときは、その法定代理人について前記（b）及び（d）と同様に確認する。

(f) [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

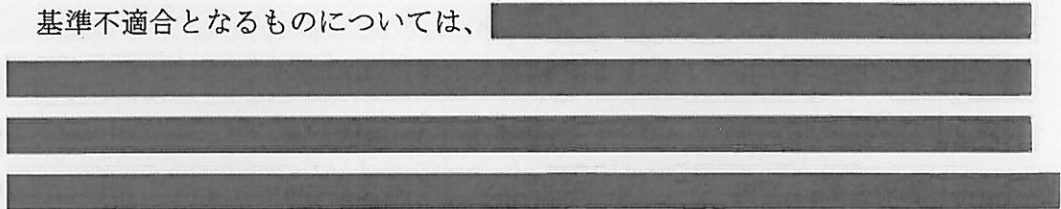
c 立証資料

- ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）
- ・ 登記事項証明書
- ・ 役員の住民票写し

※ 役員の住民票写しについては、特定技能外国人受入れに関する業務執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票写しに代えて、特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式1-23号）の提出でも差し支えない。

d その他留意事項

基準不適合となるものについては、



なお、当局によって改善命令を行った機関は、直ちに欠格事由に該当するものとはいえないところ、改善措置が講じられていない機関については、改善措置期限日までに改善報告をするよう当該機関に指導した上で、通常通りの審査を進める。

(オ) 暴力団排除の観点からの欠格事由

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

4号 次のいずれにも該当しないこと。

ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ヲ 法人であって、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

a 要件の内容

暴力団排除の観点から、暴力団員等や暴力団員等が事業活動を支配する者については、特定技能雇用契約の相手方となることができない旨を定めたもの。

b 審査のポイント

(a) 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、欠格事由に該当しないことを確認する。

(b) 特定技能雇用契約の相手方となろうとする者（個人事業主であれば本人、法人であればその役員）について、特定技能所属機関の所在地を管轄する都道府県警察本部に照会を行う（都道府県警察本部との調整により、照会先を地方局の所在地を管轄する都道府県警察本部とすることとしても差し支えない）。

(c) [Redacted]

(d) [Redacted]

(e) 照会の対象とする者については、特定技能雇用契約の相手方になろうとする者又はその役員が未成年者であり、当該未成年者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しないときは、その法定代理人について前記（b）と同様に確認する。

c. その他留意事項

(a) 都道府県警察本部への照会については、暴力団関係照会書（登録支援機関）（別記第50号様式及び第50号様式の2。第50号様式の2はCSV形式（エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）により作成する必要がある。）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等）で行うものとする。

(b) 地方局と都道府県警察本部との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、手交で行うものとするが、遠隔地であるなど、手交により難いと認められるなどの特段の事情があるときには、都道府県警察本部と協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

[Redacted text block]

オ 活動状況に関する帳簿の備え付け

特定技能基準省令第2条第1項
法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。
5号 特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し、当該外国人に当該特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

(ア) 要件の内容

特定技能所属機関に対し、特定技能外国人の活動状況に関する文書（帳簿）を作成して1年間備え付け、保存しておくことを求めるもの。

(イ) 用語の定義

「活動の内容に係る文書」とは、少なくとも以下の事項が記載されていなければならない。

a 特定技能外国人の管理簿

(a) 特定技能外国人の名簿（必要的記載事項は以下のとおり）

- ・ 氏名
- ・ 国籍・地域
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 在留資格
- ・ 在留期間
- ・ 在留期間の満了日
- ・ 在留カード番号
- ・ 外国人雇用状況届出の届出日

(b) 特定技能外国人の活動状況に関する帳簿（必要的記載事項は以下のとおり）

- ・ 活動（就労）場所（派遣形態の場合、派遣先の名称及び所在地）
- ・ 従事した業務の内容
- ・ 雇用状況（在籍者、新規雇用者、自発的離職者、非自発的離職者、行方不明者）に関する内容
- ・ 労働保険（雇用保険及び労災保険）の適用状況
- ・ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の加入状況
- ・ 安全衛生（労働災害及び健康診断を含む。）の確保状況
- ・ 特定技能外国人の受入れに要した費用の額及び内訳
- ・ 特定技能外国人の支援に要した費用の額及び内訳
- ・ 休暇の取得状況（一時帰国休暇の取得状況を含む。）
- ・ 行政機関からの指導又は処分に関する内容

b 特定技能雇用契約の内容に係る書類

c 特定技能外国人の待遇に係る事項が記載がされた書類（賃金台帳（労働基準法第108条）等）

d 特定技能外国人の出勤状況に関する書類（出勤簿等の書類）

(ウ) 審査のポイント

申請書（所属機関等作成用V）の記載から、特定技能外国人の活動状況に係る

帳簿を作成して、備え付けておくこととしていることを確認する。

(エ) その他留意事項

他の法令で作成等が義務付けられているものについては、別途作成することまでは求めず、当該他の法令に基づき作成等したものを備え付けることで差し支えない。

カ 保証金関係

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

6号 特定技能雇用契約を締結するに当たり、外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、当該特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、他の者に、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合、又は、他の者との間で、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては、そのことを認識して当該特定技能雇用契約を締結していないこと。

7号 他の者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

(ア) 要件の内容

特定技能所属機関に対し、特定技能外国人の受入れに当たって、保証金を徴収したり、違約金を定める契約を締結したりする悪質な仲介業者（いわゆるブローカー）が介在していないことを求めるもの。

(イ) 用語の定義

前記1（7）「保証金・違約金契約の禁止」を参照。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（申請人等作成用及び所属機関等作成用V）の記載から、特定技能外国人が保証金の徴収等をされていないこと及び特定技能所属機関による保証金徴収等の事実が無いことを確認して特定技能雇用契約を締結していること並びに特定技能所属機関が特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約

を締結していないことを確認する。

- b 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の記載から、保証金、違約金の支払等の不適切な費用徴収がされていないことの確認を行っていることを確認する。
- c 必要に応じて、特定技能外国人に対して聴取を行い、保証金の徴収等がされていないことを確認する。

(エ) 立証資料

雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）

キ 支援に要した費用を特定技能外国人に負担させないこととしていること

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

8号 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関にあつては、1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

(ア) 要件の内容

いかなる名目であっても、支援に要した費用を特定技能外国人に直接又は間接に負担させることを認めないもの。

(イ) 用語の定義

「支援に要する費用」とは、特定技能外国人に対して行われる特定技能基準省令第3条第1項各号に規定する各種支援（義務的支援）に必要となる費用をいう（登録支援機関への委託費用を含む。）。

当該支援（義務的支援）以外の支援を上乗せして実施する場合は、当該支援に係る費用について特定技能外国人から徴収することは差し支えないが、当該外国人が当該支援を受け、費用を徴収されることについて同意していることが必要である。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、支援に要した費用を特定技能外国人に直接又は間接に負担させないこととしていることを確認する。
- b 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）の記載から、事前

ガイダンスの情報提供項目として、支援に要する費用を徴収しないことを掲げている及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の記載から事前ガイダンスが実施されていることを確認する。

- c 支援に係る費用を負担させていると疑われるときは、特定技能所属機関に対し、指導・助言を行う（法第19条の19）。

(エ) 立証資料

- ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）
- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

ク 派遣元及び派遣先基準

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

9号 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のいずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

- (1) 当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。
- (2) 地方公共団体又は(1)に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。
- (3) 地方公共団体の職員又は(1)に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は(1)に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。
- (4) 外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあっては、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の5第1項に規定する特定機関であること。

ロ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。

(ア) 要件の内容

- a 特定技能所属機関が派遣元となり特定技能外国人を労働者派遣により受け入

れる場合は、特定技能所属機関が以下のいずれかの基準に適合し、かつ、特定産業分野を所管する関係行政機関の長との協議の結果、適当であると認められていることを求めるもの。

なお、労働者派遣によることができるのは、分野別運用方針において、雇用形態として労働者派遣を採ることとしているもの（農業分野及び漁業分野）に限られ、申請人の派遣労働に関する資料については、すでに特定技能外国人を受け入れている機関に係る申請であっても省略は認められず、個別の申請において確認を要することに留意する。

- (a) 派遣元である特定技能所属機関が、特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること。
 - (b) 地方公共団体又は当該特定技能所属機関が、資本金の過半数を出資していること。
 - (c) 地方公共団体又は特定技能所属機関の職員、役員が業務執行に実質的に関与していること。
 - (d) 特定産業分野が農業の場合、国家戦略特区農業支援外国人を受け入れている特定機関であること。
- b 派遣先が以下の全ての基準に適合していることを求めるもの。
- (a) 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。
 - (b) 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、非自発的離職者を発生させていないこと。
 - (c) 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、行方不明者を発生させていないこと。
 - (d) 欠格事由に該当していないこと。

(イ) 用語の定義

- a 「労働者派遣」については、前記「2（1）オ派遣先が定まっていること」のとおり。
- b 「派遣先」とは、派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。
- c 「特定機関」とは、国家戦略特別区域法第16条の5に規定する本邦の公私の機関であって、農業支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実にを行うために必要なものとして政令で定める基準に適合する機関をいう。

(ウ) 審査のポイント

a 農業分野について、次のいずれかの方法により派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する。

(a) 派遣元である特定技能所属機関が農業又は農業に関連する業務を行っていることについては、申請書（所属機関等作成用V）及び定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営農証明書、決算書類（損益計算書等）等の記載から確認するほか、農畜産物の出荷に係る伝票や納品書の写し等により、農業又は農業に関連する業務が現に反復・継続的に行われ、事業が成立していることを確認する。

なお、派遣元として、単に農業分野に労働者を派遣している機関については、派遣業を営む者であり、農業又は農業に関連する業務を行っている者ではないことから、農業又は農業に関連する業務を行っているものと評価できないことに留意する。

(b) 地方公共団体又は農業若しくは農業に関連する業務を行っている者が資本金の過半数を出資していることについては、有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類の記載から確認する。

(c) 地方公共団体の職員、又は、農業又は農業関連業務を行っている者若しくはその役職員等が特定技能所属機関の役職員であることその他地方公共団体又は農業又は農業関連業務を行っている者が業務執行に実質的に関与していることについては、役員名簿、業務方法書、組織体制図等、地方公共団体の職員等が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類の記載から確認する。

(d) 国家戦略特区農業支援外国人を受け入れている特定機関であることについては、申請書（所属機関等作成用V）及び特定機関基準適合通知書の写しの記載から確認する。

b 漁業分野について、次のいずれかの方法により派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する。

(a) 派遣元である特定技能所属機関が漁業又は漁業に関連する業務を行っていることについては、申請書（所属機関等作成用V）及び定款、登記事項証明書、有価証券報告書、決算書類（損益計算書等）等の記載から確認する。

(b) 地方公共団体又は漁業若しくは漁業に関連する業務を行っている者が資本金の過半数を出資していることについては、有価証券報告書、株主名簿の写し

等資本金の出資者を明らかにする書類の記載から確認する。

(c) 地方公共団体の職員、又は、漁業又は漁業関連業務を行っている者若しくはその役職員等が特定技能所属機関の役職員であることその他地方公共団体又は漁業又は漁業関連業務を行っている者が業務執行に実質的に関与していることについては、役員名簿、業務方法書、組織体制図等、地方公共団体の職員等が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類の記載から確認する。

c 派遣計画書（参考様式第1-12号）及び派遣先の概要書（参考様式第1-14号又は1-15号）の記載から、派遣先（派遣予定先が複数ある場合は、その全てについて）が非自発的離職及び行方不明者を発生させていないこと並びに欠格事由に該当しない旨の誓約があることを確認する。

d 上記a又はb、及びcにより基準に適合していることを確認した場合は、在留諸申請に係る書類一式を添えて本庁に上申し、本庁において関係行政機関の長と協議する。本庁において関係行政機関の長と協議した結果、適当であると認められた場合は、

とともに、当該機関に対しては、適当であると認められたこと及び有効期間を記載した通知書を本庁から地方局に送付し、当通知書を郵送で送付する（注）。

（注）特定技能所属機関が来庁した場合や宛先とされている場合に、在留諸申請の結果通知の際に併せて交付することでも差し支えない。

e 運用上、この判断は当該協議の終了の日から3年間有効なものとして取り扱うこととし、有効期間内であれば、特段の事情変更（資本関係の解消等）がない限り、本庁への上申を省略して差し支えない。

f 有効期間（当該協議の終了の日から3年）の終期到来の3か月前以降（有効期間経過後を含む。）に、当該派遣認定機関を派遣元とする在留諸申請がなされた場合には、改めて本庁へ上申する（派遣認定機関の有効期間については、を
確認する。）。

g 派遣認定機関としての有効期限が経過している機関を派遣元とする在留諸申請がなされた場合には、再度の認定がなされるまでの間、審査を保留する。ただし、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、個々の申請人の特例期間の残余が1月となった時点で、派遣認定機関としての有効期限

を経過している場合には審査を保留することなく、特定技能基準省令第2条第1項第9号イに規定する基準に適合しないものとして、申請の許否の判断を行うこととして差し支えない。

- h 在留期間更新許可申請の場合であつて、当該派遣先への派遣が3年を経過する場合には、派遣先の労働者の代表（過半数により組織され労働組合又は過半数により選任された代表者）の意見を聴取をする義務があるとされていることから（労働者派遣法第40条の2第3項及び第4項）、派遣先の労働者の代表の同意を得ていることを示す書類として意見聴取事項を記した書面の提出を求める。
- i 上記（ア）bの基準については、上記ア～エの「特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」の審査方法を参照して審査を行う。

（エ）その他留意事項

- a 労働者派遣事業を営む企業等へ派遣労働者として就職する者の取扱いについては、第2章第1節第4を参照する。
- b 派遣元である特定技能所属機関は、労働者派遣法における派遣先からの通知（労働者派遣法第40条第1項）を踏まえ、活動状況に係る届出（法第19条の18第2項第1号及び第3号）を行うことが求められる。
- c 労働者派遣については、本基準に加えて、特定技能雇用契約に関する基準にも適合している必要があるところ、審査に当たっては前記2（1）オ「派遣先が定まっていること」を参照する。
- d 労働者派遣法上、派遣先への派遣期間は原則として3年であり（労働者派遣法第35条の3）、3年まで延長することが可能であるが、労働者の代表（過半数により組織され労働組合又は過半数により選任された代表者）の意見を聴取する義務があるとされており、同一の派遣先期間は同一業務について通算され、期間を超えて同一の業務を継続する場合、派遣先が派遣労働者を直接雇い入れるよう努めなければならないこととされている（労働者派遣法第40条の2から第40条の5まで）。
- e 特定技能所属機関が特定技能外国人を直接雇用した後に派遣雇用に移り替える場合は法第20条による在留資格の変更には当たらないことから、派遣開始のおおむね2か月前に特定技能雇用契約に係る届出（法第19条の18第1項第1号）を行うこととなる。

(オ) 立証資料

< 共通 >

- ・ 派遣計画書（参考様式第1-12号）
- ・ 意見聴取事項を記した書面（同一の派遣先で3年以上派遣する場合）

< 農業分野 >

- ・ 派遣先の概要書（農業分野）（参考様式第1-14号）
- ・ 定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営農証明書、決算書類（損益計算書等）等、特定技能所属機関が農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類
- ・ 有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類等、地方公共団体又は農業若しくは農業に関連する業務を行っている者が資本金の過半数を出資していることが確認できる書類
- ・ 役員名簿、業務方法書、組織体制図等、地方公共団体の職員等が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類
- ・ 特定機関基準適合通知書（特定技能所属機関が国家戦略特区の農業支援外国人を受け入れている特定機関である場合）

< 漁業分野 >

- ・ 派遣先の概要書（漁業分野）（参考様式第1-15号）
- ・ 定款、登記事項証明書、有価証券報告書、決算書類（損益計算書等）等、特定技能所属機関が漁業又は漁業に関連する業務を行っていることが確認できる書類
- ・ 有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類等、地方公共団体又は漁業若しくは漁業に関連する業務を行っている者が資本金の過半数を出資していることが確認できる書類
- ・ 役員名簿、業務方法書、組織体制図等、地方公共団体の職員等が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類

ケ 労働者災害補償保険に係る保険関係の成立のための措置を講じていること

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

10号 事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る

保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

(ア) 要件の内容

特定技能外国人への確実な労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用を確保するため、特定技能所属機関の基準として、労災保険に係る手続を適切に履行していることを求めるもの。

(イ) 用語の定義

- a 「保険関係の成立の届出」とは、労災保険の適用事業所が履行しなければならない「労働保険／保険関係成立届」及び「労働保険概算保険料申告書」を労働基準監督署等に提出することをいう。
- b 「その他これに類する措置」とは、労災保険の適用事業所以外の事業所（労災保険の暫定任意適用事業所をいう。）である場合においては、民間保険に加入していることをいう。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、労災保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていることを確認する。
- b 雇用条件書（参考様式第1-6号）の記載から、労災保険の適用状況を確認する。
- c 労災保険の適用事業所である場合は、前記ア「労働、社会保険及び租税に関する法令の遵守」の（オ）a（a）「労働保険」に係る立証資料の提出をもって、所定の手続が適切に履行されているものとして扱う。
- d 労災保険の適用事業所でない場合は、民間保険の加入を証明する資料の提出を求め、民間保険に加入していることを確認する（原則として、当該資料の提出があった場合は、所定の手続が適切に履行されているものとして扱う。）。

(エ) その他留意事項

a 労災保険の適用事業所

労災保険制度は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して必要な保険給付を行うとともに、あわせて被災した労働者の社会復帰の促進、被災した労働者と遺族の援護、労働災害の防止などを目的とする社会復帰促進等事業を行う総合的な保険制度である。

原則として、事業主は労働者を1人でも使用していれば、法律上、当然に労災保険に加入することとなるが、次のいずれかに該当する場合は、暫定任意適用事

業所とされ、労災保険が当然に適用されるものではない。

- (a) 労働者数5人未満の個人経営の農業であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの
- (b) 労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が300人未満の個人経営の林業
- (c) 労働者数5人未満の個人経営の畜産、養蚕又は水産（総トン数5トン未満の漁船による事業等）の事業

b 労災保険給付の種類と内容

労災保険給付には、療養補償給付（通勤災害の場合には、療養給付。以下に同じ。）、休業補償給付（休業給付）、障害補償給付（障害給付）、遺族補償給付（遺族給付）、葬祭料（葬祭給付）、傷病補償給付（傷病給付）、介護補償給付（介護給付）、二次健康診断等給付があり、これらの保険給付とは別に、社会復帰促進等事業の一つとしての特別支給金の支給等がある。

主な給付の内容は以下のとおりである。

(a) 療養（補償）給付

i 療養の給付

療養の給付は、被災労働者が無料で必要な治療（診察、処置、薬剤等）を受けることができる療養の現物給付である。この療養の給付が行われるのは、労災病院及び都道府県労働局長が指定した病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者等（労災指定医療機関等）である。

また、療養の給付は症状が固定（治ゆ）するまで行われるが、症状固定（治ゆ）とは必ずしも全快を意味するわけではなく、医学上一般に認められた医療を行っても医療効果が期待できなくなった状態のことをいう。

ii 療養の費用の支給

被災労働者が労災指定医療機関等以外の医療機関で療養したような場合、療養の現物給付を行うことができないので、この場合、被災労働者はその療養に要した費用全額の立替払を行い、後日、所轄労働基準監督署に請求し、現物給付を受けることになる。

なお、療養の費用が支給される範囲や期間は、療養の給付と同じである。

(b) 休業（補償）給付

被災労働者が業務上の傷病による療養のため労働することができず、その

ために賃金が受けられないときは、休業補償給付（通勤災害の場合は、休業給付）が休業4日目から支払われる（通勤災害の場合は、初回給付額から200円一部負担金を控除されて支給）。給付額は、1日につき給付基礎日額（原則として労働基準法第12条の平均賃金相当額）の60%相当額が、所定労働時間の一部を休業したような場合は、給付基礎日額と実労働時間に対して支給される賃金の差額が60%相当額となる。

休業初日から3日間は待機期間とされているが、業務災害の場合、この3日間について使用者が労働基準法上の休業補償（平均賃金の60%相当額）を行わなければならない。

なお、休業（補償）給付の受給者については、1日につき給付基礎日額の20%相当額の「休業特別支給金」が併給されることになっており、実質的な休業補償給付額は給付基礎日額の8割となる。

（c）障害（補償）給付

業務上・通勤途上の疾病の症状固定（治ゆ）時に障害が残っている場合に、厚生労働省令で定める障害等級に応じ、年金又は一時金が支給される。

（d）遺族（補償）給付

業務上・通勤途上で労働者が死亡した場合は、その遺族に対し、死亡労働者との続柄・生計維持関係によって、年金又は一時金が支払われる。

（e）傷病（補償）給付

この傷病（補償）年金は、労働者の業務上又は通勤による負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日、又はその日以後において、当該負傷又は疾病が治らず、それによる障害の程度が傷病等級（第1級～第3級）に該当するときは、休業（補償）給付から傷病（補償）年金に切り替えられ、その障害の程度に応じて年金が支給される（該当しない場合には、引き続き休業（補償）給付が支給される。）

（f）労災保険の給付請求

労災保険の給付請求は、被災者又は遺族が直接行うことになっているが、特定技能外国人が被災した場合、労災保険制度についての理解が不十分であること、日本語が堪能でないこと等もあり、特定技能所属機関は、支援を通じて本制度について理解の向上に努め、万が一事故が発生した場合には、被災者や遺族に対し、積極的な支援を行うことが求められる。

具体的には、業務災害又は通勤災害等が発生した場合には、①保険給付の請求手続を支援すること、②保険給付の請求に当たり、必要事項等の記入に際して手助けすること、③場合によっては、請求に当たって労働基準監督署へ同行すること、④受給に伴う金融機関等の口座開設を支援すること等が考えられる。

(g) 第三者行為災害

保険関係の当事者以外の者の行為や他の建物の設備等によって発生した災害をいう。第三者行為災害も、業務災害又は通勤災害として扱われるところ、被災労働者又はその遺族は、所轄労働基準監督署に対して労働保険の保険給付を請求できることはもちろんのこと、災害を発生させた第三者に対して民事上の損害賠償を請求することができる。また、第三者行為災害が自動車事故である場合は、自動車損害賠償責任保険等から保険金を受けることもできる。

しかし、これらの場合には、同一の事由について重複して損害のてん補を受けると、実際の損害額よりも多く支払を受けることとなり不合理であることから、労災保険法において支給調整が定められている。また、第三者行為災害に伴う労災保険給付請求の際には、「第三者行為災害届」を所轄労働基準監督署に提出することになっている。

(h) 保険給付の請求等についての支援

特定技能外国人に係る労働災害等が発生した場合は、特定技能所属機関に対し、労災保険給付の請求その他の手続に関し、特定技能外国人からの相談に応じるほか、当該手続を支援するなど必要な支援を講ずるよう指導する。

(i) 労災と思われる事案を認知した場合

労災と思われる事案を認知した場合は、速やかに特定技能所属機関に対し、労働基準監督署へ相談するよう指導する。

(j) 労働者災害補償保険に類する措置

労災保険に類する措置として加入しなければならない民間の任意保険の内容については、特段基準を設けてはおらず、何らかの民間の任意保険に加入している事実があれば基準適合として取り扱う。

しかしながら、契約した民間の任意保険の補償内容では適切に補償がされない場合（例えば、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷は補償するものの、疾病については補償をしない場合）には、その補償の範囲外の項目につい

て特定技能所属機関が自ら補償することが必要となることに留意する。

c 労災保険の適用事業所でない場合

労災保険の適用事業所でない場合は、これに準ずる民間保険に加入しなければならないが、加入する保険の種類については特段定めはないものの、明らかに労働者災害の補填には十分でない保険内容である場合は、特定技能所属機関に対して必要な指導・助言を行う。

(オ) 立証資料

a 労災保険の適用事業所である場合

- ・ 雇用条件書（参考様式第1-6号）の写し
- ・ 前記ア「労働、社会保険及び租税に関する法令の遵守」の（オ）a（a）「労働保険」と同様。

b 労災保険の適用事業所でない場合

- ・ 雇用条件書（参考様式第1-6号）の写し
- ・ 民間保険の加入を証明する資料

コ 特定技能雇用契約を継続して履行する体制を有していること

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

11号 特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

(ア) 要件の内容

特定技能所属機関に対し、特定技能雇用契約を継続して履行する体制を備えていることを求め、もって特定技能外国人の安定的かつ継続的な在留を確保するもの。

(イ) 用語の定義

「特定技能雇用契約を継続して履行する体制」とは、特定技能所属機関が事業を安定的に継続し、特定技能外国人と締結した特定技能雇用契約を確実に履行し得る財政的基盤を有していることをいう。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることを確認する。

- b 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の記載から、次の方法に従って事業を安定的に継続するに足る財政的基盤を有していることを確認する。なお、特定技能所属機関の概要書（参考様式第1-11-1号）は、原則として定期届出において提出することとなっていることに留意する。

(a) 前事業年度において債務超過がないことの確認

特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の記載から、前事業年度における純資産（元入金）の額がマイナス（債務超過）になっていないことを確認する。債務超過となっていない場合には、基準適合と判断し、債務超過となっている場合には、後記（b）により判断する。

なお、前事業年度において債務超過でなければ、前々事業年度において債務超過であっても基準適合と判断して差し支えない。

(b) 前事業年度において債務超過がある場合の確認

i 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の記載から、前々事業年度における純資産（元入金）の額がマイナス（債務超過）になっていないことを確認する。

ii 中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が、改善の見通し（一定期間以内に債務超過の状態でなくなることの見通しを含む。）について評価を行った書面（評価の根拠となる理由が記載されているものに限る。）が提出されており、同書面に特段の疑義がないことを確認する。

iii 前々事業年度が債務超過となっておらず、改善の見通しについて第三者の評価が適切にされている場合には、基準適合と判断する。前々事業年度も債務超過となっている場合については、後記（c）により判断する。

iv 後記（c）（d）によらず、民事再生法上や会社更生法上の手続きにより、裁判所の決定を受けた更生計画に基づき更生計画の途上にある特定技能所属機関においては、本基準に適合しないものとして取り扱って差し支えない。

(c) 前事業年度及び前々事業年度において債務超過がある場合の確認

i 中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が、改善の見通し（一定期間以内に債務超過の状態でなくなることの見通しを含む。）について評価を行った書面（評価の

根拠となる理由が記載されているものに限る。)が提出されていることを確認する。

- ii 前事業年度及び前々事業年度のいずれも債務超過となっている場合には、安定的かつ継続的に事業を行っていると判断し難いことから、第三者の評価が適切であり、特段の疑義がないことを審査する。第三者の評価の確認に当たっては、次の点などを踏まえて総合的に判断する。

- ① 直近に増資、親会社などからの救済等の債務超過を改善する具体的な予定があるか否か
- ② 債務超過の原因が借入金である場合であって、短期間に返済を求められるものでないことが明らかとされているか否か（5年以内など短期間に返済を求められるものでないことが明らかとされており、かつ、その借入先が親会社、銀行、代表者の親族等である場合等には、直ちに事業の継続性を否定し得るものでない。）
- ③ 労働保険料、社会保険料及び租税の納付に関する領収書の写しや証明書等が提出されており、滞納がないことを本節第2の3（1）ア（ウ）に従って確認する。

(d) 第三者の評価に特段の疑義がある場合

上記（a）ないし（c）の確認において、提出書類に特段の疑義がある場合には、決算文書（損益計算表及び貸借対照表）の写し及び法人税の確定申告書の控え（納税地の所轄税務署長の受付印のあるもの）の写し（個人事業主にあつては、所得税青色申告決算書（貸借対照表を含む。納税地の所轄税務署長の受付印があるものに限る。）の写し）の提出を求めた上で、法人税の確定申告書、納税証明書の写し等から、貸借対照表の資産の部の合計と負債の部の合計が正しく記載されていることなどを確認して審査する。

- c 設立後最初の決算期（確定申告時期）を経していない場合（特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の2欄に記載できない場合）については、当該決算時期（確定申告時期）を経た直後の在留諸申請において、特定技能所属機関概要書（第1-11-1号）の提出を求めた上で審査する。

(エ) 立証資料

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
（以下、直近期末において債務超過がある場合に求める資料）

- ・ 中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面
(以下、直近2期末のいずれにおいても債務超過がある場合に求める資料)
- ・ 中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面
- ・ 労働保険料、社会保険料及び租税の納付に関する領収書の写しや証明書等
(本節第2の3(1)ア(ウ)参照)

サ 特定技能外国人の報酬を指定する銀行口座等へ振り込むこととしていること

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 12号 特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座又は貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

(ア) 要件の内容

報酬の支払方法について、特定技能外国人との合意の上で、当該外国人の指定する預金口座又は貯金口座に振り込む方法とすること及び当該外国人の希望により通貨払をする場合は、報酬の支払事実を裏付ける客観的資料の提出を求め、報酬の確実な支払を確保し、不当な控除を防止するもの。

(イ) 用語の定義

「預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合」とは、賃金の支払方法について、特定技能外国人から通貨直接払を希望する旨の申出があった場合に、預金口座等への振込みによらず通貨により直接支払うことをいう。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書(所属機関等作成用V)及び雇用条件書(参考様式第1-6号)の記載から、特定技能外国人への報酬の支払方法を口座振込み又は通貨直接払のいずれかとするところとしていることを確認することとなる。

- b 上記 a において、通貨直接払とする場合にあっては、申請書（所属機関等作成用 V）の記載から、出入国在留管理庁長官に対し、その支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し確認を受けることとしていることとしていることを確認する。
- c 在留期間更新許可申請においては、下記（エ） b で本基準の適合性が維持されていることを踏まえて審査を行う。

（エ） その他の留意事項

- a 労働基準法第24条第1項において、賃金の支払については「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と規定されており、通貨直接払を原則とし、例外として、同法施行規則第7条の2において、「使用者は、労働者の同意を得た場合」には、当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込みとすることができるとされていることから、賃金の支払方法を預金口座等への振込みとするに当たっては、労使間でこれを合意していることが前提であることに留意する。
- b 賃金の支払方法を「通貨払」とした場合には、定期届出において、給与明細の写し及び報酬支払証明書（参考様式第5-7号）の提出を求め、報酬の支払及び受領事実があることを確認する（賃金の支払方法を「口座振込」とした場合には、必要に応じて、実地調査を実施した際などに、特定技能所属機関が申請人の指定する口座に振り込んだ額を証明する資料（振込領収書の写し）及び申請人の口座等に実際に振り込まれた額を証明する資料（当該外国人の預金口座又は貯金口座に振り込まれたことを証明する通帳の写し若しくは取引明細書の写し）の提出（提示）を求め、振込額と入金額に差異がないことを確認する。）。

（オ） 立証資料

- 雇用条件書（参考様式第1-6号）の写し
 （以下活動状況に係る届出時のみ）の写し
 報酬支払証明書（参考様式第5-7号）

シ 地域における共生社会の実現のため寄与する責務に関すること

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

12号の2 特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。

(ア) 要件の内容

特定技能外国人に関し、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策（以下「共生施策」という。）に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることを求めるもの。

(イ) 用語の定義

地方公共団体が実施する共生施策とは、特定技能所属機関（登録支援機関を含む。）が実施する特定技能外国人の支援に資するものを指す。例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等が想定される。

一方で、例えば、訪日外国人旅行客向けの案内等、特定技能外国人支援とは明らかに関係性がないものは、本件取組における共生施策の対象とはならない。

(ウ) 審査のポイント

申請書V（所属機関等作成用3）の記載から、協力確認書が市区町村に提出されていることを確認する。

ス 分野の特性に応じた基準

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

13号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(ア) 要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乘せ基準を設けることができるもの。なお、詳細については、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

(イ) 用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

(ウ) 審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら、特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

(2) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの**ア 支援を適正に実施するための実績に関する基準****(ア) 特定技能所属機関の実績****特定技能基準省令第2条第2項**

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

1号 次のいずれかに該当すること。

イ 過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、適合1号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

a 要件の内容

特定技能所属機関について、申請日から過去2年間にわたって、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、1号特定技能外国人支援計画の実施に関する支援責任者及び事務所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることを求めるもの。

b 用語の定義

(a) 「過去2年間」とは、申請日の2年前に当たる日から申請日までの2年間をいう。

なお、実績は、過去2年間の全期間に渡ることを要するものではなく、過去2年間に一度でも実績があれば足りるものとする。

(b) 「法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格」とは、収入を

伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限定していることから、「特定活動」の在留資格を有する者については、EPA看護師、同看護師候補者、同介護福祉士、同介護福祉士候補者、ワーキングホリデーとしての活動を指定されている者などが対象となり得る。

- (c) 「受入れ又は管理」の「受入れ」とは、中長期在留者を雇用関係を前提とした従業員として受け入れていること、「管理」は監理団体として「技能実習」の在留資格をもって在留する者の実習監理を行ったこと、登録支援機関として「特定技能1号」の在留資格をもって在留する者の支援を実施したことなどが想定される。

なお、法人の役員は、当該法人との間に雇用関係が存しないことから、原則として、当該法人の役員が中長期在留者であることをもって、上記の「受入れ又は管理」を行った実績とは認められない。

- (d) 「適正に行った実績」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令等の規定を遵守していることをいう。特に以下の点に留意する。

i 入管法の遵守

当局保有情報から、特定技能所属機関が、入管法違反を行っていないことを確認する。特定技能所属機関が、入管法違反に基づく行政処分又は改善勧告を受けており、その原因となった行為を過去2年間に行った場合には「適正に行った」とは評価できない。また、審査の過程で、入管法における届出義務不履行等の違反行為が判明した場合にも、「適正に行った」とは評価できない。

ii 技能実習法令の遵守

- (i) 特定技能所属機関が過去2年間に技能実習制度に関する処分を受け、以下の状況にある場合には、「適正に行った」とは評価できない。
- ・ 技能実習制度における「改善命令」を受け、改善承認後2年を経過していない場合（改善承認がされていない場合は「適正に行った」とは評価できない。）

- ・ 技能実習制度において外国人技能実習機構が行う「改善勧告」（改善措置を行っているかは問わない。）を受けてから2年を経過していない場合
- (ii) 申請者が過去2年間に技能実習制度における以下の処分を受けていた場合にあっては、不問とする。
 - ・ 技能実習制度における改善指導

iii 労働関係法令の遵守について

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主に対し、外国人労働者（在留資格「外交」、「公用」及び特別永住者は除く。）の雇入れ及び離職の際に厚生労働大臣に届け出ることが義務付けられる「外国人雇用状況の届出」が適切に届け出られていない場合、「適正に行った」とはいえないことに留意する。

「外国人雇用状況届出」の履行状況は、申請者から提出された受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第1-11-2号）を基に電算記録を確認する。電算記録上で「外国人雇用状況届出」を行っていることが確認できない場合は、対象の中長期在留者に係る雇用保険被保険者資格取得届（喪失届）又は外国人雇用状況届出書の写しの提出を求める。

審査の過程で地方局からの指摘を受けて届出を行った場合や中長期在留者を雇用した日から1年以上経過してから届出を行った場合等は、本基準に適合しないものとして取り扱う。

- (e) 「支援責任者」とは、特定技能所属機関の役員又は職員（常勤であることを問わない。）であり、次の事項を統括管理し、支援担当者を監督する立場にある者をいう。

なお、支援責任者は、後記（f）に記載する「支援担当者」と兼任することとして差し支えない。

- ① 1号特定技能外国人支援計画の作成に関すること
- ② 支援担当者その他支援業務に従事する職員の管理に関すること
- ③ 支援の進捗状況の確認に関すること
- ④ 支援状況の届出に関すること
- ⑤ 支援状況に関する帳簿の作成及び保管に関すること
- ⑥ 制度所管省庁、分野所管省庁その他関係機関との連絡調整に関するこ

と

⑦ その他支援に必要な一切の事項に関すること

- (f) 「支援担当者」とは、特定技能所属機関の役員又は職員であり、1号特定技能外国人支援計画に沿った支援を担当する者をいい、業務の性質上、常勤であることが望まれるものの、事業所に専任して所属していることまでは求めない。
- なお、支援担当者は、業務の性質上、常勤であることが望ましいが、必須ではない。

c. 審査のポイント

- (a) 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ実績を有していること、及び役員又は職員の中から支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることを確認する。
- (b) 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の「中長期在留者の受入れ実績等」欄の記載及び電算記録（雇用状況届出情報を含む。）から、過去2年間に中長期在留者の受入れを適正に行った実績を有することを確認する。
- (c) ██████████
██████████ 技能実習制度における「改善命令」又は「改善勧告」を受けていないことを確認する。
- (d) 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）及び1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）の記載から、役員又は職員の中から支援責任者が選任されていることを確認する。
- (e) 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）及び1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）の記載から、役員又は職員の中から1名以上の支援担当者が選任されていることを確認する。

d. 立証資料

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）
- ・ 受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第1-11-2号）

(イ) 特定技能所属機関になろうとする者の役職員の実績

特定技能基準省令第2条第2項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

1号 次のいずれかに該当すること。

- ロ 役員又は職員であつて過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

a 要件の内容

特定技能所属機関が中長期在留者の受入れ又は管理を行った実績がない場合は、中長期在留者の生活相談等に従事した経験がある者を支援責任者及び支援担当者として選任していることを求めるもの。

b 用語の定義

- (a) 「生活相談等」とは、特定の相談内容を指すものではなく、広く中長期在留者の生活に関する相談一般をいう。なお、生活相談の内容については特段限定しないが、業務として一定の反復継続性をもって行ったことが求められ、いわゆるボランティアとして行った生活相談については、実績に含まない。

生活相談業務に従事する者の例としては、次の者が挙げられる。なお、これ以外の者であっても、業務として生活相談に従事する者であれば、対象となり得る。

- ・ 技能実習制度における監理団体に所属して監理責任者を務めた者や実習実施者に所属して生活指導員を務めた者
- ・ 技能実習生の送出機関の日本駐在員として技能実習生の生活相談員を務めた者
- ・ 中長期在留者が在籍している受入れ機関との間の生活支援を行う旨の業務委託に基づいて行った生活相談業務に従事した経験がある者
- ・ 法律事務所、地方公共団体、都道府県労働局等で相談員を務めた者
- ・ 中長期在留者が在籍する企業に勤務し、当該企業において当該中長期在留者の生活相談担当者を務めた者
- ・ 職業紹介事業者勤務し、当該事業者の紹介先に所属する中長期在留者の生活相談担当者を務めた者（なお、職業紹介事業者が、外国人労働者に求人情報を紹介する行為のみをもって、「生活相談等に従事した経験」には該当しないこ

とに留意する。)

- (b) 「経験を有する」とは、生活相談業務等を少なくとも1件以上行ったことをいい、件数の多寡を問わない。なお、生活相談は業務として行ったことが求められることから、いわゆるボランティアとして行ったものは含まれない。
- (c) 「支援責任者」及び「支援担当者」については、前記(ア) bのとおり。

c 審査のポイント

- (a) 申請書(所属機関等作成用V)の記載から、役員又は職員であって過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格による中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることを確認する。
- (b) 支援責任者及び支援担当者の経験について、生活相談業務を行った中長期在留者リスト(参考様式第1-11-3号)等の提出をもって対象の中長期在留者が示せない場合であっても、支援責任者及び支援担当者が生活相談業務に従事していた機関の在職(退職)証明書に支援責任者及び支援担当者が業務として中長期在留者への生活相談を行っていたことが記載されている場合は、行った生活相談の内容について具体的な説明及び客観的な資料を求め、当該機関における業務として反復継続的に生活相談業務を行っていたこと(人事担当者として外国人職員の生活相談を行っていた場合など)を確認し、本基準の適合性を判断する。
- (c) 支援責任者のみに中長期在留者の生活相談等に従事した経験がある場合は、本基準に適合しないこととなる。ただし、当該経験を有する支援責任者が支援担当者を兼ねる場合は、基準に適合するものとして取り扱う。なお、複数の支援責任者又は支援担当者が選任されている場合、全ての支援責任者又は全ての支援担当者が本基準に適合している必要はなく、支援責任者及び支援担当者のうち各1名以上に中長期在留者の生活相談業務に従事した経験があれば、本基準に適合するものと評価して差し支えない。
- (d) 前記(b)に関し、生活相談業務経験の記載(相談対象の外国人の国籍、在留資格、人数、当該外国人が所属する機関の名称や所在地、相談期間等)が具体性を欠いている場合や、当局保有情報によっても相談対象の外国人を確認できない場合には立証が不十分であることから、具体的に説明した文書及び立証資料(在籍していた機関業務を明らかにするパンフレット、業務委託契約書の写し等)の提出を求め

る。

(e) 支援責任者及び支援担当者が技能実習制度及び特定技能制度における行政処分等を受けた機関での実績を主張している場合は以下のとおり審査する。

i 技能実習制度

(i) 認定技能実習計画又は監理許可の取消しを受けた機関での生活相談業務の実績は本基準に適合しない。ただし、当該取消しを受ける理由となった事由の発生以前の生活相談業務の実績は本基準に適合する。

(ii) 改善命令を受けた機関での生活相談業務の実績は本基準に適合しない。ただし、改善承認後の生活相談業務又は当該改善命令を受ける理由となった事由の発生以前の生活相談業務の実績は本基準に適合する。

(iii) 改善勧告を受けた機関での生活相談業務の実績は当該機関が改善勧告を受けた事項の改善がなされていれば本基準に適合する。

ii 特定技能制度

(i) 不正行為に該当又は登録支援機関の登録取消しを受けた機関での生活相談業務の実績は本基準に適合しない。ただし、不正行為の認定又は登録支援機関の登録取消しを受ける理由となった事由の発生以前の生活相談業務の実績は本基準に適合する。

(ii) 改善命令を受けた機関での生活相談業務の実績は本基準に適合しない。ただし、改善承認後の生活相談業務又は当該改善命令を受ける理由となった事由の発生以前の生活相談業務の実績は本基準に適合する。

(iii) 指導勧告を受けた機関での生活相談業務の実績は当該機関が指導勧告を受けた事項の改善がなされていれば本基準に適合する。

(f) 申請者から提出された資料に信ぴょう性が欠ける場合等は、申請者が主張する支援責任者及び支援担当者が生活相談を行った機関に対して、照会を行い、申請者の主張の裏付けをとることを検討する。

(g) 支援責任者及び支援担当者の生活相談業務従事経験の立証に関連して、技能実習制度の監理団体が行うべき監理業務（監査、相談等）に関し、監理団体から委託を受けて実施したとするものがある場合には、監理団体が自ら行うべき業務を委託していること（技能実習法第38条において禁止される名義貸し）が疑われることから、仮に監理団体が委託をしていた場合には、外国人技能実習機構や地方局の技能

実習審査担当部門において、技能実習法や入管法令に基づき指導等を行う必要があるため、申請者に対し、当該業務の内容や実績について具体的に説明する文書及び関係資料（業務委託契約書の写し、委託者への報告書の写し等）の提出を求めることとし、必要に応じて技能実習審査担当部門と相談するほか、情報共有を適切に図ることとする。

その上で、技能実習制度において、監理団体は、技能実習生の相談対応について監理団体の役職員自ら技能実習生からの相談に応じる体制を整備する必要があり、委託することが可能な範囲は、相談に対応する際の通訳等の補助者としての業務に過ぎないことから、本基準には原則として適合しないものとして取り扱う。ただし、支援責任者及び支援担当者が、監理団体が整備する相談体制とは別に生活相談業務に従事した経験を有することが立証資料から確認できた場合は、本基準に適合するものと評価して差し支えない。

d 立証資料

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
- ・ 支援責任者の履歴書（参考様式第1-20号）
- ・ 支援担当者の履歴書（参考様式第1-22号）
- ・ 生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第1-11-3号）

(ウ) その他の実績

特定技能基準省令第2条第2項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

1号 次のいずれかに該当すること。

ハ イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

a 要件の内容

同号イ又はロの実績を有さない者については、同号イ又はロの実績を有する者と同程度の能力・体制を備えている者として認められた者であることを求めるもの。

b 用語の定義

(a) 「同程度に支援業務を適正に実施することができる者」とは、第1号イ又はロに該当しない場合であっても、中長期在留者の適正な受入れ実績等がある機関と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であり、かつ、これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用してきた実績のある機関であって責任をもって適切に行うことが見込まれるものをいう。これまでの活動実績や組織体制からも相談対応や情報提供を適切に行うことができると認められるなど、第1号イ又はロに該当する者と同程度に相談対応などの支援を責任をもって適正に行うことが合理的に期待できる者をいう。

(b) 「適正に」とは、
、「適正に」
支援を実施できる者とは認められない。

(c) 本要件に適合するものとして認められた事例（登録支援機関の登録における同種の要件に係る事例を含む。）としては、次のようなものがある。なお、本要件の適合性の判断に当たっては、根拠とする実績（経験年数等）についても第3号イからハまでと同程度であり、それが資料によって客観的に立証されていることが求められることに留意する。

[Redacted text block]

c 審査のポイント

以下の事項を確認し、本基準に適合すると認められることについて、地方局限りで判断して差し支えないが、判断に迷う場合は、本庁に上申する。

- (a) 申請書（所属機関等作成用V）、特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の記載から、特定技能基準省令第2条第2項第1号イ又はロの基準に適合する者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認められた者であることを確認する。
- (b) 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の4（3）の「過去5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無」欄から、是正指導がないことを確認する。
- (c) 本要件に適合しているといえるためには、本邦に在留する外国人（在留資格は問わない。）の雇用管理や生活相談を行った実績のほか、支援を適切に行う能力や体制があるといえるような事業実績、並びに支援業務に従事する役職員の経験及び保有する資格などの諸事情を踏まえ、第1号イ又はロに該当する者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であると認定できるものでなければならない。なお、立証が十分ではない場合には、資料の追加提出を求めることとする。
- (d) 本要件の適合性の判断に併せて、前記（ア）又は（イ）の該当性がないことについても申請人に立証を確認するとともに、審査中であっても前記（ア）又は（イ）のいずれかに該当する旨の立証を行う意思があれば立証の機会を与えるなど適切に対応する。

e 立証資料

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
- ・ 第1号ハに該当（同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書
- ・ 上記説明書の記載内容に係る立証資料

イ 1号特定技能外国人が十分に理解できる言語により情報提供を行う体制を有していること

特定技能基準省令第2条第2項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

2号 特定技能雇用契約の当事者である外国人に係る1号特定技能外国人支援計画に基づく職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

(ア) 要件の内容

特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対する支援として、事前ガイダンス、在留中の生活オリエンテーション、相談対応等の各種相談業務を1号特定技能外国人が十分に理解できる言語により行わなければならないことから、当該言語による情報提供体制を有していることを求めるもの。

(イ) 用語の定義

- a 「特定技能外国人が十分に理解できる言語」とは、母国語に限らず、1号特定技能外国人が内容を余すことなく理解できる言語をいう。
- b 「体制を整備している」とは、当該言語により対応可能な者が職員として在籍していることや、必要な際に通訳人を確実に確保できることなどをいうが、通訳人として特定技能所属機関の職員として雇い入れることまでは必要なく、必要なときに委託するなどして通訳人を確保できるものであれば足りる。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、1号特定技能外国人支援を申請人が十分に理解できる言語によって行うことができる体制を整備していることを確認する。
- b 対応可能時間が限定されており、通常時又は緊急時の言語対応に疑義が認め

られる場合や、在籍する1号特定技能外国人の人数に比して言語対応可能な職員等が明らかに少ない場合は、理由書（任意様式）の提出を求めた上で、慎重に判断する。

(エ) 立証資料

- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

ウ 支援状況に関する帳簿類の作成・保存

特定技能基準省令第2条第2項

・ 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 3号 1号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し、当該1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

(ア) 要件の内容

特定技能所属機関に対し、適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施及び支援の実施状況に係る届出の正確性を確保するため、帳簿書類を作成及び備え付けを求めるもの。

(イ) 用語の定義

「1号特定技能外国人支援の状況に係る文書」とは、次のものをいい、少なくとも以下の項目を含むものとする。

a 支援実施体制に関する管理簿

- ・ 支援を行う事業所の名称、所在地及び連絡先
- ・ 職員数（常勤・非常勤職員数の内訳）
- ・ 支援実績（各月における支援人数、行方不明者数）
- ・ 支援責任者の身分事項、住所、役職及び経歴（履歴書及び就任承諾書）
- ・ 支援担当者の身分事項、住所、役職及び経歴（履歴書及び就任承諾書）
- ・ 対応可能な言語及び同言語による相談担当者に関する事項（委託契約書、通訳人名簿）

b 支援の委託契約に関する管理簿

- ・ 支援業務に関する事項（委託契約書）
- ・ 支援経費の収支に関する事項（支援委託費含む。）

c 支援対象者に関する管理簿

- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
- ・ 1号特定技能外国人支援計画の内容（1号特定技能外国人支援計画書）
- ・ 支援の開始日
- ・ 支援の終了日（支援を終了した理由を含む。）

d 支援の実施に関する管理簿

① 事前ガイダンスに関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
- ・ 実施日時及び実施場所
- ・ 実施内容（情報提供内容）
- ・ 実施方法
- ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

※ 事前ガイダンスの確認書（参考様式第1-7号）を保存する。

② 出入国する際の送迎に関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
- ・ 出迎え日（上陸日）及び見送り日（出国日）
- ・ 実施担当者の氏名及び所属

③ 適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援に関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
- ・ 確保した住宅に関する事項（住所、住宅の形態（賃貸、社宅等）及び家賃等）
- ・ その他日常生活に必要な契約に係る支援の概要

④ 生活オリエンテーションに関する事項（関係機関への同行に関する事項を含む。）

- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
- ・ 実施日時及び実施場所
- ・ 実施内容（情報提供内容）

- ・ 実施方法
 - ・ 実施担当者（通訳人及び法的保護に関する情報提供の実施者を含む。）の氏名及び所属
- ⑤ 日本語学習の機会の提供に関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 実施内容（情報提供内容）
 - ・ 実施方法
 - ・ 実施担当者（委託先の講師を含む。）の氏名及び所属
- ⑥ 相談又は苦情への対応に関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 相談日時
 - ・ 相談内容及び対応内容（面談記録、対応記録）
 - ・ 関係行政機関への通報・相談日時及び通報・相談先の名称
 - ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属
- ⑦ 日本人との交流促進に関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 実施日時及び実施場所
 - ・ 実施方法（促進した事項）
 - ・ 実施担当者の氏名及び所属
- ⑧ 外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援に関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
 - ・ 転職相談日時及び実施場所
 - ・ 相談内容及び対応内容（面談記録、対応記録）
 - ・ 公共職業安定所への相談日時及び相談を行った公共職業安定所の名称
 - ・ 転職先候補企業の名称、所在地及び連絡先
 - ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

⑨ 定期的な面談の実施に関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号
- ・ 1号特定技能外国人を監督する立場にある者の氏名及び役職
- ・ 面談日時
- ・ 面談内容及び対応内容（面談記録、対応記録）
- ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

(ウ) 審査のポイント

申請書（所属機関等作成用V）の記載から、支援の実施状況に係る文書を備え付けておくこととしていることを確認する。

(エ) その他留意事項

文書の作成及び備付けを行っていないことが疑われる場合は、必要に応じて調査・指導等を行い、改善期日までに帳簿の作成及び備付けを行わない場合は、基準不適合として取り扱う。

エ 支援責任者及び支援担当者が欠格事由に該当しないこと等

特定技能基準省令第2条第2項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

4号 支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、第1項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

a 要件の内容

1号特定技能外国人に対する適正な支援の実施を確保する観点から、支援責任者及び支援担当者が支援を中立的に行うことができる立場の者であること及び一定の欠格事由に該当しないことを求めるもの。

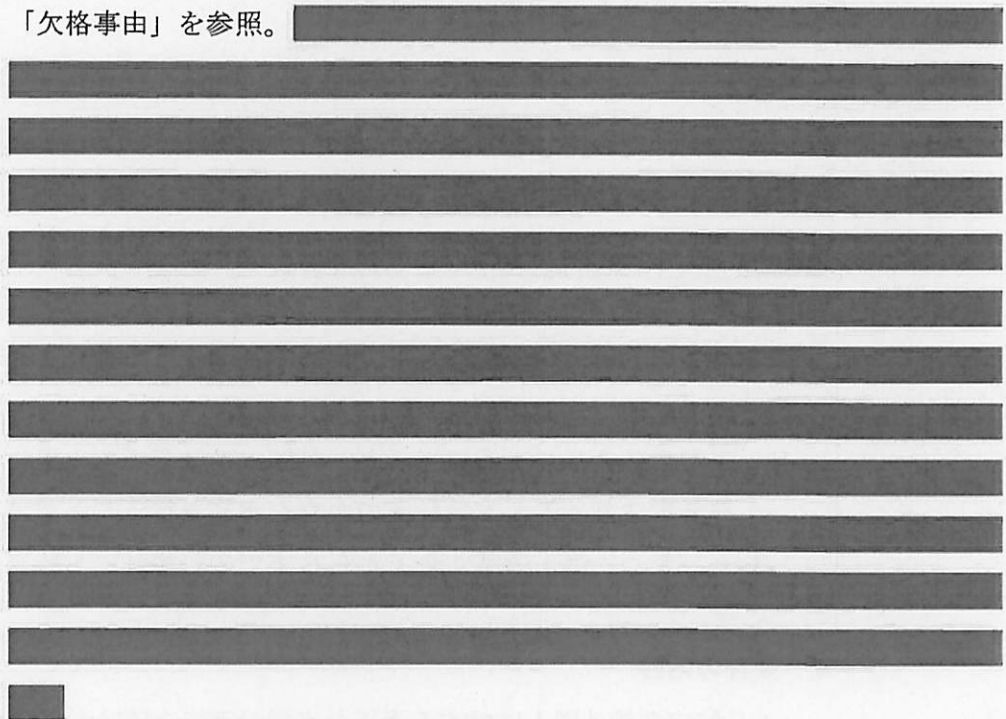
b 用語の定義

(a) 「支援責任者」及び「支援担当者」については、前記ア（ア）bのとおり。

(b) 「外国人を監督する立場にない者その他の1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者」とは、特定技能外国人とは異なる部署の職員であるなど、1号特定技能外国人に対する指揮命令権を有さない者をい

い、異なる部署であっても、当該外国人に実質的に指揮命令を行い得る立場にある者は、これに該当しない。したがって、1号特定技能外国人と形式上異なる部署の職員であっても、代表取締役、当該外国人が所属する部署を監督する長（例えば、当該外国人の所属する部署が製造課である場合の製造部長）など組織図を作成した場合に縦のラインにある者は適格性がないこととなる。また、特定技能所属機関が個人事業主であって小規模の家族経営である場合、事業主の家族（配偶者及び2親等以内の親族）についても適格性がないこととなる。

- (c) 「第1項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者」とは、特定技能基準省令第2条第1項第4号に規定する欠格事由のうちイからルまでに掲げる事由に該当しない者をいう。欠格事由の詳細については、前記(1)エ(エ)「欠格事由」を参照。



c 審査のポイント

- (a) 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、特定技能基準省令第2条第1項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを確認する。
- (b) 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の記載から、支援責任者と支援担当者が申請人とは異なる部署の職員であるなど申請人に対する指揮命令を有しない立場にあること、1号特定技能外国人支援計画書（参考様

式第1-17号)のⅡ欄の4の記載から、支援の中立性を確保していることを確認する。

なお、支援責任者又は支援担当者が申請人を監督する立場にあるなど支援の中立的な実施を行うことができる立場にないと疑われる場合には、必要に応じて申請人と支援責任者及び支援担当者との関係性を明らかにする資料(組織図等)の提出を求めるなどして慎重に審査する。

d その他の留意事項

支援責任者又は支援担当者が中立的な立場でなくなった場合、又は欠格事由に該当することとなった場合は、特定技能所属機関に対し、当該支援責任者又は支援担当者を交代し、基準を満たす者を選任するよう指導を行う。

当該指導を受けたにもかかわらず、改善期日までに当該支援責任者又は支援担当者を交代させない場合は、基準不適合として取り扱う。

e 立証資料

- ・ 特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号)

オ 1号特定技能外国人支援計画を怠ったことがないこと

特定技能基準省令第2条第2項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 5号 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、法第19条の2第1項の規定に反して適合1号特定技能外国人支援計画に基づいた1号特定技能外国人支援を怠ったことがないこと。

(ア) 要件の内容

1号特定技能外国人への確実な支援の実施を担保するため、特定技能所属機関が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に雇用する当該外国人への支援を怠ったことがないことを求めるもの。

(イ) 用語の定義

- a 「特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後」とは、特定技能雇用契約の締結の日の5年前のみならず、特定技能雇用契約の締結後も含む趣旨である。
- b 「支援を怠った」とは、1号特定技能外国人支援計画に基づいた支援を行わなかったことをいう。

るオンラインでの面談も認められる（1号特定技能外国人の同意確認については、1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）により行われる。）。なお、面談を効果的に行うための準備として、質問予定の項目について、あらかじめアンケート等を実施することは差し支えない。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、特定技能外国人及びその監督者と定期的な面談を実施することとしていることを確認する。
- b 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）の記載から、定期的な面談を3か月に1回以上行うこととしていることを確認する。

(エ) その他留意事項

- a 特定技能所属機関は、面談を通じて、実際の就業時間に見合った残業代を支払わないなどの労働関係法令違反又は資格外活動等の入管法違反や旅券及び在留カードの取上げ等その他の問題の発生を知ったときは、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書（参考様式第3-5号）を提出する必要があるとともに、労働基準監督機関その他の関係行政機関に通報することが求められる。
- b また、特定技能外国人からの申告又は労働基準監督署等関係機関からの不正行為（基準不適合）の通報を受けた場合は、必要に応じて特定技能所属機関から事情を聴取し、面談記録の提示を求めるなどの調査及び指導を行う。その結果、定期的な面談が実施されておらず、かつ、体制の改善が認められない場合は、基準不適合として取り扱う。また、特定技能所属機関が不正行為（基準不適合）を認知していた又は認知し得たにもかかわらず適切な措置を講じていない場合にも、基準不適合として取り扱う。

キ 分野の特性に応じた基準に適合すること

特定技能基準省令第2条第2項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

7号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(ア) 要件の内容

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて上乘せ基準を設けることができるもの。
 なお、詳細については、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

(イ) 用語の定義

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照すること。

(ウ) 審査のポイント

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照しながら、特定分野の要件適合性審査チェックリストに従って審査を行う。

4 1号特定技能外国人支援計画に関する基準

法第2条の5第6項

別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第4章第1節第2款において「1号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第8項、第7条第1項第2号及び同項において「1号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

法第2条の5第8項

1号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

特定技能基準省令第3条第1項

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1号 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

イ 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付の申請前（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあつては、在留資格の変更の申請前）に、当該外国人に対し、特定技能雇用契約の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること。

- ロ 当該外国人が出入国しようとする港又は飛行場において当該外国人の送迎をすること。
- ハ 当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。
- ニ 当該外国人が本邦に入国した後（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあっては、在留資格の変更を受けた後）、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。
- (1) 本邦での生活一般に関する事項
 - (2) 法第19条の16その他の法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続
 - (3) 特定技能所属機関又は当該特定技能所属機関から契約により1号特定技能外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先
 - (4) 当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項
 - (5) 防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項
 - (6) 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項
- ホ 当該外国人がニ(2)に掲げる届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な支援をすること。
- ヘ 本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。
- ト 当該外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し、相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該相談又は苦情に適切に応じるとともに、当該外国人への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。
- チ 当該外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること。
- リ 当該外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合においては、公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づい

て法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援をすること。

又 支援責任者又は支援担当者が当該外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働基準法その他の労働に関する法令の規定に違反していることその他の問題の発生を知ったときは、その旨を労働基準監督署その他の関係行政機関に通報すること。

2号 適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容

3号 1号特定技能外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容

4号 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名

5号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める事項

特定技能基準省令第3条第2項

1号特定技能外国人支援計画は、特定技能所属機関が、日本語及び当該1号特定技能外国人支援計画に係る外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付しなければならない。

特定技能基準省令第4条

法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

1号 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。

2号 前条第1項第1号イに掲げる支援が、対面により又はテレビ電話装置その他の方法により実施されることとされていること。

3号 前条第1項第1号イ、ニ、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

4号 1号特定技能外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、その委託の範囲が明示されていること。

5号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

特定技能所属機関は、特定技能基準省令第3条及び第4条に定める内容及び方法が記載された1号特定技能外国人支援計画を、日本語及び当該1号特定技能外国人支援計画に係る外国人が十分に理解することができる言語により作成し、1号特定技能外国人にその写しを交付しなければならない。

また、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえて作成されたものであるかについてを、1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のV欄及びそれぞれの支援内容の自由記載欄により確認する。

(1) 職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容及び方法に係る記載

ア 事前ガイダンスの提供

特定技能基準省令第3条第1項

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1号 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

イ 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付の申請前（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあつては、在留資格の変更の申請前）に、当該外国人に対し、特定技能雇用契約の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること。

特定技能基準省令第4条

法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

2号 前条第1項第1号イに掲げる支援が、対面により又はテレビ電話装置その他の方法により実施されることとされていること。

(ア) 要件の内容

1号特定技能外国人に係る在留資格認定証明書交付申請の前（当該外国人が他の

在留資格をもって本邦に在留している場合にあつては、在留資格変更許可申請の前に、当該外国人が十分に理解できる言語をもって、特定技能雇用契約の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報を提供することを求めるもの。

(イ) 支援の内容

事前ガイダンスは、次のaからcまでに従って情報提供しなければならない。なお、事前ガイダンスは、1号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要がある。

a 情報提供内容

次の(a)から(j)までの全ての事項についての情報提供を、必ず行わなければならない支援（以下「義務的支援」という。）として行わなければならない。

- (a) 1号特定技能外国人に従事させる業務の内容、報酬の額その他の労働条件に関する事項
- (b) 本邦において行うことができる活動の内容（法別表第1の2の表の「特定技能」の項の下欄第1号に掲げる活動であること、技能水準が認められた業務区分に従事すること）
- (c) 入国に当たっての手續に関する事項（新たな入国の場合は、交付された在留資格認定証明書の送付を特定技能所属機関から受け、受領後に管轄の日本大使館・領事館で査証申請を行い、在留資格認定証明書交付日から3か月以内に日本に入国すること、既に在留している場合は、在留資格変更許可申請を行い、在留カードを受領する必要があること）
- (d) 1号特定技能外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をしておらず、かつ、締結させないことが見込まれること
- (e) 1号特定技能外国人に係る特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における特定技能1号の活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合は、その額及び内訳を十分理解して、当該機関との間で合意している必要が

あること

- (f) 1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること
- (g) 特定技能所属機関等が1号特定技能外国人が入国しようとする港又は飛行場において当該外国人を出迎え、特定技能所属機関の事業所（又は当該外国人の住居）までの送迎を行うこと
- (h) 1号特定技能外国人のための適切な住居の確保に係る支援の内容（社宅等を貸与予定の場合は広さのほか、家賃等外国人が負担すべき金額を含む。）
- (i) 1号特定技能外国人からの職業生活、日常生活又は社会生活に関する相談又は苦情の申出を受ける体制（対応可能時間及び対応方法等）
- (j) 特定技能所属機関等の支援担当者氏名、連絡先（メールアドレス等）

b 情報提供方法

1号特定技能外国人と対面又はテレビ電話装置若しくはその他の方法（インターネットによるビデオ電話など）により、本人であることの確認を行った上で、実施しなければならず、文書の郵送や電子メールの送信のみによることは認められない。

また、事前ガイダンスは、1号特定技能外国人が十分に理解できる言語により実施しなければならない。

c 提供時期

在留資格認定証明書交付申請の前（1号特定技能外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあつては、在留資格変更許可申請の前。なお、1号特定技能外国人が転職等に伴い特定技能1号（他の特定技能所属機関等）へ変更した場合を含む。）に行わなければならない。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、事前ガイダンスを行うこととしていることを確認する。
- b 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「1 事前ガイダンスの提供」欄の「ア 情報提供内容等」欄の記載から、次の事項について確認する。
 - (a) 「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容aからjまでの全ての事項について、「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確

認する。

また、括弧内の実施予定日が、在留資格認定証明書交付申請日又は在留資格変更許可申請日より前の時期（日付）であることを確認する。

なお、支援内容（入国する際の送迎に関する支援の内容）について、技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合など、本支援を行うことが客観的状況に照らして明らかに不要である場合は、支援の対象とならない。

(b) 「実施方法」欄に、「対面」、「テレビ電話装置」又は「その他」のいずれかにチェックがされていることを確認する。なお、「その他」にチェックがされている場合は、「対面」や「テレビ電話装置」と同様に本人であることの確認ができる方法で行われるものであることを確認する。

c 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「1 事前ガイダンスの提供」欄の「イ 実施言語」欄に記載された言語に雇用条件書（参考様式第1-6号）等の翻訳言語が含まれていることを確認する。

d 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「1 事前ガイダンスの提供」欄の「ウ 実施予定時間」欄に記載された時間から、3時間程度（1号特定技能外国人が情報提供される事項を十分に理解するために必要と考えられる時間）を何らの理由なく大きく下回るものでないことを確認する。

なお、1号特定技能外国人支援計画書上の実施予定時間よりも短時間で終了される場面は想定されるが、実施時間が1時間に満たないような場合は、事前ガイダンスを適切に行ったとは認められない。

e 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）の記載から、1号特定技能外国人支援計画に定めるとおりに事前ガイダンスが実施されていることを確認する。

(エ) 立証資料

- ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）
- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

イ 出入国する際の送迎

特定技能基準省令第3条第1項

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1号 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

ロ 当該外国人が出入国しようとする港又は飛行場において当該外国人の送迎をすること。

(ア) 要件の内容

1号特定技能外国人の出入国しようとする空港等において、当該外国人を送迎することを求めるもの。

(イ) 支援の内容

a 出入国する際の送迎は、次の(a)及び(b)を義務的支援として行わなければならない。なお、次の(a)における支援については、技能実習2号等その他の在留資格を有する外国人が特定技能1号へ在留資格を変更しようとする場合など、本支援を行うことが客観的状況に照らして明らかに不要である場合は、本支援の対象とならない。

(a) 入国時

1号特定技能外国人が上陸の手續を受ける空港等と特定技能所属機関の事業所(又は当該外国人の住居)の間の送迎を行わなければならない。

(b) 出国時

1号特定技能外国人が出国の手續を受ける空港等までの送迎を行わなければならない。また、単に空港等へ当該外国人を送り届けるだけでなく、保安検査場の前まで同行し、入場することを確認する必要がある。

b 送迎が安全かつ確実に実施できる方法であれば、車両(社用車や自家用車)を利用して支援を実施するほか、鉄道やバス・タクシーなどの公共交通機関を利用して実施することも可能である。

ただし、特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が、車両(社用車や自家用車)を利用して送迎を行う場合、当該登録支援機関が道路運送法上の必要な許可を受けていなければ、道路運送法違反となる可能性が高いため、公共交通機関を利用する必要があることに留意する。

※ 在留諸申請に係る審査において、登録支援機関が道路運送法上の許可を受けていることの確認は要しない。

※ 道路運送法上の許可に関して申請人等から問合せがあれば、最寄りの地方運輸局支局を案内すること。

- c 本支援には、一時帰国の際の出入国は対象とならない。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、出入国する際の送迎を行うこととしていることを確認する。
- b 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「2 出入国する際の送迎」欄の記載から、次の事項について確認する。

(a) 入国時の送迎

- i 「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容aについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。
「実施方法」欄に出迎え空港等、送迎方法が記載されていることを確認する。
- ii 支援項目について「実施予定」欄の「無」にチェックがされている場合は、括弧内の記載された支援を実施しない理由が合理的なもの（支援を行うことが客観的状況に照らして明らかに不要であること）であることを確認する。

(b) 出国時の送迎

「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容bについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

(エ) 立証資料

1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

ウ 適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援

特定技能基準省令第3条第1項

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1号 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

- ハ 当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。

(ア) 要件の内容

1号特定技能外国人が本邦在留中に居住する適切な住居の確保に係る支援を行うこと及び生活に必要な各種契約に係る支援を行うことを求めるもの。

(イ) 支援の内容

適切な住居の確保・生活に必要な契約に係る義務的支援として、次のa及びbの支援をいずれも行わなければならない。なお、当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合で、既に自ら住居を確保し、口座開設等を行っているなど、当該支援が客観的状況に照らして明らかに不要である場合には、実施しないこととして差し支えない。

また、居室の広さは、一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮し、1人当たり7.5㎡以上を満たすことが求められる（ただし、技能実習2号や留学等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能所属機関が既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合を除く。その場合であっても、申請人が技能実習生の場合、少なくとも寝室について1人当たり4.5㎡以上を満たしていなければならない。）。

なお、ここにいう「居室」とは、建築基準法第2条第4号に規定する「居室」の定義である。同号によると、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいい、ロフト等はこれに含まれない。

(注) 技能実習2号等を修了した技能実習生が一度帰国し、特定技能1号の在留資格認定証明書交付申請に及んだ場合においては、特定技能所属機関が既に確保している社宅等（技能実習生として居住していたもの）が当該外国人の生活の本拠として継続しており、当該社宅等に引き続き居住することを希望する場合に限り、寝室が4.5㎡以上を満たしていれば要件を満たすものとして取り扱う。

1号特定技能外国人が、在留資格変更許可申請（又は在留資格認定証明書交付申請）の時点で既に確保している住居に居住することを希望する場合等であって、当該外国人が支援を望まない場合は居室の広さは問題とならないことから、特定技能基準省令に適合しないとはいえない。

a 適切な住居の確保に係る支援

次の(a)から(c)までのいずれかの支援を行わなければならない。

(a) 1号特定技能外国人が賃借人として賃貸借契約を締結するに当たり、不動産仲介事業者や賃貸物件に係る情報を提供し、必要に応じて当該外国人に同行

し、住居探しの補助を行う。また、賃貸借契約に際し連帯保証人が必要な場合であって、連帯保証人として適当な者がいないときは、少なくとも

- ・ 特定技能所属機関等が連帯保証人となる
- ・ 利用可能な家賃債務保証業者を確保するとともに、特定技能所属機関等が緊急連絡先となる

のいずれかの支援を行う。

(b) 特定技能所属機関等が自ら賃借人となって賃貸借契約を締結した上で、1号特定技能外国人の合意の下、当該外国人に対して住居として提供する。ただし、次の点を満たさなければならない。

- ・ 支援対象者が支払う家賃が、特定技能所属機関等が賃借人となった賃貸借契約上の賃料（共益費を含む。同居人がいる場合には当該同居人の数で賃料を除いた額）を超えないこと
- ・ 家賃が近隣の同程度の民間賃貸住宅の賃料相場を超えないこと
- ・ 居室の広さは1人当たり7.5㎡以上とすること（ただし、技能実習2号や留学等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能所属機関が申請時点で既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合を除く。その場合であっても、申請人が技能実習生の場合、少なくとも寝室について1人当たり4.5㎡以上を満たす必要がある。）

(c) 特定技能所属機関が所有する社宅等を、1号特定技能外国人の合意の下、当該外国人に対して住居として提供し、

- ・ 他の入居者の家賃の額と同等であること
- ・ 居室の広さは1人当たり7.5㎡以上とすること（ただし、技能実習2号や留学等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能所属機関が申請時点で既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合を除く。その場合であっても、申請人が技能実習生の場合、少なくとも寝室について1人当たり4.5㎡以上を満たす必要がある。）

とする。

b 生活に必要な契約に係る支援

次の(a)から(c)までの全ての事項について必要な書類の提供及び窓口の案内を行い、必要に応じて当該外国人に同行するなど、手続の補助を行わなければならない。

- (a) 銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設
- (b) 携帯電話の利用に関する契約
- (c) その他の生活に必要な契約（電気・ガス・水道等のライフライン）

(ウ) 審査のポイント

a 適切な住居の確保に係る支援

- (a) 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、適切な住居の確保の支援を行うこととしていることを確認する。
- (b) 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「3 適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援」欄の「ア 適切な住居の確保に係る支援」欄の記載から、次の事項について確認する。
 - i 「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容 a から c までのいずれかについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。
 - ii 「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容 a から c までの全てについて「実施予定」欄の「無」にチェックがされている場合は、括弧内の記載から、支援を実施しない理由を確認し、その理由が合理的なもの（申請人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合で、既に自ら住居を確保し、同住居に引き続き居住するなど、住居の確保に係る支援が客観的状況に照らして明らかに不要であると認められること等）であることを確認する。
 - iii 「d 情報提供する又は住居として提供する住居の概要」欄の記載から、次の事項について確認する。

(i) 支援内容 a を実施する場合

「居室の広さ」欄の記載から、「1人当たり7.5㎡以上を確保」にチェックがされていることを確認する（支援内容 a を実施する場合でも、居室の広さなど適切な住居についての情報提供をすることなどが求められる。）。

(ii) 支援内容 b 又は c を実施する場合

「居室の広さ」欄の記載から、「1人当たり7.5㎡以上を確保」にチェックがされていること、又は、「1人当たり4.5㎡以上を確保」にチェックがされていること（その場合、「在留資格変更許可申請（又は在留

資格認定証明書交付申請)の時点で確保しているもの」にチェックがされていること。)を確認する。

b 生活に必要な契約に関する支援

(a) 申請書(所属機関等作成用V)の記載から、生活に必要な契約に関する支援を行うこととしていることを確認する。

(b) 1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号)のIV欄の「3 適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援」欄の「イ 生活に必要な契約に係る支援」欄の記載のうち、次の事項を確認する。

i 「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容aからcまでの全ての事項について「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。また、括弧内の実施予定日の記載から、入国後までに速やかに当該支援を実施することとしていることを確認する。

ii 「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容aからcまでのいずれかについて「実施予定」欄の「無」にチェックがされている場合は、括弧内の記載から、支援を実施しない理由を確認し、その理由が合理的なもの(申請人が技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合において、既に口座開設等を行っている場合など、生活に必要な契約に係る支援が客観的状況に照らして明らかに不要であると認められること等)であることを確認する。

iii 「実施方法」欄の記載から、支援内容aからcまでの全てについて、「必要に応じて手続に同行」にチェックがされていることを確認する。

(エ) 立証資料

1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号)

エ 生活オリエンテーションの実施

特定技能基準省令第3条第1項

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1号 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

ニ 当該外国人が本邦に入国した後(当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合)にあつては、在留資格の変更を受けた

後)、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。

- (1) 本邦での生活一般に関する事項
- (2) 法第19条の16その他の法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続
- (3) 特定技能所属機関又は当該特定技能所属機関から契約により1号特定技能外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先
- (4) 当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項
- (5) 防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項
- (6) 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項

ホ 当該外国人がニ(2)に掲げる届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な支援をすること。

特定技能基準省令第4条

法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

3号 前条第1項第1号イ、ニ、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

(ア) 要件の内容

1号特定技能外国人が本邦に入国した後（又は在留資格変更許可後）、遅滞なく、本邦における職業生活、日常生活又は社会生活を円滑に行うために必要な情報を当該外国人が十分に理解できる言語により提供すること（以下「生活オリエンテーション」という。）、及び法令の規定により当該外国人が履行しなければならない届出その他の手続について、必要に応じて関係機関に同行し、手続の補助を行うことを求めるもの。

(イ) 支援の内容

「生活オリエンテーション」において、義務的支援として、次のaからgまでの全ての事項について情報を提供しなければならない。なお、次のaからgまでの事項は、1号特定技能外国人が本邦に入国後（又は在留資格を変更した後）、遅

滞なく、当該外国人が十分に理解できる言語により実施し、当該外国人が理解できるまで、少なくとも8時間以上実施しなければならない（技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合、特定技能1号から転職に伴い同在留資格へ変更する場合等であっても、基本的には全ての事項について情報提供を行う。）。

a 本邦での生活一般に関する事項

(a) 金融機関の利用方法

- ・ 金融機関における入出金・振込等の方法、利用可能な時間、ATMの使い方、手数料等
- ・ 出国する場合など、自己名義の銀行口座が不要となるときは、口座を閉鎖する手続を行うこと。ただし、将来再び入国するときのために口座を継続して利用する希望がある場合には、出国前に銀行に相談すること

(b) 医療機関の利用方法等

- ・ 利用可能な医療機関（症状別）、医療機関での受診方法、保険証を持参すること等
- ・ アレルギー・宗教上の理由により治療に制限がある場合は、医療機関にその旨を説明すること

(c) 交通ルール等

- ・ 歩行者は右側通行、車両は左側通行・歩行者優先であること、自転車損害賠償責任保険等
- ・ 自動車、バイク等を運転する場合は運転免許が必要であること（必要に応じて、運転免許の取得方法）

(d) 交通機関の利用方法等

- ・ 就労・生活する地域の公共交通機関（通勤に最適な公共交通機関）及びその利用方法
- ・ 勤務先までの経路及び所要時間
- ・ 通勤定期又は切符の購入・利用方法
- ・ ICカードの購入・利用方法等

(e) 生活ルール・マナー

- ・ 就労・生活する地域におけるゴミの廃棄方法等（分別・出し方、収集日、粗大ゴミの捨て方等）

- ・ 夜中に大声で騒いだり騒音を出したりするなど、近隣住民の迷惑になる行為は控えること
 - ・ 空き地や畑に無断で入ることは避けること
 - ・ 喫煙には一定の制限があること（喫煙、禁煙場所等）
- (f) 生活必需品等の購入方法等
- 就労・生活する地域のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、家電量販店等の所在地等
- (g) 気象情報や災害時に行政等から提供される災害情報の入手方法等
- 気象情報・災害情報に関するホームページ、アプリ、出身国別の外国人向けのコミュニティサイト等
- (h) 我が国で違法となる行為
- ・ 原則として、銃砲刀剣類の所持が禁止されていること
 - ・ 大麻、覚醒剤等違法薬物の所持等は犯罪であること
 - ・ 在留カードの不携帯は犯罪であること
 - ・ 在留カード、健康保険証等を貸し借りすることは禁止されていること
 - ・ 自己名義の銀行口座・預貯金通帳・キャッシュカード・携帯電話を他人に譲渡することは犯罪であること
 - ・ ATMで他人名義の口座から無断で現金を引き出すことは犯罪であること
 - ・ 他人になりすまして、配達伝票に署名したり、他人の宅配便を受領することは犯罪であること
 - ・ 放置されている他人の自転車等を使用することは犯罪であること 等
- b 法第19条の16その他の法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続
- 次の(a)から(d)までの手続について情報提供するとともに、必要に応じて当該届出・手続を行う関係行政機関の窓口へ同行し、書類作成の補助をするなどの支援を行わなければならない。
- (a) 所属機関等に関する届出（入管法第19条の16関係）
- 特定技能所属機関の名称又は所在地の変更、その消滅、特定技能所属機関との契約の終了又は新たな契約の締結
- (b) 住居地に関する届出（入管法第19条の7から第19条の9まで）
- 新規上陸後の住居地届出、在留資格変更等に伴う住居地の届出、住居地の

変更届出

(c) 社会保障及び税に関する手続

i 社会保障に関する手続

※ 未納がある場合には在留諸申請が不許可になる場合がある（在留期間更新及び在留資格変更の申請において保険料の納付状況を確認する）こと

- ・ 健康保険及び厚生年金保険に関する手続・制度（保険料が給与から天引きされること）

(注) 特定技能所属機関が適用事業所の場合（法人事業所、常時5人以上の労働者を雇用する個人経営の事業所（農林漁業、サービス業の事業所は除く。））

- ・ 国民健康保険及び国民年金に関する手続（外国人自身が手続を行う必要があること）

(注) 特定技能所属機関が適用事業所以外の場合又は当該外国人が適用事業所を離職する場合

ii 税に関する手続

※ 未納がある場合には在留諸申請が不許可になる場合がある（在留期間更新及び在留資格変更の申請において税の納付状況を確認する）こと

- ・ 源泉徴収・特別徴収制度（所得税、住民税は原則として給与から天引きされること）

- ・ 住民税納付の仕組み（前年の給与所得がない場合は入社2年目の年から納税が始まり、原則として離職後の翌年まで納税義務があること、離職後の納税については一括納税や納税管理人制度の利用が可能であること、転職により離職する場合には、転職先において、引き続き、未納税額を給与から天引きすることも可能であること）

iii その他

個人番号カード制度の仕組み（マイナンバーは日本国内での社会保障・税・災害対策の分野で利用されるものであること、住所地で住民票が作成された後、マイナンバーを通知するカード（通知カード（紙製））が自宅に郵送されること、マイナンバーカード（写真付きICカード）が申請により取得できること、マイナンバーカードは市町村によってはコンビニエン

ストアで住民票の写し等の証明書を取得できるなど、各種サービスに利用できること)

(d) その他の行政手続

自転車防犯登録の方法等（店頭又はインターネットで購入した場合や他人等から譲り受けた場合の登録方法、盗難又は撤去された場合の対応）

c 特定技能所属機関又は当該特定技能所属機関から契約により1号特定技能外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先として次の事項

- ・ 支援担当者の氏名
- ・ 支援担当者の電話番号、メールアドレス等

d 相談又は苦情の申出をすることができる国又は地方公共団体の機関の連絡先として次の事項

- ・ 地方出入国在留管理局（入国・在留に関する相談）
- ・ 労働基準監督署（残業代を含む賃金の未払やその他労働条件に関する事項（労働時間、休暇など）、仕事中にけがをしたときなど労働に関する相談）
- ・ ハローワーク（失業等給付の受給手続に関する相談、職業相談）
- ・ 法務局・地方法務局（差別、いじめ等人権に関する問題の相談）
- ・ 警察署（犯罪被害相談や交通事故事件相談等）
- ・ 最寄りの市区町村（住民税、国民健康保険、国民年金や行政サービスに関する相談）
- ・ 弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）（民事や刑事などの様々な法的なトラブルが生じた場合の相談）
- ・ 大使館・領事館（パスポートの棄損・紛失等）等

e 当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項

- ・ 通訳人が配置されている病院又はインターネットや電話による医療機関向け通訳サービスが導入されているなど、外国人患者の受入れ体制が整備されている病院の名称、所在地及び連絡先
- ・ 医療に関する支援の一環として、予期せぬ病気やけがの際に、高額な医療費の支払に不安を感じることなく、安心して医療サービスを受けることができるよう、医療通訳雇入費用等をカバーする民間医療保険への加入案内

f 防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項

- ・ トラブル対応や身を守るための方策（地震・津波・台風等の自然災害、事件・事故等への備え、火災の予防（たばこの不始末、コンロ・ストーブの取扱い、消火器の使い方）
- ・ 緊急時の連絡先・場所、警察・消防・海上保安庁等への通報・連絡の方法（110番、119番、118番、大使館・領事館、最寄りの警察署・交番、救急医療機関への連絡方法）
- ・ 気象情報・避難指示・避難勧告等の把握方法、災害時の避難場所

g 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項

- ・ 入管法令（在留手続、みなし再入国制度、在留資格の取消し及び在留カードに関する手続等）及び労働関係法令（労働契約、労働保険制度、休業補償制度、労働安全衛生及び未払賃金に関する立替払制度）に関する知識
- ・ 入管法令に関する違反がある場合（資格外活動違反、不法就労者雇用等）、その相談先（地方出入国在留管理局）及び連絡先
- ・ 労働に関する法令違反がある場合（残業代を含む賃金の不払い、36協定を超えた時間外・休日労働等）、その相談先（労働基準監督署又は地方出入国在留管理局）及び連絡方法
- ・ 特定技能雇用契約に反することがあった場合、その相談先（地方出入国在留管理局又は労働基準監督署）及び連絡方法
- ・ 人権侵害があった場合、その相談先（法務局・地方法務局又は地方出入国在留管理局）及び連絡方法
- ・ 年金の受給権に関する知識（老齢年金の受給資格期間は10年であることや、一定の要件を満たした場合には障害年金や遺族年金等の受給権が得られることを含む。）及び脱退一時金制度に関する知識（脱退一時金を受給した場合、その額の計算の基礎となった被保険者期間は、被保険者でなかったものとみなされることを含む。）、それらの相談先（日本年金機構）及び連絡方法

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、生活オリエンテーションを行うこととしていることを確認する。

b 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「4 生活オリエンテーション」の「ア 情報提供内容等」欄の記載から、次の事項について確認する。

(a) 「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容 a から f までの全ての事項について「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。また、括弧内の実施予定日（時期）の記載から、本邦入国後（又は在留資格変更許可後）、遅滞なく、情報提供を行うことが見込まれることを確認する。

(b) 「実施方法」欄の記載から、a から f までについて、「対面」又は「テレビ電話や DVD 等の動画視聴等」のいずれか又は両方にチェックがされていることを確認する。

c 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「4 生活オリエンテーション」欄の「イ 実施言語」欄に記載された実施言語に雇用条件書（参考様式第1-6号）等の翻訳言語が含まれていることを確認する。

d 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「4 生活オリエンテーション」欄の「ウ 実施予定時間」欄の記載から、支援内容 a から f までの事項に関する情報提供を8時間以上行うこととしていることを確認する。

なお、今回の受入れ機関で活動していた技能実習2号良好修了者、留学生等が引き続き特定技能外国人として就労する場合には、生活環境に変化がないことなどを考慮して4時間行うことで差し支えない。

(エ) 立証資料

1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

オ 日本語学習の機会の提供

特定技能基準省令第3条第1項

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1号 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容へ 本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。

(ア) 要件の内容

1号特定技能外国人支援として、1号特定技能外国人に対し、日本語を学習す

る機会を提供することを求めるもの。

(イ) 支援の内容

日本語を学習する機会の提供に係る義務的支援として、次のaからcまでのいずれかの支援を行わなければならない。

- a 就労・生活する地域の日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報を提供し、必要に応じて1号特定技能外国人に同行して入学の手続の補助を行う
- b 自主学習のための日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報を提供し、必要に応じて日本語学習教材の入手やオンラインの日本語講座の利用契約手続の補助を行う
- c 1号特定技能外国人との合意の下、特定技能所属機関等が日本語講師と契約して当該外国人に日本語の講習の機会を提供する

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、日本語を学習する機会を提供することとしていることを確認する。
- b 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「5 日本語学習の機会の提供」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容aからcまでのいずれかについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。また、括弧内に実施予定日が記載されており、支援の実施が見込まれることを確認する。

(エ) 立証資料

1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

カ 相談又は苦情への対応

特定技能基準省令第3条第1項

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1号 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

- ト 当該外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し、相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該相談又は苦情に適切に応じるとともに、当該外国人への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

特定技能基準省令第4条

法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

3号 前条第1項第1号イ、ニ、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

(ア) 要件の内容

1号特定技能外国人支援として、1号特定技能外国人から相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該外国人の十分に理解できる言語により、相談又は苦情に適切に応じ、必要な助言、指導その他の必要な措置を講ずることを求めるもの。

(イ) 支援の内容

相談・苦情に係る義務的支援として、1号特定技能外国人が十分に理解できる言語により、次のa及びbの支援を行わなければならない。

- a 1号特定技能外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関する相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、適切に応じるとともに、相談等の内容に応じて当該外国人への必要な助言、指導を行う
- b 必要に応じ、相談等の内容に対応する適切な機関（地方出入国在留管理局、労働基準監督署等）を案内し、当該外国人に同行して必要な手続の補助を行う

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、1号特定技能外国人の十分に理解できる言語により、相談・苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に対応することとしていることを確認する。
- b 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「6 相談又は苦情への対応」欄の記載から、次の事項について確認する。
 - (a) 「ア 対応内容等」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容a及びbのいずれについても、「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。
 - (b) 「イ 実施方法」欄の「対応時間」欄から、特定技能外国人の勤務形態に合わせて、1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上を対応可能としており、相談時間帯は、特定技能外国人が相談しやすい就業時間外などに設定されていることを確認する。なお、祝日について設定されていることが望ましい。

(c) 「イ 実施方法」欄の「緊急時対応」欄の記載から、緊急時における連絡手段を確保していることを確認する。

(d) 「ウ 実施言語」欄の言語に、雇用条件書（参考様式第1-6号）等の翻訳言語が含まれていることを確認する。

(エ) 立証資料

1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

キ 日本人との交流促進に係る支援

特定技能基準省令第3条第1項

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1号 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

チ 当該外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること。

(ア) 要件の内容

1号特定技能外国人支援計画として、1号特定技能外国人と日本人との交流の促進に係る支援を行うことを求めるもの。

(イ) 支援の内容

日本人との交流促進に係る義務的支援として、次のa.及びbの支援を行わなければならない。

a 必要に応じ、地方公共団体やボランティア団体等が主催する地域住民との交流の場に関する情報の提供や地域の自治会等の案内を行い、各行事等への参加の手續の補助を行うほか、必要に応じて当該外国人に同行して各行事の注意事項や実施方法を説明するなどの補助を行う

b 1号特定技能外国人が日本の文化を理解するために必要な情報として、必要に応じ、就労又は生活する地域の行事に関する案内を行うほか、必要に応じて当該外国人に同行して現地で説明するなどの必要な補助を行う

(ウ) 審査のポイント

a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、日本人との交流促進に係る支援を行うこととしていることを確認する。

b 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「7 日本人との交流促進に係る支援」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載

から、支援内容 a 及び b の事項について、「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。また、括弧内の実施予定日（時期）の記載から、支援の実施が見込まれることを確認する。

(エ) 立証資料

1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

ク 外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援

特定技能基準省令第3条第1項

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1号 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

リ 当該外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合においては、公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援をすること。

(ア) 要件の内容

1号特定技能外国人支援計画として、1号特定技能外国人が人員整理や倒産等による受入側の都合により特定技能雇用契約を解除される場合には、当該外国人が引き続き特定技能に係る活動を行うことができるよう、必要な転職支援を行うことを求めるもの。

(イ) 支援の内容

外国人の責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合の転職に係る義務的支援として、次の a から d までのいずれか、及び e から g までの全ての支援を行い、可能な限り次の受入先が決まるまで支援を行わなければならない。

- a 所属する業界団体や関連企業等を通じて、次の受入先に関する情報を入手し提供すること
- b 公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等を案内し、必要に応じて1号特定技能外国人に同行し、次の受入先を探す補助を行うこと
- c 1号特定技能外国人の希望条件、技能水準、日本語能力等を踏まえ、適切に

職業相談・職業紹介が受けられるよう又は円滑に就職活動が行えるよう推薦状を作成すること

- d 特定技能所属機関等が職業紹介事業の許可又は届出を受けて職業紹介事業を行うことができる場合は、就職先の紹介あっせんを行うこと
- e 1号特定技能外国人が求職活動をするための必要な有給休暇を付与すること
- f 離職時に必要な行政手続（国民健康保険や国民年金に関する手続等）について情報を提供すること
- g 特定技能所属機関が自ら1号特定技能外国人支援の全部を実施することとしている場合であって、倒産等により、転職のための支援が適切に実施できなくなることが見込まれるときは、それに備え、当該機関に代わって支援を行う者（登録支援機関、関連企業等）を確保すること

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、外国人の責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援を行うこととしていることを確認する。
- b 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「8 非自発的離職時の転職支援」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容aからdまでのいずれか、及びeからgまでの全てについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。

(エ) 立証資料

1号特定技能外国人支援計画（参考様式第1-17号）

ケ 定期的な面談の実施、行政機関への通報

特定技能基準省令第3条第1項

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1号 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

ヌ 支援責任者又は支援担当者が当該外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働基準法その他の労働に関する法令の規定に違反していることその他の問題の発生を知ったときは、その旨を労働基準監督署その他の関係行政機関に通報すること。

特定技能基準省令第4条

法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

3号 前条第1項第1号イ、ニ、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

(ア) 要件の内容

1号特定技能外国人支援計画として、1号特定技能外国人及びその監督者と定期的に面談すること、及び法令違反その他の問題の発生を認知した場合に、関係機関へ通報することを求めるものである。

当該定期的な面談等の支援については、主体が支援責任者又は支援担当者として規定されており、支援責任者又は支援担当者が実施する必要があるため、特定技能所属機関が登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合を除き、第三者への委託は認められない。

(イ) 支援の内容

定期的な面談等に係る義務的支援として、1号特定技能外国人が十分に理解できる言語により、次のaからdまでの全ての支援を行わなければならない。

- a 1号特定技能外国人の労働状況や生活状況を確認するため、当該外国人及びその監督をする立場にある者（直接の上司や雇用先の代表者等）と定期的（3か月に1回以上）な面談を実施する。なお、派遣形態の場合には、派遣先の監督的立場にある者との面談を行うこととなる。
- b 定期的に行う面談の場において、前記エの生活オリエンテーションで提供した本邦での生活一般に関する事項、防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項その他の事項に係る情報を、必要に応じ、改めて提供する。
- c 1号特定技能外国人との定期的な面談において、労働基準法（長時間労働、賃金不払残業など）その他の労働に関する法令（最低賃金法、労働安全衛生法など）の規定に違反していることを知ったときは、その旨を労働基準監督署やその他の関係行政機関へ通報する。
- d 1号特定技能外国人との定期的な面談において、資格外活動等の入管法違反、又は、旅券及び在留カードの取上げ等その他の問題の発生を知ったときは、その旨を地方出入国在留管理局に通報する。

(ウ) 審査のポイント

- a 申請書（所属機関等作成用V）の記載から、1号特定技能外国人及びその監督者と定期的な面談を実施することとしていることを確認する。
- b 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「9 定期的な面談の実施」欄の「ア 面談内容等」欄の「支援内容」欄及び「実施予定」欄の記載から、支援内容 a から d までの全てについて「実施予定」欄の「有」にチェックがされていることを確認する。
- c 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV欄の「9 定期的な面談の実施」欄の「イ 実施言語」欄に記載された言語に雇用条件書（参考様式第1-6号）等の翻訳言語が含まれていることを確認する。

(エ) 立証資料

- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

(2) 登録支援機関に係る記載

特定技能基準省令第3条第1項

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2号 適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容。

ア 要件の内容

1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は、当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に記載された事項及び契約の内容が1号特定技能外国人支援計画に記載されていることを求めるもの。

イ 記載事項

1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は、1号特定技能外国人支援計画に次の事項が記載されていなければならない。

(ア) 登録支援機関登録簿に記載された事項

- a 登録支援機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- b 支援業務を行う事務所の所在地
- c 支援業務の内容及びその実施方法
- d 支援業務を開始する年月日

- e 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要
- f 登録年月日及び登録番号

(イ) 支援委託契約の内容

ウ 審査のポイント

(ア) 1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号)の「Ⅲ 登録支援機関」欄について所要の記載がされていることを確認する。

(イ) 登録支援機関との委託契約に関する説明書(参考様式第1-25号)に所要の記載がされていることを確認する。

(ウ) 登録支援機関が

登録支援機関が技能実習法における監理団体であり、行政処分を受ける予定または行政処分を受けている場合は、下記a～dに従って審査する。なお、登録支援機関が登録の取消しを行うべき機関である場合、登録の取消しに係る措置が決定されるまでは、第10編の3第4章第2節第2に従って審査する。

a 登録支援機関が弁明の機会の付与通知書を発出された場合

技能実習法に基づく改善命令を受ける予定であるが、改善命令を受けたことをもって、直ちに登録の取消し事由に該当しないものであるから、通常どおり審査を進めることとして差し支えない。

b 登録支援機関が聴聞通知書を送付された場合

監理許可の取消しを受ける予定であることから、当面の間、在留資格認定証明書交付申請については審査を保留する。

ただし、その他の在留諸申請については、特例期間内に監理許可の取消しがなされる見込みがある場合を除き、通常どおり審査を進めることとして差し支えない。

なお、聴聞の実施日や監理許可の取消し予定日については、本庁特定技能審査係に個別に問い合わせる。

c 登録支援機関が改善命令中である場合

技能実習法に基づいて改善命令が行われているものであるが、改善命令を受けたことをもって、直ちに登録の取消し事由に該当しないものであるから、通常どおり審査を進めることとして差し支えない。

d 登録支援機関が監理団体許可の取消しをされた場合

欠格事由に該当するため、特定技能所属機関に対し、1号特定技能外国人支援の委託先の変更を行うよう指導する。当該指導に従わない場合にあっては、特定技能基準省令第4条第1号に適合しないものとして不許可とする。

エ 立証資料

- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）
- ・ 登録支援機関との委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）

(3) 第三者への委託に係る記載

<p>特定技能基準省令第3条第1項</p> <p>法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>3号 1号特定技能外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容</p> <p>特定技能基準省令第4条</p> <p>法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>4号 1号特定技能外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、その委託の範囲が明示されていること。</p>

ア 要件の内容

特定技能所属機関が、1号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を他の者（登録支援機関を除く。）に委託する場合は、1号特定技能外国人支援計画に委託に係る事項が記載されていることを求めるもの。

イ 記載事項

1号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を他者に委託する場合は、1号特定技能外国人支援計画に次の事項が記載されていなければならない。

(ア) 委託する他者に係る事項

- a 氏名又は名称
- b 住所

(イ) 委託契約の内容

(ウ) 委託契約の範囲

ウ 審査のポイント

(ア) 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）の「IV 支援内容」欄の1から9の「委託の有無」欄の「有」にチェックがされているか否かを確認する。

(イ) 上記（ア）で「有」にチェックがされている場合には、1号特定技能外国人支援

計画書（参考様式第1-17号）の「IV 支援の内容」欄の1から9の「支援担当者又は委託を受けた実施担当者」欄の記載から、委託する他者の氏名又は名称及び住所が記載されていることを確認する。

(ウ) 特定技能所属機関が、登録支援機関に支援を全部委託するのではなく、部分委託を行う場合は、特定技能所属機関自身が特定技能基準省令第2条第2項各号の基準に適合しているか、特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）の記載から確認する。

エ 立証資料

- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）
- ・ 特定技能所属機関の概要書（参考様式第1-11-1号）

(4) 支援責任者及び支援担当者に係る記載

特定技能基準省令第3条第1項

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

4号 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職

ア 要件の内容

1号特定技能外国人支援計画に支援責任者及び支援担当者の記載を求めるもの。

イ 記載事項

支援責任者及び支援担当者に係る記載事項として、氏名及び役職が記載されていなければならない。

ウ 審査のポイント

(ア) 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）の「II 特定技能所属機関」欄又は「III 登録支援機関」欄に、支援責任者の氏名及び役職の記載があることを確認する。また、「IV 支援内容」欄の各支援内容における「支援担当者又は委託を受けた実施担当者」欄に、支援担当者（「委託の有無」欄に「無」とされている場合）の氏名及び役職の記載があることを確認する。

(イ) 上記（ア）に記載された支援責任者及び支援担当者について、特定技能所属機関が登録支援機関に委託しない場合には、特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）に記載のある氏名及び役職に齟齬がないことを確認する。

エ 立証資料

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）

- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

(5) 分野の特性に応じて求められる記載

特定技能基準省令第3条第1項
法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
5号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める事項

現時点（2025年9月30日現在）において、告示基準なし。

(6) 1号特定技能外国人支援計画を適切に実施することができること

特定技能基準省令第4条
法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。
1号 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであつて、かつ、特定技能所属機関又は当該機関から契約により1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。

ア 要件の内容

1号特定技能外国人支援計画は、上記（1）から（5）までの事項が記載されていることに加えて、特定技能所属機関又は登録支援機関が適切に実施することができる内容であることが求められる。

イ 用語の定義

「特定技能所属機関又は当該機関から契約により1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができる」とは、

、及び地方公共団体の共生施策を確認していること

ウ 審査のポイント

(ア) 特定技能所属機関が自ら支援を行う場合

[Redacted text block]

(イ) 登録支援機関が支援を行う場合

[Redacted text block]

エ 立証資料

1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）

第3 特定技能2号

1 特定技能2号外国人の基準（上陸基準省令）

上陸基準省令

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第7条第1項第2号の基準は、法第6条第2項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合する

こと及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

1号 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ 18歳以上であること。

ロ 健康状態が良好であること。

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

2号 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

3号 申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあつては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

4号 申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあつては、当該手続を経ていること。

5号 食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期的に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

6号 技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者にあつては、当該在留資格に基づく活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。

7号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に

適合すること。

(1) 年齢基準（上陸基準省令第1号イ）

「特定技能1号」の上陸基準省令第1号イに係る基準の審査方法（前記第2の1（1））を参照して審査を行う。

(2) 健康状態が良好であること（上陸基準省令第1号ロ）

「特定技能1号」の上陸基準省令第1号ロに係る基準の審査方法（前記第2の1（2））を参照して審査を行う。

(3) 技能水準（上陸基準省令第1号ハ）

ア 「特定技能1号」の上陸基準省令第1号ハに係る基準の審査方法（前記第2の1（3））を参照して審査を行う。

なお、「特定技能1号」と異なり、分野別運用方針において定められた試験その他の評価方法による証明が必要であり、技能実習の修了をもって試験等の免除がないこと、日本語能力に係る基準もないことに留意する。なお、技能検定によって技能水準を証明する場合、実技試験及び学科試験のいずれも合格する必要がある（「特定技能1号」の技能実習ルートとは異なり、実技試験の合格証明書の写しだけでは足りない）ことに留意する。

イ 分野別運用要領において、自動車整備分野における自動車整備士技能検定試験2級合格者を除き、一定の実務経験が要件の一つとされている。なお、分野ごとの具体的な実務経験要件は、分野別運用要領及び特定技能の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領（分野別）を参照すること。

(ア) 建設分野

建設分野においては、建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験が要件の一つとされている（「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領）。実務経験を証する資料や提出方法については、特定技能の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－（以下「建設分野要領別冊」という。）を参照の上、審査に当たっては次の点に留意する。

a レベル3の能力評価（レベル判定）結果通知書の写しの提出がある場合

建設分野要領別冊を参照し、レベル3の能力評価（レベル判定）結果通知書の写しに記載された能力評価の対象となる職種が、申請書（申請人等作成用V）に記載された業務区分の記載内容と整合していることを確認する。

b 2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書の提出がある場合

2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書（建設分野参考様式第6-3号。以下「申告書」という。）の項目①の職種で必要な就業日数及び就業履歴数が、建設分野要領別冊に記載された国土交通省が定める必要な就業日数及び就業履歴数（以下「国土交通省の定める実務経験」という。）を満たしていることを、項目②ないし⑤の記載から確認する。

(a) 建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）表示画面の写しの添付がある場合

申告書の項目②及び③については、CCUSにおける技能者情報の表示画面のうち、「就業日数」の項目を押下して表示される「就業日数」画面の写し及び「就業履歴数」の項目を押下して表示される「就業履歴数」画面の写しの記載内容と整合していることを確認する。

(b) 経歴証明書の添付がある場合

申告書の項目④及び⑤については、経歴証明書（建設分野参考様式第6-3号別紙）の項目（2）の就業日数及び就業履歴数の合計の記載内容と整合していることを確認する。

(c) 留意事項

就業日数及び就業履歴数について、(a)及び(b)のいずれも該当する場合（CCUSに蓄積されている期間と蓄積されていない期間がある等）は、申告書の項目②及び④の就業日数の合計並びに項目③及び⑤の就業履歴数の合計が、それぞれ国土交通省の定める実務経験を満たしている必要がある。

また、「職長」及び「班長」の合計値については、「職長」又は「班長」のいずれかのみが国土交通省で定める実務経験を満たしている場合であっても要件は充足される。

なお、CCUS表示画面の「就業日数」は複数の職種が混在した日数であり、CCUS表示画面の「就業履歴数」は職種ごとの現場入場の回数であることから、必ずしも「就業日数」の数値と「就業履歴数」の数値は一致するものではないが、いずれの数値も国土交通省の定める実務経験を満たす必要がある。

(イ) 建設分野以外の分野

技能検定合格者（工業製品製造業分野及び造船・舶用工業分野）及び航空事業者技能証明取得者（航空分野）については、実務経験に係る証明書（分野参考様

式)を提出する必要がある。その記載内容から、分野別運用要領で定められた期間の実務経験があることを確認する。また、技能検定合格者(ビルクリーニング分野)については、技能検定実施機関が発行する実務経験に係る証明書により、実務経験があることを確認する。

なお、その他の試験合格者については、分野別運用方針において定められた試験の受験時等に試験実施団体において実務経験の有無を確認しているため、試験の合格証明書の写しの提出のみで足り、審査における実務経験の確認は不要である。

ウ 留意事項

- (ア) 漁業分野及び外食業分野においては、技能水準として、技能試験の合格に加え、日本語能力試験(N3以上)の合格も求められる。
- (イ) 工業製品製造業分野においては、技能水準として、技能試験の合格に加え、分野別運用方針において定められたビジネス・キャリア検定3級の合格も求められる。
- (4) 出入国管理上の支障がないこと(上陸基準省令第1号ニ)
 - 「特定技能1号」の上陸基準省令第1号ホに係る基準の審査方法(前記第2の1(5))を参照して審査を行う。
- (5) 保証金・違約金の禁止(上陸基準省令第2号)
 - 「特定技能1号」の上陸基準省令第2号に係る基準の審査方法(前記第2の1(7))を参照して審査を行う。
- (6) 費用負担に係る合意(上陸基準省令第3号及び第5号)
 - 「特定技能1号」の上陸基準省令第3号及び第5号に係る基準の審査方法(前記第2の1(8))を参照して審査を行う。
- (7) 本国で「特定技能」の活動に関して必要な手続を行っていること(上陸基準省令第4号)
 - 「特定技能1号」の上陸基準省令第4号に係る基準の審査方法(前記第2の1(9))を参照して審査を行う。なお、タイの認証済雇用契約書の写しの取扱いについては、「特定技能1号」に係る在留諸申請を対象とする取扱いのところ、「特定技能2号」に係る在留諸申請においては、同契約書の写しの提出は求めない。
- (8) 技能実習により修得等した技能等の本国への移転に努めるものと認められること(上陸基準省令第6号)

上陸基準省令第6号

技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者にあつては、当該在留資格に基づく活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。

ア 要件の内容

技能実習の活動に従事していた者が特定技能2号に移行する場合に、当該活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等を本国へ移転することに努めるものであることを求めるもの。

イ 用語の定義

「努めるものと認められること」とは、本邦で修得等した技能等の本国への移転に努めることが見込まれることをいい、実際に本国への移転を行い成果を挙げたことまでを求めるものではない。

ウ 審査のポイント

申請書（申請人等作成用V）及び「技能移転に係る申告書（参考様式第1-10号）」の記載から、本邦で修得した技能等の本国への移転に努めることとされていることを確認する。

エ 立証資料

技能移転に係る申告書（参考様式第1-10号）

(9) 分野の特性に応じた基準に適合すること（上陸基準省令第7号）

「特定技能1号」の上陸基準省令第6号に係る基準の審査方法（前記第2の1（10））を参照して審査を行う。

2 特定技能雇用契約に関する基準

法第2条の5第1項（特定技能雇用契約等）

別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第4章第1節第2款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 1号 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項
- 2号 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項

第2項

前項の法務省令で定める基準には、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。

特定技能基準省令第1条

第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 1号 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。
- 2号 外国人の所定労働時間が、特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。
- 3号 外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。
- 4号 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。
- 5号 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。
- 6号 外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第11項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては、当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。
- 7号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

第2項 法第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に

資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

- 1号 外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関が、当該旅費を負担するとともに、当該特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。
- 2号 特定技能所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること。
- 3号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

前記第2の2「特定技能雇用契約に関する基準」の審査方法（前記第2の2）を参照して審査を行う。

3 特定技能所属機関に関する基準

法第2条の5第3項

特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 1号 前2項の規定に適合する特定技能雇用契約（第19条の19第2号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行
- 2号 第6項及び第7項の規定に適合する第6項に規定する1号特定技能外国人支援計画（第5項及び第4章第1節第2款において「適合1号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

特定技能基準省令第2条

第1項 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 1号 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。
- 2号 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。
 - イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者
 - ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者
 - ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働

者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。) された者

ニ 自発的に離職した者

3号 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。

4号 次のいずれにも該当しないこと。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(1) 労働基準法第117条(船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の規定により適用される場合を含む。)、第118条第1項(労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。)、第119条(同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。)及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定

(2) 船員法(昭和22年法律第100号)第129条(同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。)、第130条(同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条(同法第88条の2の第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。)及び第131条(第1号(同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第3号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定(これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。)

(3) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条、第64条、第65条(第1号を除く。))及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定

- (4) 船員職業安定法第111条から第115条までの規定
- (5) 法第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定
- (6) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
- (7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第40条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
- (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- (9) 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- (10) 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
- (11) 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- (12) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- (13) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条から第65条までの規定
- (14) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- (15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第108条、第109条、第110条（同法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第6号から第11号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定
- (16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第7

項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条及び第12.2条の規定

- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ニ 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第1項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ホ 精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準

ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
 リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

- (1) 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
- (2) 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
- (3) 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
- (4) 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為
- (6) 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
- (7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
- (8) 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為
- (9) 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為
- (10) 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しく

は虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

(11) 法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為

ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ 法人であつて、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

5号 特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し、当該外国人に当該特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

6号 特定技能雇用契約を締結するに当たり、外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、当該特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、他の者に、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合、又は、他の者との間で、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては、そのことを認識して当該特定技能雇用契約を締結していないこと。

7号 他の者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

8号 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関にあっては、1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

9号 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のいずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定

産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

- (1) 当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。
- (2) 地方公共団体又は(1)に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。
- (3) 地方公共団体の職員又は(1)に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は(1)に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。
- (4) 外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあっては、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第16条の5第1項に規定する特定機関であること。

ロ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。

10号 事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

11号 特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

12号 特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座又は貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金又は貯金への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

12号の2 特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力を行うこととしていること。

13号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

第2項 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国

人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

1号 次のいずれかに該当すること。

イ 過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、適合1号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

ロ 役員又は職員であって過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

ハ イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

2号 特定技能雇用契約の当事者である外国人に係る1号特定技能外国人支援計画に基づく職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

3号 1号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し、当該1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

4号 支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、第1項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

5号 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、法第19条の2第1項の規定に反して適合1号特定技能外国人支援計画に基づいた1号特定技能外国人支援を怠ったことがないこと。

6号 支援責任者又は支援担当者が特定技能雇用契約の当事者である外国人及び

その監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

7号 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

「特定技能所属機関に関する基準」の審査方法（前記第2の3）を参照して審査を行う。

第4 立証資料

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領のとおり。

第5 在留期間

在留資格	在留期間
特定技能	一 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う者にあつては、3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 二 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う者にあつては、3年、2年、1年又は6月

1 特定技能所属機関

カテゴリー	対象機関
カテ1	過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、電子申請・届出システムの利用申出を行い、電子申請及び電子届出を活用することを誓約している機関（1号特定技能外国人支援を登録支援機関に委託している場合は当該登録支援機関も電子申請及び電子届出を活用することを誓約）であつて、かつ以下のいずれかに該当する機関 ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ④ 一定の条件を満たす企業等 ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人

カテ2	カテゴリー1及び4のいずれにも該当せず、以下のいずれにも該当する機関 ① 過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けていない機関 ② [REDACTED] ③ 過去3年間に債務超過となっていない機関
カテ3	法人であって、カテゴリー1、2及び4のいずれにも該当しない機関
カテ4	個人事業主であって、カテゴリー1及び2のいずれにも該当しない機関 法人であって、カテゴリー1に該当せず、以下のいずれかに該当する機関 ① [REDACTED] ② 過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けている法人 ③ [REDACTED]

(1) 用語の定義

ア 「過去3年間に」とは、在留諸申請の3年前に当たる日から在留諸申請日までの期間をいう。

イ 「3年間の継続した受入れ実績を有し」とは、申請日において、任意の特定技能外国人が同一の特定技能所属機関と3年以上雇用契約を継続している場合、又は雇用期間が3年に満たない複数の特定技能外国人の雇用契約が、途切れることなく全体として3年以上継続している場合をいう。

2 特定技能1号(認定・変更)

	法人		個人	
	基本的な考え方	運用	基本的な考え方	運用
カテ1	最長2年	・特定技能雇用契約の期間が通算2年以上となることが見込まれるもので、かつ、通算在留期間5年のうち残余の在留期間が2年以上であるものについては、原則として「2年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間5年のうちの残余	最長1年	・特定技能雇用契約の期間が通算1年以上となる見込まれるもので、かつ、通算在留期間5年のうち残余の在留期間が1年以上であるものについては、原則として「1年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間5年のうちの残余
カテ2				

		の在留期間から、在留期間を「4月」から「1年11月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する		の在留期間から、在留期間を「4月」から「11月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する
カテ3				
カテ4	最長1年	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能雇用契約の期間が通算1年以上となることを見込まれるもので、かつ、通算在留期間5年のうち残余の在留期間が1年以上であるものについては、原則として「1年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間5年のうちの残余の在留期間から、在留期間を「4月」から「11月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する 		法人に同じ
共通事項	<p>次のいずれかに該当するものについては、上記にかかわらず「4月」を付与する</p> <p>①特定技能所属機関の適格性の観点又は外国人本人の在留状況から在留期間を「4月」とすることが相当なもの</p> <p>②職務上の地位、活動実績、特定技能所属機関の受入れ状況等から、在留状況を4月に1回確認する必要があるもの</p> <p>③申請人が入管法上の届出義務(住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等)を履行していないもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。)</p>			

3 特定技能1号(更新)

	法人		個人	
	基本的な考え方	運用	基本的な考え方	運用

カテ 1			最長2年	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能雇用契約の期間が通算2年以上となることが見込まれるもので、かつ、通算在留期間5年のうち残余の在留期間が2年以上であるものについては、原則として「2年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間5年のうち残余の在留期間から、在留期間を「4月」から「1年11月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する
カテ 2	最長3年	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能雇用契約の期間が通算3年以上となることが見込まれるもので、かつ、通算在留期間5年のうち残余の在留期間が3年以上であるものについては、原則として「3年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間5年のうち残余の在留期間から、在留期間を「4月」から「2年11月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する 	最長1年	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能雇用契約の期間が通算1年以上となることが見込まれるもので、かつ、通算在留期間5年のうち残余の在留期間が1年以上であるものについては、原則として「1年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間5年のうち残余の在留期間から、在留期間を「4月」から「11月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する
カテ 3				

カテ 4	最長1年	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能雇用契約の期間が通算1年以上となることが見込まれるもので、かつ、通算在留期間5年のうち残余の在留期間が1年以上であるものについては、原則として「1年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間5年のうちの残余の在留期間から、在留期間を「4月」から「11月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する 	法人に同じ
共通事項	<p>次のいずれかに該当するものについては、上記にかかわらず「4月」を付与する</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定技能所属機関の適格性の観点又は外国人本人の在留状況から在留期間を「4月」とすることが相当なもの ②職務上の地位、活動実績、特定技能所属機関の受入れ状況等から、在留状況を4月に1回確認する必要があるもの ③申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行していないもの 		

(1) 用語の定義

「特定技能雇用契約の期間が通算3年（※）以上となることが見込まれるもの」とは、申請書に記載された滞在予定期間又は希望する在留期間が3年以上であり、かつ、特定技能雇用契約の期間が3年以上（雇用契約期間にかかわらず「自動更新」又は「更新する場合があります」などの記載があるものを含む。）である場合をいう（ただし、雇用契約書の記載内容から通算3年以上の雇用契約期間が見込まれない場合を除く。）。

※「期間が通算2年以上又は1年以上となることが見込まれるもの」の場合にあっては、この文中の「3年」は、「2年」又は「1年」と読み替えるものとする。

(2) 原則

特定技能所属機関の 카테고리ごとに定める1号特定技能外国人に付与することが可能な最長の在留期間の範囲において、特定技能雇用契約の期間及び通算在留期間5年のうちの残余の在留期間から付与することが相当な在留期間を決定する（通算在

留期間の計算方法については「第2の1(6)在留期間が通算して5年に達していないこと」を参照すること)。

ただし、特定技能所属機関の適格性の観点又は外国人本人の在留状況等から在留期間を「4月」とすることが相当なものについては、上記にかかわらず在留期間「4月」を決定する。

(3) 例外

ア 特定技能所属機関のカテゴリーごとに定める1号特定技能外国人に付与することが可能な最長の在留期間を決定する際に、許可後の通算在留期間5年のうちの残余の在留期間が6月を下回る場合は、特定技能所属機関のカテゴリーごとに定める1号特定技能外国人に付与することが可能な在留期間の範囲で、許可後の当該申請人の残余の在留期間が6月を下回らない最長の在留期間を決定する。

イ 許可に当たっては、申請人の通算在留期間が5年に達した時点で特定技能所属機関が帰国等必要な支援を行うこととしていることを確認する。

なお、許可決定時から実際の処分時まで申請人の「特定技能1号」の通算在留期間が変更となる可能性があるため、処分時においては特に留意する。

また、在留期限の満了日までに在留期間更新の許可を行う場合は、在留期間更新許可後の在留期限の起算日が現有在留資格に係る在留期限の満了日の翌日となることから、在留期限の満了日時点での通算在留期間を基に、付与する在留期間を決定することとなる点に留意する。

(注) 在留期間決定の例

- ① 在留諸申請に対する許可処分時の通算在留期間が2年の者について、残余の通算在留期間が3年であれば、「3年」を決定する(カテ1～3の法人に雇用される者で雇用期間が3年以上見込まれる場合に限る。)
- ② 在留諸申請に対する許可処分時の通算在留期間が1年10か月の者について、残余の通算在留期間が3年2か月であれば、「2年8月」を決定する(カテ1～3の法人に雇用される者で雇用期間が2年8か月以上見込まれる場合に限る。)
- ③ 在留諸申請に対する許可処分時の通算在留期間が4年7か月の者については、残余の通算在留期間が5か月であれば、「5月」を決定する。
- ④ 在留諸申請に対する許可処分時の通算在留期間が4年10か月の者について、残余の通算在留期間が2か月であれば、2か月を下回らない在留期間のうち最

短の「4月」を決定する。

(4) 1号特定技能外国人の通算在留期間5年から除く期間等に係る在留期間の決定

- ア 1号特定技能外国人から通算在留期間5年に達する概ね3か月前に、妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を通算在留期間5年から除くための在留諸申請がなされた場合、前記第2の1(6)イ(ウ)、(オ)、(カ)及び(キ)において認める休業期間の範囲のうちで当該申請人が業務に従事できなかった休業期間を上限として、上記(2)及び(3)のとおり在留期間を決定する(通算在留期間から除く期間の計算方法については「第2の1(6)在留期間が通算して5年に達していないこと」を参照すること)。

なお、1号特定技能外国人が妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事できず休業していることが届出等で判明した場合であっても、当該申請人の在留期間が通算在留期間5年に達するまでの間は、上記(2)及び(3)のとおり在留期間を決定する。

- イ 1号特定技能外国人から通算在留期間5年に達する概ね3か月前に、妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができない期間を通算在留期間5年から除くための在留諸申請がなされた際、現に当該申請人が休業中である場合は、前記第2の1(6)イ(ウ)、(オ)、(カ)及び(キ)において認める休業期間の範囲のうちで当該申請人が業務に従事できない休業予定期間又は1年のいずれか短い期間を上限として、上記(2)及び(3)のとおり在留期間を決定する(通算在留期間から除く期間の計算方法については「第2の1(6)在留期間が通算して5年に達していないこと」を参照すること)。

- ウ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人から、一定の要件を満たすとして、在留期間更新許可申請がなされ、当該申請人が当該在留資格をもって5年を超えて在留することについて相当の理由がある場合は、通算在留期間6年を上限として、上記(2)及び(3)のとおり在留期間を決定する。

4 特定技能2号

法人		個人	
基本的な考え方	運用	基本的な考え方	運用

カテ 1	最長3年	<ul style="list-style-type: none"> ・現に特定技能外国人（1号特定技能外国人を含む。）を受け入れている特定技能所属機関に雇用されているもので、特定技能雇用契約の期間が通算3年以上となることが見込まれるものについては、原則として「3年」を付与する 	最長2年	<ul style="list-style-type: none"> ・現に特定技能外国人（1号特定技能外国人を含む。）を受け入れている特定技能所属機関に雇用されているもので、特定技能雇用契約の期間が通算2年以上となることが見込まれるものについては、原則として「2年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間から、在留期間を「1年」又は「6月」のいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する
カテ 2		<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、特定技能雇用契約の期間から、在留期間を「2年」、「1年」又は「6月」までのいずれかの期間とすることが相当なものは当該期間を付与する 	最長1年	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能雇用契約の期間が通算1年以上となることが見込まれるものについては、原則として「1年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間から、在留期間を「6月」とすることが相当なものは当該期間を付与する
カテ 3				
カテ 4	最長1年	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能雇用契約の期間が通算1年以上となることが見込まれるものについては、原則として「1年」を付与する ・ただし、特定技能雇用契約の期間から、在留期間を「6月」とすることが相当なものは当該期間を付与する 		法人に同じ

共通事項	<p>次のいずれかに該当するものについては、上記にかかわらず「1年」又は「6月」を付与する。</p> <p>①現に、特定技能外国人（1号特定技能外国人を含む。）を受入れていない法人又は個人事業主に雇用されているものは「1年」を付与する</p> <p>②特定技能所属機関の適格性の観点又は外国人本人の在留状況から在留期間を「6月」とすることが相当なものは「6月」を付与する</p> <p>③職務上の地位、活動実績、特定技能所属機関の受け入れ状況等から、在留状況を6月に1回確認する必要があるものは「6月」を付与する</p> <p>④申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行していない場合は在留期間「6月」を付与する（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（1）用語の定義

ア「現に特定技能外国人（1号特定技能外国人を含む。）を受け入れている」とは、申請日時点において、当該申請人を雇用する機関が、在留資格「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格を有して本邦に在留する外国人を雇用していることをいう。

イ「特定技能雇用契約の期間が通算3年（※）以上となることが見込まれるもの」とは、申請書に記載された滞在予定期間又は希望する在留期間が3年以上であり、かつ、特定技能雇用契約の期間が3年以上（雇用契約期間にかかわらず「自動更新」又は「更新する場合があります」などの記載があるものを含む。）である場合をいう（ただし、雇用契約書の記載内容から通算3年以上の雇用契約期間が見込まれない場合を除く。）。

※「期間が通算2年以上又は1年以上となることが見込まれるもの」の場合にあつては、この文中の「3年」は、「2年」又は「1年」と読み替えるものとする。

（2）原則

特定技能所属機関の 카테고리ごとに定める2号特定技能外国人に付与することが可能な最長の在留期間の範囲において、特定技能雇用契約の期間から付与することが相当な在留期間を決定する。

ただし、申請人が現に特定技能外国人を受け入れていない法人又は個人事業主に雇用されている場合は、上記にかかわらず在留期間「1年」を決定し、また、特定技能所属機関の適格性の観点又は外国人本人の在留状況等から在留期間を「6月」とすることが相当なものについては、上記にかかわらず在留期間「6月」を決定する。

5 在留期間決定に際しての留意事項（「特定技能1号」及び「特定技能2号」共通）

- (1) 個人事業主は、一般的に厚生年金保険の適用事業所でない場合が多く、外国人本人の国民健康保険料及び国民年金保険料の支払い義務が時効により2年で消滅することに鑑み「特定技能1号」及び「特定技能2号」に付与する在留期間の上限を「2年」とする。

[Redacted text block]

- (2) 申請人が納税及び公的保険の保険料納付を始めとする各種の公的義務を履行していない場合の確認については、後記第7の2のとおり、当該義務の履行状況を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

- (3) 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

- (4) [Redacted text block]

ア [Redacted text block]

(ア) [Redacted text block]

[Redacted text block]

(イ) [Redacted text block]

[Redacted text block]

イ [Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第6 指定書の記載

入管法施行規則第31号の4様式による指定書をもって「特定技能1号」又は「特定技能2号」に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を指定するところ、同指定書の記載については、次のとおりとする。

なお、「特定技能1号」又は「特定技能2号」において、特定技能所属機関又は特定産業分野の変更に伴い、在留資格変更許可を受けた場合は、新たな指定書を作成し本邦の公私の機関及び特定産業分野を指定することとする。

1 特定技能1号

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称 ○○○○株式会社

所在地 ○○県○○市○○町1-1

・特定産業分野 ○○

(複数の特定産業分野を指定する場合) : ○○、○○

2 特定技能2号

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称 ○○○○株式会社

所在地 ○○県○○市○○町1-1

・特定産業分野 ○○

(複数の特定産業分野を指定する場合) : ○○、○○

第7 在留諸申請におけるその他の留意事項

1 在留資格認定証明書交付申請

在留資格認定証明書を交付する場合には、指定書を在留資格認定証明書の裏面左上にステイプラーで留めた上、指定書と在留資格認定証明書を入国審査官認証印で割り印する。

2 在留資格変更許可申請

(1) 申請人のこれまでの在留活動の状況、在留の必要性等の在留資格等

ア 申請人の変更前の在留資格が、以下のいずれにも該当していないことを確認する。

- ① 「留学」の在留資格を有する者で、所属していた教育機関における在籍状況が良好でないもの（在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことに

つき正当な理由がある場合を除く。なお、在籍状況に係る評価については、第12編第21節「留学」第1の4(2)イ(イ)に記載の「留学」に係る在留期間更新時の取扱いを参考とすること。))

- ② 「失踪した技能実習生」(在留資格「技能実習」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。)
- ③ 「短期滞在」の在留資格を有する者
- ④ 在留資格の活動を行うに当たって計画(以下「活動計画」という。)の作成が求められるものであって、その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの(注1)、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの(注2)

(注1) その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの

- ・ 「技能実習」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)
- ・ 「研修」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)
- ・ 「特定活動(日本料理海外普及人材育成事業)」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)
- ・ 「特定活動(特定伝統料理海外普及事業)」
- ・ 「特定活動(製造業外国従業員受入事業)」
- ・ 「特定活動(インターンシップ)」
- ・ 「特定活動(サマージョブ)」
- ・ 「特定活動(EPA 看護師候補者、EPA 介護福祉士候補者)」(研修の途中にあるものに限られ、当該研修を修了したものを除く。)

(注2) その活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの

- ・ 「特定活動(外国人起業活動促進事業)」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)
- ・ 「経営・管理(外国人創業人材受入促進事業)」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)

イ 技能実習計画の途中の者から在留資格変更許可申請があった場合は、前記ア④に該当しないことを判断するに際して、以下の資料を求め、計画の途中で技能実習を終了

し、特定技能へ移行することについて「やむを得ない事情」があることを確認する。

- ・ 特定技能所属機関が作成した理由書（任意様式）
- ・ 現に当該技能実習生が所属する監理団体又は実習実施者等による理由書（任意様式）

※ いずれかの資料が提出できない場合には、その理由について説明を求める。

ウ 前記イの特定技能へ移行することに「やむを得ない事情」があると申告する事案については、申請人本人、監理団体及び実習実施者等の関係者から、実習先変更に向けた調整等の状況を含めた状況の説明を求めた上で、以下の事案を除き、本庁に上申する。

- ・ 技能実習3号に移行後、実習実施者の経営上の都合や、実習実施者が外国人技能実習機構からの技能実習計画認定取消し等の行政処分を受けたこと等、技能実習生の責めに帰すべき事情（労使間のトラブルも含む。）によらず、技能実習の実施継続が困難となった場合で、転籍先が見つからない場合
- ・ 本人が技能実習2号修了後に特定技能1号への移行を希望していたものの、特定技能所属機関の経営上の都合により特定技能1号の採用が取りやめになったことや、監理団体や実習実施者等が技能実習3号への移行を求めていたことによりこれらの者から特定技能1号への移行のための協力が得られなかったこと等の事情に起因して、技能実習3号へ移行した場合

エ なお、技能実習計画の目標を達成した者については、技能検定に合格するなど技能実習計画の目標を達成しており、かつ、特定技能への在留資格変更許可申請を行い、技能実習計画を予定よりも早期に終了することに外国人が同意していると認められる場合にあつては、特定技能への移行に当たって技能実習を修了したものと取り扱う。また、申請人が技能実習3号で在留中であり、技能実習計画の残余期間が1月未満で、技能実習を早期に終了することに申請人、実習実施者及び監理団体が同意していると認められる場合にあつては、特定技能への移行に当たって技能実習を修了したものと取り扱う。

- (2) 中長期在留者として在留中の者が、在留資格「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う場合、特定技能で在留中の特定技能外国人が、特定技能所属機関を変更し、他の特定技能所属機関に移行（転職）する場合又は特定産業分野を変更する場合にあつては、在留資格変更許可申請を行う必要があるところ、特に「特定技能1号」の在留資格を有する者については通算在留期間が5年に限定されていることに鑑み、審査を迅速に

付)の猶予又は納付受託等)又は社会保険料の納付免除措置の準備を行っているものの時間を要する場合などをいう。なお、納付免除等の申請中の者につき、当該申請を行っていることを証明する申請書控え等の提出を求めることは要しない。

(4) 税の納付義務履行状況に係る確認

特定技能外国人は、源泉徴収や特別徴収制度により、特定技能所属機関が特定技能外国人の給与から納付すべき税金を預かり、特定技能外国人に代わって納税しているため、特定技能外国人が直接納税することは想定されないが、留学生など他の在留資格により中長期在留者として在留している者が在留資格「特定技能」へ在留資格変更許可申請を行う場合のほか、特定技能外国人が途中で特定技能所属機関を変更し、複数の機関から給与所得を得ていた場合や給与所得以外の所得が発生した場合には、これらの外国人は確定申告を行うなどして、自ら納税することを要することから、納税義務の履行状況について、次のとおり確認する。

なお、後記エの個人住民税に係る納税義務の履行状況の確認において、特定技能所属機関が特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を納付していないことに起因して、特定技能外国人が個人住民税の未納があることが判明した場合には、特定技能所属機関が、特定技能基準省令第2条第1項第1号の規定に基づき、労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないこととして取り扱うこととし、特定技能外国人本人が納税義務を履行していないものと評価しないこととする。

ア 確定申告の要否に係る確認

- (ア) 課税年度が全ての納期が経過している直近1年度分の個人住民税の納税証明書の賦課年度と同一年度の個人住民税の課税証明書の「総所得の金額」欄と、当該課税証明書と同一年分の給与所得の源泉徴収票の「給与所得金額」(給与所得控除後の金額)欄の金額が同一であることを確認する(源泉徴収票が複数枚ある場合はその全ての源泉徴収票の金額を合算した額。)。課税証明書の「総所得の金額」欄と源泉徴収票の「給与所得金額」(給与所得控除後の金額)の欄の金額が同一である場合又は [] には後記イ(確定申告を要しない場合)、同一でない場合かつ [] は後記ウ(確定申告を要する場合)の規定による確認を行う。

- (イ) 課税証明書の「分離課税の所得」欄に金額が記載されていないことを確認する。
「分離課税の所得」欄に金額が記載されていない場合は後記イ（確定申告を要しない場合）、金額が記載されている場合は後記ウ（確定申告を要する場合）の規定による確認を行う。

イ 確定申告を要しない場合

源泉徴収票、個人住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書の記載により、収入額が契約時の金額を下回っていないこと並びに源泉徴収により所得税が特定技能所属機関から納付されていることを確認する。

ウ 確定申告を要する場合

- (ア) 源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税を税目とする納税証明書（その3）の記載から、当該税目に係る税の未納がないことを確認する。

- (イ) 納税証明書（その3）の記載から各税目に未納があることが判明した場合には速やかに未納がある税を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね1か月後又は特例期間の満了日の1か月前のいずれか早い日までを目安に未納がある税を納税したことを示す資料の提出を求める。

- (ウ) なお、速やかに税の納付ができない場合には管轄の税務署に税の納付に係る相談を行わせて上、法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けた場合には、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その1）で備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載のあるもの又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。

- (エ) 指定した期間内に、未納がある税目に係る納税証明書（その3）、納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書（その1）又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しが提出された場合には、納税義務を履行しているものと評価する。

- (オ) ただし、

は確定申告に係る指導を要しない。

エ 個人住民税

- (ア) 課税年度が全ての納期が経過している直近1年度分の個人住民税の納税証明書の

賦課年度と同一年度の個人住民税の課税証明書の「年税額」欄と、当該個人住民税の納税証明書の「納付すべき額」欄の金額が同一であることを確認した上で、課税証明書及び納税証明書の記載から、当該税目に係る税の未納がないことを確認する（市区町村によって表記内容が異なるため注意する。）。納期未到来がある納税証明書が提出された場合であっても、改めて納期到来となっている納税証明書の提出を求めることは要しないことに留意する。ただし、この場合であって、納期が到来分の未納額が確認できる場合は、申請人又は所属機関（特別徴収の場合）に対し、納期到来分の個人住民税を納付したことを示す資料を求め、納付状況を確認すること。

- (イ) 課税証明書及び納税証明書の記載から未納があることが判明した場合には、特定技能所属機関が特別徴収をした個人住民税を市町村に納付していない可能性があることから、特定技能外国人及び特定技能所属機関から事実関係を確認する。
 - (ウ) 特定技能所属機関が特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を納付していないことに起因して、特定技能外国人が個人住民税の未納があることが判明した場合には、特定技能所属機関が、特定技能基準省令第2条第1項第1号の規定に基づき、労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないこととなるため、特定技能所属機関（特定技能所属機関が特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を納付していないことに起因しない場合は特定技能外国人本人）に対し、速やかに特別徴収をした個人住民税を納付するよう指導するとともに、当該指導からおおむね1か月後又は特例期間の満了日の1か月前のいずれか早い日までを目安に税を納税したことを示す資料の提出を求める。
 - (エ) なお、速やかに税の納付ができない場合には管轄の市町村に税の納付に係る相談を行わせた上、法定の納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）を受けた場合には、納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写しを提出するよう案内する。
 - (オ) 指定した期間内に、納税証明書、納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予若しくは納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書又は納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予若しくは納付受託）に係る通知書の写しが提出された場合には、納税義務を履行しているものと評価する。
- ウ 上記ア、イ、ウ及びエの確認の結果、申請人に税の納付義務不履行がある場合については、上記（3）ウと同様に取り扱う。

(5) 特定技能所属機関の法人格に変動が生じた場合の手続**ア 個人事業主が法人化する場合又は法人が個人事業主となる場合の手続等**

特定技能所属機関である個人事業主が法人化する場合又は法人が個人事業主となる場合は、特定技能雇用契約の主体が変更され、法務大臣が指定した本邦の公私の機関に変更が生じることから、新たな事業組織による在留資格変更許可申請が必要となる。

イ 個人事業主が死亡した場合の手続等

個人事業主が死亡した場合には、特定技能雇用契約の法人格が失われ、当該契約も終了することとなるから、特定技能外国人が「特定技能」に係る活動の継続を希望する場合には新たな本邦の公私の機関と特定技能雇用契約を締結した上、在留資格変更許可申請が必要となる。

なお、個人事業主が死亡した場合には、個人事業主の遺族を届出者として、死亡日から14日以内に特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式第3-1号）及び受入れ困難に係る届出書（参考様式第3-4号）を提出するよう指導・助言する。

ウ 法人の合併等をする場合の手続等

現に特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関が、法人の合併等に際し、消滅する法人（以下「消滅法人」という。）又は合併後存続する法人（以下「存続法人」という。）となったり、合併により新たに設立される法人（以下「新設法人」という。）において特定技能外国人を受け入れようとする場合の取扱いは次のとおりとする。

(ア) 吸収合併の場合の取扱い**a 在留資格変更許可申請が必要となる場合**

合併前の特定技能所属機関が消滅法人である場合であって、合併後に存続法人が特定技能所属機関となろうとするときは、在留資格変更許可申請が必要となる。この場合、特定技能雇用契約に基づいた「特定技能」に活動を行う期間に空白が生じることを避けるため、在留資格変更許可申請に当たっては、例えば合併を議決した総会議事録等により合併が確実に行われることを確認することにより、合併と同日付けで在留資格変更許可を受けることが可能となるよう、存続法人を特定技能所属機関として事前に在留資格変更許可申請を行うことが望ましい。その際、合併により、事業開始予定日まで又は事業開始予定日付けで、法人の名称、住所、代表者、役員が変更するときであって、これらについて、在留資格変更許

可申請時に合併を議決した総会議事録等により当該変更が確認できるときは、在留資格変更許可申請書においては、変更後のものを記載し、変更後直ちに、その内容に違いがない旨の報告を行わせることとする。合併後の法人を特定技能所属機関とする在留資格変更許可申請を合併前に行わせるものであるため、通常の在留資格変更許可申請の手続に必要な関係書類のほか、原則として、以下の書類を提出することが必要となる（当該書類のうち、合併後に入手可能となる書類については、合併前に当該書類を提出できない理由と提出できない書類を在留資格変更許可後に提出できるようになった段階で速やかに提出させることを誓約させた（任意様式）上で、審査を進めて差し支えない。なお、許可後に提出があった書類については、当該申請人の申請記録に追送する。）。

- ・ 合併の経緯、合併後の法人及び「特定技能」に係る活動を行わせる事業所の概要
- ・ 関係法人の総会議事録（合併を議決したもの）
- ・ 社会・労働保険等合併後に提出すべき書類
- ・ 存続する法人及び消滅する法人の最近の事業年度における貸借対照表等

また、特定技能基準省令第2条第1項第11号に規定する特定技能雇用契約継続履行に関する基準は、原則として、存続する法人の貸借対照表等により確認することとなるが、合併により存続する法人の資産状況が大きく毀損するおそれがある場合（消滅する法人の最近の事業年度の決算において、多額の負債が確認できる場合など）にあつては、合併後も特定技能雇用契約を継続して履行できる体制（財産的基礎）を有していることを疎明することとする。

b 在留資格変更許可申請を必要としない場合

存続法人が特定技能所属機関である場合であつて、合併後も存続法人が特定技能所属機関となるときは、新たに在留資格変更許可申請を行う必要はない。

(イ) 新設合併の場合の取扱い

新設合併の場合（合併する法人が全て解散し、それと同時に新設法人が成立する場合）には、合併後に新設法人が特定技能所属機関となるときは、在留資格変更許可申請が必要となる。この場合、吸収合併の場合の取扱いと同様の手続により事前に在留資格変更許可申請を行うこととして差し支えない。申請時には新設法人の主体はないものの、特例的に合併後の予定に基づいて申請書等を記載するものとし、新設法人の成立後直ちに、その内容に違いがない旨を報告することが

必要である。なお、全ての消滅法人が合併前に特定技能所属機関であり、かつ、当該消滅法人の事業所において、合併後に新設法人が引き続き特定技能所属機関となるときであっても、特定技能雇用契約を継続して履行できる体制（財産的基礎）に係る基準の判断については、通常どおり取り扱うこととなる。

（ウ）吸収分割等の場合の取扱い

既に存在する他の法人に分割する法人の営業を継承させる吸収分割の場合又は新設する法人に分割する営業を継承させる新設分割の場合には、吸収合併の場合の取扱いに準じて対応することとなる。

3 在留期間更新許可申請

- （1）申請書の勤務先、職歴、職務上の地位及び職務内容欄の記載並びに立証資料により、「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格に係る活動を継続するものであることを確認する。
- （2）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、収入額が契約時の金額を下回っていないことを確認する。
- （3）特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所でない場合は、前記2（3）のとおり確認する。
- （4）特定技能外国人が確定申告を要することの確認及び確定申告を要する場合の納税義務の履行については、前記2（4）のとおり確認する。
- （5）直近の申請において、上記2（3）ウ又は（4）ウの取扱いに従って在留を許可した者については、誓約どおりに義務の履行がされていない場合には更新を認めない。

4 国税局への通報

特定技能外国人及び特定技能所属機関に、国税に係る一定程度の滞納があることを理由として、特定技能に係る在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請を不許可とする場合には、不許可処分とする前にあらかじめ、別記第64号様式により管轄する国税局へ通報する。

※ 通報先の国税局では、滞納された国税に係る徴収手続をとるため、通報に係る情報を速やかに把握する必要があることから、国税局に通報書を送付する前にあらかじめ電話をし、通報書の記載内容を口頭で伝えるとともに、通報書を速達により郵送する。

※ 国税局においては、通報のあった外国人を特定する必要があることから、通報書の記載に当たっては、備考欄の余白に、申請を不許可とする特定技能外国人の住居地を記載する。

5 人手不足状況の変化等への対応としての在留資格認定証明書の交付の停止等

- (1) 基本方針においては、分野別運用方針に記載する向こう5年間の受入れ見込数については、大きな経済情勢の変化が生じない限り、「特定技能1号」の在留資格をもって在留する外国人の受入れの上限として運用するとされている。
- (2) 法務大臣等の制度関係機関の長等及び分野所管行政機関の長は、人手不足状況の変化の程度その他の受入れをめぐる状況を踏まえて、今後の受入れ方針等について協議することとし、必要に応じ、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を講じることができることとなっている。
- (3) これらの措置を執ることとなった場合の在留諸申請における取扱いについては、別途、本庁から通知することとなることから、それに従う。

6 一定の事業規模のある特定技能所属機関に対する在留諸申請における提出書類の省略について

- (1) 令和7年4月1日以降に受け付ける在留諸申請については、機関の適格性を確認する書類は定期届出で確認することとなるため、同一年度内に既に特定技能外国人を受け入れている機関については、機関の適格性に関する書類の提出を要さないこととする。また、初めて特定技能外国人を受け入れる場合（過去に受入れをしていた場合であっても、特定技能外国人の雇用がなく直近の定期届出を提出していない場合を含む。）も下記(2)に該当する場合は、提出書類の省略が認められる。

下記(2)に該当する機関については、当該機関に該当することを立証する資料及び書類省略に当たっての誓約書（参考様式第1-29号）を提出させることで、在留諸申請に必要な書類のうち、下記(3)の書類提出の省略を認める。なお、(2)⑤に該当する場合の法定調書合計表は、同一法人内において所得税源泉徴収に係る手続が支店等の事業所ごとに行われており、法定調書合計表が事業所ごとに作成されている場合には、本店事業所等複数の事業所の源泉徴収税額を合算して1,000万円以上となれば、一定の事業規模があるものとして取り扱って差し支えない。

ただし、審査で疑義があれば、省略を認める書類の提出を求めた上で、審査をする。

(2) 対象となる機関

過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けていない機関であって、在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ以下のいずれかに該当する機関

- ① 日本の証券取引所に上場している企業

- ② 保険業を営む相互会社
 - ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
 - ④ 一定の条件を満たす企業等
 - ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
 - ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人
- (3) 省略を認める書類
- ① 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）
 - ② 登記事項証明書
 - ③ 業務執行に関与する役員住民票の写し
 - ④ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号）
 - ⑤ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料
 - ⑥ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料
 - ⑦ （特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料
 - ⑧ （特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料
 - ⑨ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）
 - ⑩ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）

第8 応用・資料編

1 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する資料

特定技能の在留資格に係る審査等の業務に従事するに当たっては、以下の資料が本庁ホームページで公表されており、その内容を参照する必要がある。

(1) 基本方針

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、法第2条の3第1項の規定に基づき、政府が策定したもの。

基本方針には、①特定技能制度の意義等に関する事項、②特定産業分野に関する基本的な事項等、③特定産業分野において求められる人材に関する基本的な事項、④特定技能所属機関に係る施策に関する基本的な事項、⑤特定技能制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、⑥特定技能制度の運用に関するその他の重要

事項が定められている。

(2) 分野別運用方針及び分野別運用要領

人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、法第2条の3第1項及び第2条の4第1項の規定に基づき、以下の分野において、法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省（制度所管省庁）並びに分野所管省庁が、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）及び当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領（分野別運用要領）を策定したもの。

分野別運用方針には、①人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野、②当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項、③当該産業上の分野において求められる人材の基準に関する事項、④在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項、⑤その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項が定められている。

(3) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

在留資格「特定技能」に係る施策が多数含まれており、年度単位で定期的に改訂が行われている。

2 審査等を実施する上での留意事項

(1) 労働関係法令の遵守

ア 特定技能外国人の受入れは、雇用契約に基づいて行われるものであり、特定技能外国人を受け入れる使用者側には、労働関係法令を遵守することが必要であり、労働関係法令に違反した場合には処罰の対象となる。特に、賃金不払について最低賃金法や労働基準法を遵守するほか、法務省令等において申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等以上であることを規定されていることに留意する。

また、「管理費」等の名目で特定技能外国人の賃金から控除したり、賃金の一部を預かることは、労働関係法令上、違法となることから、行うべきでないこ

とを指導する。

イ 特定技能所属機関は、特定技能外国人について労働時間の管理を行う必要があるほか、時間外労働や休日労働を行わせる場合には、労働基準法に定める割増賃金の支払だけでなく、労使協定（36協定）の締結が必要である。

なお、農業分野と漁業分野の特定技能所属機関については、労働時間、休憩及び休日に関する労働基準法の規定（深夜業、年次有給休暇に関する規定を除く。）の適用が除外されていることに留意する必要がある。

（参考1）変形労働時間

労働基準法第32条の2から第32条の5までに規定する労働時間に関する制度をいい、フレックスタイム制と呼ばれる。変形労働時間制を採用する場合にあつては、労働基準法に定める就業規則等の制定、書面による協定、労働時間等の規定を遵守していることが当然必要である。

（参考2）交替制勤務

交替制勤務は、24時間切れ目無く業務が続く業種、早朝から深夜まで業務が継続する業種、待機を伴う業務、年中無休で継続する業務、業務時間が断続的な場合など所定労働時間以上に及び業務体系が必要なときに、労働者を交替で勤務させる勤務形態をいう。

（2）職業紹介関係

本制度では、技能実習制度（団体監理型技能実習）と異なり、必ずしも雇用関係の成立のあっせんを行う者が存在することを想定しているものではないものの、特定技能外国人と特定技能所属機関の雇用関係の成立のあっせんを行う者が存在する場合にあつては、当該あっせん者は、職業安定法第30条、第33条及び第33条の3の規定に基づき無料職業紹介の届出若しくは許可又は有料職業紹介事業の許可を得た上で特定技能外国人のあっせんを行わなければならないことに留意する必要がある。

また、船員職業安定法上の船員に該当する特定技能外国人の雇用関係の成立のあっせんを行う者については、同法第34条により、無料の船員職業紹介事業の許可を得ることが求められる。

なお、有料職業紹介の許可で行うことができない職業紹介には、建設業、港湾運送業務があることに留意する。

厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」において、都道府県、届出・許可番号等を入力することにより取扱い範囲等を確認することが可能である。

(注) 新規取得の場合は同サイトに反映されるまで1～2か月を要している。